

資料 1

(案)

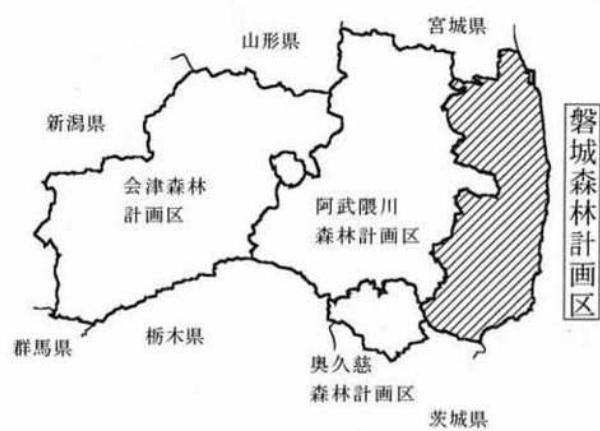
磐城地域森林計画書 (磐城森林計画区)

自 令和 5 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 15 年 3 月 31 日

福 島 県

磐城森林計画区位置図

福島県の森林計画区



いわき市地区名

- | | |
|------|------|
| ①平 | ⑧好間 |
| ②常磐 | ⑨小川 |
| ③小名浜 | ⑩三和 |
| ④内郷 | ⑪四倉 |
| ⑤勿来 | ⑫川前 |
| ⑥遠野 | ⑬久之浜 |
| ⑦田人 | ⑭大久 |



□ 森林計画制度について

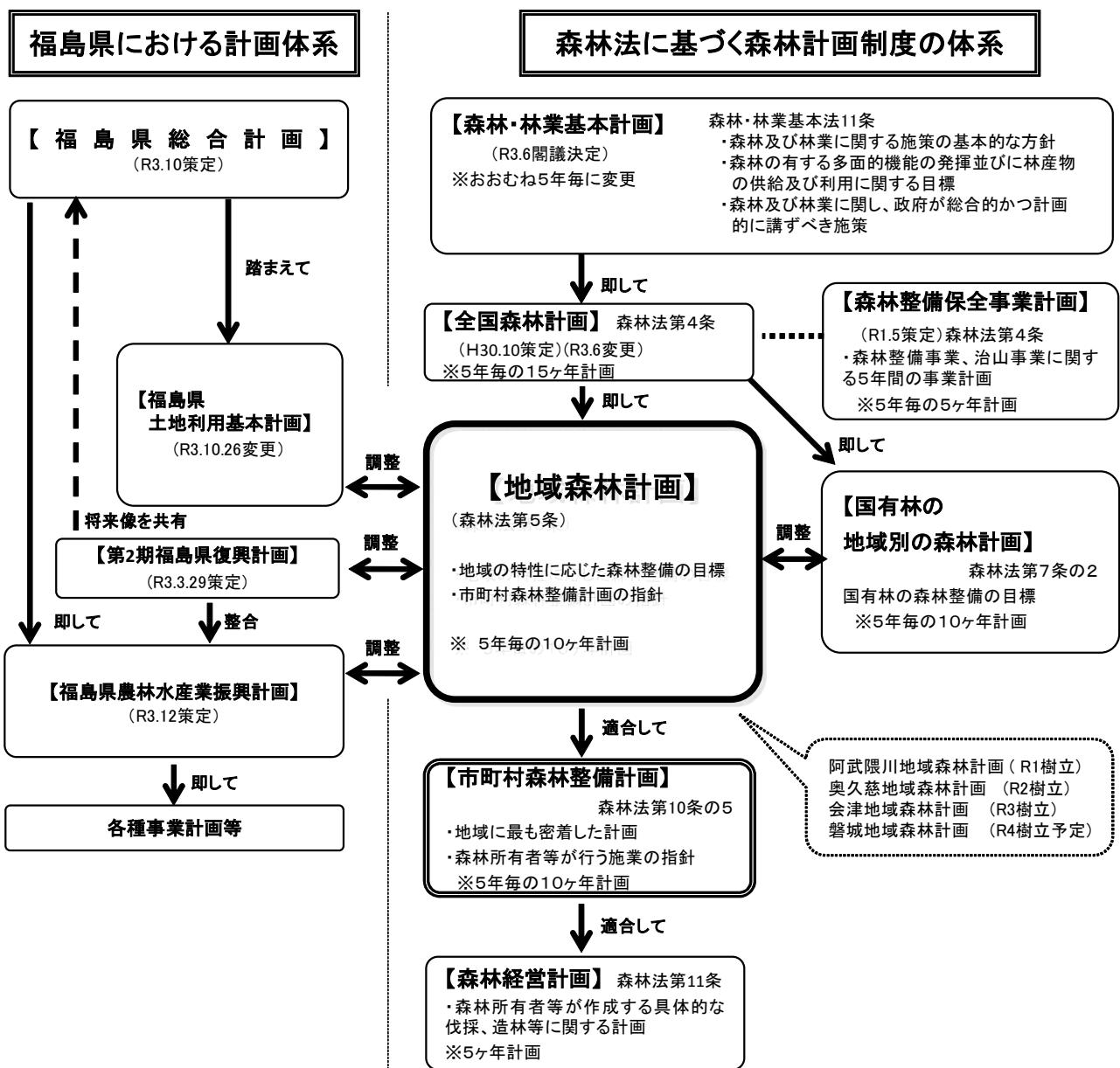
森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。

また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じて実施する必要があるため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して、知事が各森林計画区の民有林について5年毎に10年を1期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものです。

森 林 林 業 に 関 す る 計 画



全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

○全国森林計画（計画期間15年）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
平成30年度樹立 全国森林計画 (令和元～15年度)																

前期 5 年

中期 5 年

後期 5 年

○地域森林計画

（計画期間10年）

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
令和 4 年度樹立 磐城地域森林計画 (令和5～14年度)														

前期 5 年

後期 5 年

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	5

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	8
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	8
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	8
2 その他必要な事項	
(1) 森林の放射性物質対策	8
(2) 木質バイオマスの利活用の推進	8
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	15
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	17
(3) その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	18
(2) 天然更新に関する指針	20
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	21
(4) その他必要な事項	21
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	24
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	25
(3) その他必要な事項	27

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	28
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	28
(3) その他必要な事項	29
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	34
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	34
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	34
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	35
(5) 林産物の搬出方法等	35
(6) その他必要な事項	35
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	36
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	36
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	36
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	37
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	38
(6) その他必要な事項	38
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	38
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	38
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	39
(4) その他必要な事項	39
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	40
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	40
(3) 治山事業の実施に関する方針	40
(4) 特定保安林の整備に関する事項	40

(5) その他必要な事項	40
--------------	----

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	41
(2) その他必要な事項	41

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	42
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	42
(3) 林野火災の予防の方針	42
(4) その他必要な事項	42

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準	43
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	43

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	44
2 間伐面積	44
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	44
4 林道の開設及び拡張に関する計画	45

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	45
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	46
(3) 実施すべき治山事業の数量	46

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

46

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法	46
2 その他必要な事項	46

別 表

別表 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 9
別表 2 人工造林及び天然更新別の造林面積	5 0
別表 3 林道の開設及び拡張に関する計画	5 1
別表 4 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	5 9
別表 5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	6 1
別表 6 実施すべき治山事業の数量	6 6
別表 7 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	7 1
別表 8 保安林その他制限林の施業方法	7 2

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1 0 1
(2) 地 況	1 0 2
(3) 土地利用の現況	1 0 3
(4) 産業別生産額	1 0 4
(5) 産業別就業者数	1 0 5

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	1 0 6
(2) 制限林普通林別森林資源表	1 1 0
(3) 市町村別森林資源表	1 1 2
(4) 所有形態別森林資源表	1 1 6
(5) 制限林の種類別面積	1 1 8
(6) 樹種別材積表	1 2 2
(7) 特定保安林の指定状況	1 2 3
(8) 荒廃地等の面積	1 2 4
(9) 森林の被害	1 2 6
(10) 防火線等の整備状況	1 2 8

3 林業の動向	
(1) 林家数	129
(2) 森林経営計画の認定状況	130
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	131
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	132
(5) 林業事業体等の現況	134
(6) 林業労働力の概況	135
(7) 林業機械化の概況	136
(8) 作業路網等の整備の概況	137
4 前期計画の実行状況	
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	138
(2) 間伐面積	138
(3) 人工造林・天然更新別面積	138
(4) 林道の開設及び拡張の数量	138
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	139
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	139
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動	140
(2) 森林以外より森林への異動	140
6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	141
(2) 分期別期首別資源表	142
7 その他	
(1) 持続的伐採可能量	143

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）から11年が経過しました。

本計画区では、原子力発電所事故に伴う避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域をいう。以下同じ。）の指定により、福島第一原子力発電所を中心とする広い範囲で立ち入り等が制限されましたが、被災した施設の復旧や除染事業の進捗により、避難指示区域の一部が解除されています。現在、避難生活を余儀なくされてきた住民の帰還が進められています。

(1) 位置及び面積

本計画区は県の東部に位置し、太平洋と阿武隈高地に挟まれた南北に細長い「浜通り」と呼ばれる地域で、相馬市、南相馬市、いわき市、双葉郡、相馬郡の13市町村からなり、総土地面積は297千haと県土の22%を占めています。

県の行政区分では、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡が相双地域（相双農林事務所）、いわき市がいわき地域（いわき農林事務所）となっています。

(2) 自然的背景

ア 地勢

北は宮城県境から南は茨城県境に接し、西に阿武隈高地（鹿狼山、靈山、日山、大滝根山、矢大臣山、芝山、朝日山等）が南北に連なっています。

主な河川は、北から宇多川、真野川、新田川、請戸川、高瀬川、木戸川、夏井川、鮫川で、阿武隈高地に源を発し太平洋に注ぎ込むため、延長は短く、河床勾配は急です。

耕地や市街地はこの流域沿いに拓かれています。

イ 地質及び土壤

地質は、阿武隈高地側の畠川破碎帯と山裾の双葉断層の大きな2つの断層が南北に走り、畠川破碎帯の東西に中生代の花崗岩類が分布し、双葉断層まで続いています。双葉断層から太平洋にかけては新生代の第三紀上部層、第四紀の洪積層、沖積層が分布しています。いわき市周辺部はいくつもの断層が走り、山側に御在所式結晶片岩、花崗閃緑岩が分布し、海側には新生代の白水層、湯長谷層、沖積層が分布しています。

土壤は、阿武隈高地の平坦部及び東縁地帶には褐色森林土が分布しています。北部低山地帶は土壤の発達が悪く、未熟土壤や、黄褐色系褐色森林土が大半を占め、南部低山地帶も、黄褐色系褐色森林土が大半を占めています。

ウ 気候

太平洋に面しているため海洋性の温暖な気象条件に恵まれ、年間を通じて比較的温暖で年平均気温は山間部で10℃、平野部で13℃となっています。年間降水量は山間部で約1,400mm、海岸平野部は約1,500mmであり、太平洋岸の平野部は、県内でも積雪の少ない地域となっています。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は204千haで、民有林が118千ha（58%）、国有林が86千ha（42%）となっています。林野率は69%で、ほぼ県平均と同じ比率になっています。

森林以外では、農地が13千ha（4%）、宅地が15千ha（5%）等となっています。

イ 人口の推移

本計画区の人口は441千人（令和4年8月1日現在）で、県全体の25%を占めています。前回樹立時と比較すると97%となっております。また、東日本大震災及び原子力災害の影響により、計画区内の多くの住民が県内外への避難を余儀なくされてきましたが、避難指示区域の解除等に伴い帰還が進められています。

ウ 交通網

本計画区の南北には、常磐自動車道、国道6号、JR常磐線が太平洋岸沿いに並行し、東西には磐越自動車道、国道は北から115号、114号、288号、49号、289号の各線、JR磐越東線のほか、東北中央自動車道も令和3年4月に全線開通されました。

海路においては、小名浜港が重要港湾、国際貿易港として大きな役割を果たしており、相馬港も重要港湾として整備されていましたが、東日本大震災により交通基盤や港湾施設に甚大な被害が発生し、また、原子力災害による避難指示区域の指定等により、本計画区は南北間の交通が分断される状態となりました。

現在では常磐自動車道の全線開通や国道6号の再開通、JR常磐線の全線開通がなされました。

エ 地域産業の概要

本計画区の総生産額（令和元年度）は23,744億円で、県全体の30%を占めています。内訳は、第一次産業0.7%、第二次産業38%、第三次産業61.3%となっています。

(4) 森林・林業の現況

東日本大震災によって、林地、林道の崩壊、林産施設等の損壊、海岸防災林の流失等甚大な被害が発生しました。また、原子力災害に伴う避難指示区域での生産活動の停止等により、計画区内の森林・林業・木材産業は大きな影響を受けています。

一方、国・県による放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積が進んでおり、森林整備と放射性物質対策を一体的に行う事業や特用林産物の出荷制限解除に向けた実証など、森林林業の再生に向けた取組が進められています。

ア 森林の概要

当地域の林相は、大きく3つに分けられます。いわき市夏井川付近より南側の山間地域は、土壤条件がスギの適地であることから、スギを主体とした人工林率の高い地域となっており、それより以北の地域は、アカマツ林が多く、山頂にかけてコナラ・ミズナラ・クヌギ等の広葉樹が見られ、比較的肥沃な沢筋はスギの造林地が分布しています。また、海岸線沿いにはクロマツが広がり、スダジイ・シロダモ・ヤブツバキなども見られます。

民有林のうち、天然林は53千ha（45%）、人工林は62千ha（53%）、未立木地等は3千ha（2%）となっています。気象や地況等の自然条件に恵まれていることから、人工林率は県平均を大幅に上回っていますが、木材価格の低迷、造林経費の高騰で新たな造林面積は減少しています。人工林を齢級別でみると9齢級以上が8割以上を占めています。

民有林の総蓄積は39,826千m³で、人工林が31,742千m³（平均513m³/ha）、天然林が8,084千m³（平均152m³/ha）となっており、人工林が80%を占めています。

イ 林業・木材産業の概要

(ア) 森林所有形態・林家数・林業所得

民有林の所有形態は、私有林81%、公有林16%、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター2%、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社1%となっています。

林家数は約5,900戸で、保有山林規模別にみると50ha以上の所有者は13%、5ha未満が19%、5ha～50ha未満が67%となっています。令和元年度の林業生産額は22億円で、総生産に占める割合は、県平均と同じ0.1%となっています。

(イ) 森林組合

計画区内は組合員所有の森林面積が85千ha、民有林の74%を占めており、4つの森林組合が地域林業に対し重要な役割を果たしています。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故により、営林活動の制限や事務所の移転を余儀なくされており、地域の森林管理に重大な影響を及ぼしています。

(ウ) 林道

既設林道の延長は令和2年度末で1,081km、林道密度は9.15m/haと県平均7.26m/haを大きく上回っています。

(エ) 林産・木材産業

本計画区は、素材生産量は県内の約3割、木材需要量は県内の約4割を占めるなど、林産・木材産業が盛んですが、東日本大震災及び原子力災害により、事故から11年が経過した現在でも、相双地区を中心に大きな影響を受けています。

令和元年における状況は以下のとおりです。

- ・素材生産量は、民有林、国有林を合わせ243千m³（県全体の27%）、うち93%が針葉樹
- ・木材需要量は274千m³（県全体の24%）、うち66%が製材用
- ・木材市場はいわき市に2箇所
- ・製材工場の年間素材入荷量は181千m³ほか、集成材工場、プレカット工場、木毛板工場、丸棒加工工場など多様な木材加工工場が存立
- ・小名浜港の外材入荷量は85千m³（県内における外材流通量の86%）
- ・製材工場の外材入荷量は46千m³（入荷量の25%）
- ・外材輸入量は年々減少傾向にあります。平成23年以降、素材の輸入はなく、全て製材となっています。

(オ) 特用林産物

東日本大震災及び原子力災害より11年が経過した現在でも、出荷制限や風評被害、原木安定供給への影響等、大きな影響を受けています。

令和2年の主な生産量は、生じいたけがいわき市、川内村を中心に1,424t（県の45%）、なめこがいわき市を中心に276t（同18%）、木炭はいわき市ののみで3t（同4%）となっています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

前半5年間に主伐1,067千m³、間伐678千m³を計画し、実績は主伐1,112千m³（104%）、間伐556千m³（82%）でした。伐採立木材積全体としては、計画1,745千m³に対し、実績1,668千m³（96%）と概ね計画どおりの実績となりました。

(2) 間伐面積

前半5年間に12,157haを計画し、実績は5,094ha（42%）となりました。避難指示区域等により実施が困難な箇所もあることから、今後は実施可能なところから計画的に行っていきます。

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前半5年間に人工造林3,063ha、天然更新2,065haを計画し、実績はそれぞれ389ha（13%）、171ha（8%）でした。造林面積全体としては、計画5,128haに対し、実績778ha（15%）でした。人工造林については、森林所有者の造林意欲の低下に加え、東日本大震災及び原子力災害の影響による実績減少がみられます。天然更新については、更新完了の現地を確認できない箇所が発生しています。なお、今後とも天然更新の活用や低コスト造林の推進等により、森林資源の持続的な育成を図ることとします。

(4) 基幹路網の開設又は拡張

前半5年間に基幹路網の開設を62km、拡張を40箇所計画し、実績は開設9.1km（14.7%）、拡張4箇所（10%）でした。開設・拡張ともに優先して実施する必要のある路線を中心に進めており、引き続き早期の完成を目指すこととします。

(5) 保安林の整備

前半5年間に、指定については、水源涵養を目的とする保安林を464ha、災害防備を目的とする保安林を770ha、保健・風致の保存等を目的とする保安林を33ha計画し、実績はそれぞれ5ha（1%）、113ha（15%）、指定なし、であり、原子力災害による避難指示区域の指定等により森林所有者への対応に時間を要したため、低位な実行量となっています。

また、解除については、水源涵養目的の保安林を1ha、災害防備目的の保安林を17ha、保健・風致の保存等を目的とする保安林を6ha計画しましたが、それぞれ1ha（100%）、1ha（6%）、0.0346ha（1%）であり、低位な実行量となっています。

(6) 治山事業

前半5年間に83箇所を計画し、70箇所（84%）で事業を実施しており、概ね計画どおりの実績となりました。

(7) 要整備森林の整備

前半5年間に間伐を9.85ha計画し、実績は7.55ha（77%）でした。震災により早期の実施が困難な箇所もあることから、今後は優先順位を考え実施可能なところから、改めて所有者に森林の現況を伝え、森林整備の実施に向け呼びかけを行っていきます。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきました。近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の森林に対する要請は一層高度化、多様化しています。

このような県民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっています。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴い発生した原子力災害などにより、本県は甚大な被害を受け、県民はあらゆる面で困難に直面しています。そのため県は、同年8月11日に福島県復興ビジョンを策定し、放射性物質に汚染された環境の回復や生活基盤・産業インフラの早期復旧、産業の再生、災害に強い地域づくり、再生可能エネルギーによる新たな社会づくりなど、復興に向けての基本理念と主要施策を取りまとめるとともに、このビジョンに基づく福島県復興計画を策定し、県民一丸となった復興に取り組んでいるところです。

また、震災・原発事故からの復興・再生と地方創生・人口減少対策を重要課題とし、SDGsの理念を踏まえつつ、令和3年10月に福島県総合計画を策定し、令和3年12月にはその部門別計画である福島県農林水産業振興計画を策定して農林水産業・農山漁村の振興施策を進めているところです。

こうした状況を受け、磐城地域森林計画を樹立するに当たっては、全国森林計画に即しつつ、福島県復興計画や福島県農林水産業振興計画などの関係する計画等を踏まえて、次の4つの事項を基本的な考え方として策定しました。

なお、計画の実施に当たっては、これら関係する計画等と調整を図り進めるものとします。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、本計画を指針として、避難指示区域の指定や住民帰還の状況等各市町村の実情に応じて森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、国有林とも緊密な連絡調整を図りつつ、適切な森林施業の実施が確保されるよう配慮するものとします。

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興

森林・林業・木材産業の生産基盤や地域の生活基盤の早期復旧に努めるとともに、被災した海岸防災林の復旧や放射性物質の影響を受けた森林環境の回復や風評の払拭を推進するものとします。

また、森林は多面的な機能を有していることから、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進するとともに、県産材の安定供給体制の構築、木材の新たな製品・技術の開発や、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用など、木材需要の創出を推進するものとします。

(2) 森林資源の質的な充実

本計画区の人工林は、利用可能な高齢林分が増加している一方で、若齢林分が少なく、偏った齢級構成となっているため、主伐・更新による資源構成の適正化を図るものとします。

また、若齢林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた択伐や間伐を進め、自然条件等に応じた長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の適確な保全・管理など、森林を健全な状態に育成し、循環させるものとします。

(3) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮

豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため、長期的な視点に立って、森林の状態を適確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や森林保全の確保を推進し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるものとします。

また、地球温暖化防止に向けた森林整備や頻発する局地的な集中豪雨等による大規模災害に対応するための効果的な治山対策、森林とのふれあいの場を提供するための森林整備、良好な水資源の維持・確保に向けた森林整備を推進し、安全で安心のできる県土の形成を進めるものとします。

なお、森林の整備や林道・作業道等の路網の整備は、自然環境の保全など公益的機能の維持に十分配慮するものとします。

(4) 持続可能な林業経営の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、多様な森林整備を展開するに当たっては、新たな造林技術や伐採・搬出技術等も取り入れながら、森林施業の集約化、林業従事者の養成・確保、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト作業システムの導入、木材流通・加工体制の地域一帯となった整備推進により、効率的かつ安定的な林業経営の確立を目指すものとします。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です^{*1}。

森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画課（計画区全域）、当該区域を管轄する県の農林事務所及び市町村（いずれも管轄区域のみ）となっています。

なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可^{*2}、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出^{*3}の対象となります。

^{*1} 地震や津波により立木等が失われた箇所についても、土地の性質や土地利用の状況等を勘案し、引き続き計画の対象としています

^{*2} 保安林及び保安施設地区内の森林並びに海岸法の海岸保全区域内の森林を除く

^{*3} 保安林及び保安施設地区内の森林を除く

<市町村別面積>

単位 面積 : ha

区分		面 積	区分		面 積
相 双 農 林 事 務	相馬市	7,372	いわき農林事務所	いわき市	57,651
	南相馬市	12,957		平	(4,737)
	原町	(4,753)		常磐	(2,419)
	鹿島	(4,828)		小名浜	(3,147)
	小高	(3,375)		内郷	(1,784)
	新地町	1,535		勿来	(4,687)
	飯舘村	7,338		遠野	(5,276)
	広野町	2,770		田人	(6,283)
	檜葉町	1,965		好間	(1,356)
	富岡町	2,697		小川	(3,699)
	川内村	11,962		三和	(11,914)
	大熊町	2,337		四倉	(2,525)
	双葉町	2,540		川前	(6,261)
	浪江町	4,460		久之浜	(875)
	葛尾村	1,982		大久	(2,690)
計		59,915	計		57,651
森林計画区計			117,566 ha		

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標となる、森林の有する機能ごとの望ましい森林資源の姿は、表1のとおりです。また、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を進めるものとします。

本計画では、この事項及び以下の各事項で、この望ましい姿に誘導するための考え方や重点的に取り組むべき事項、計画量等を明らかにしています。

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとします。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮します。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に發揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとします。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制防止を実施し、森林環境の回復を図るものとします。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は、表2のとおりです。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(2) の森林整備及び保全の基本方針を勘案し、第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」、第6の2の「間伐面積」、第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」、第6の4の「林道の開設及び拡張に関する計画」並びに全国森林計画に示された森林の整備及び保全の目標との整合を図りつつ、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮した計画期末における森林の状態は、表3のとおりです。

なお、期待する機能の発揮に向けた誘導の考え方については、表4のとおりです。

2 その他必要な事項

(1) 森林の放射性物質対策

森林整備を進めるに当たっては、森林の有する多面的機能の維持向上に努め、適正な森林整備と併せた放射性物質の拡散抑制対策を推進するものとします。

なお、森林における放射性物質による影響は長期に及ぶと考えられることから、国・市町村等と連携して放射性物質のモニタリングや知見の集積、情報提供及び公表に努めます。

(2) 木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用を図る観点から、製材時の端材や林地における未利用間伐材等について、再生可能エネルギーとして利活用を推進するものとします。

表1 森林の有する機能と望ましい森林資源の姿

森林の機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

表2 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	<p>1 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</p> <p>2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>3 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> <p>4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<p>1 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</p> <p>2 自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p> <p>4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。</p>
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	<p>1 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>2 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。</p>

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林	<p>1 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>2 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> <p>3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。</p>
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<p>1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>2 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> <p>3 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。</p>
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることをを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。</p> <p>なお、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p> <p>また、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する。</p> <p>なお、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるほか、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。</p>

(注1)森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

(注2)これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	60,065	58,142
	育成複層林	3,149	7,062
	天然生林	52,226	50,236
森林蓄積		345	355

(注1)表中には、未立木地・竹林・更新困難地等は計上していません。

(注2)育成单層林、育成複層林及び天然生林の区分は、次のとおりです。

育成单層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為 ^{*1} により成立させ維持される森林。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層 ^{*2} を構成する森林として人為的に成立させ維持される森林。
天然生林	主として天然力 ^{*3} を活用することにより成立させ維持される森林。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「複数の樹冠層」とは、林齡や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

表4 森林の区分に応じた誘導の考え方

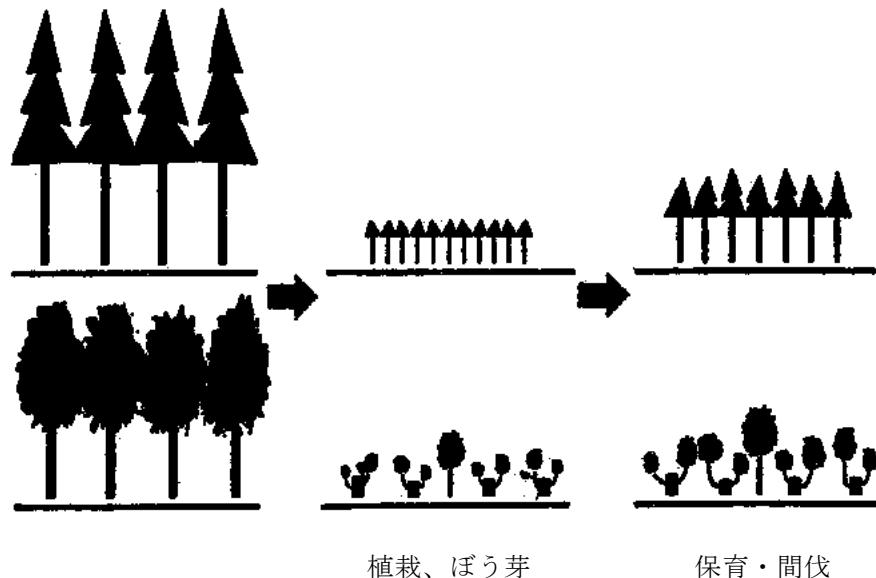
森林の区分		森林の区分に応じた誘導の考え方
育成林	育成单層林	<p>1 現況が育成单層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成单層林として確実に維持し、資源の充実を図る。</p> <p>この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。</p> <p>2 急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図る。</p> <p>公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要な他の森林は、自然条件等に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。公益的機能の高度な発揮が特には求められない森林は、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導する。</p> <p>3 上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成单層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。</p> <p>また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。</p>
	育成複層林	<p>1 現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。</p> <p>2 希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。</p>
	天然生林	<p>1 現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹单層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。</p> <p>2 その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。</p>

(参考)

育成林…植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

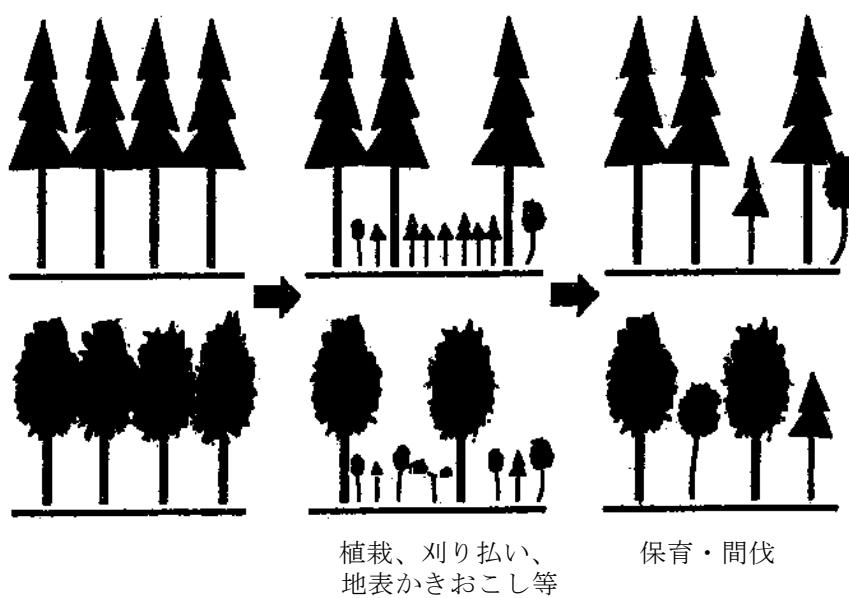
育成単層林

林木の一定のまとまりを一度に全部伐採



育成複層林

抾伐等により部分的に伐採



天然生林…主として天然力の活用により、保全管理する森林



第3 森林の整備に関する事項

民有林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育の施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ、施業の集約化や機械化等により、効率的かつ効果的に行うこととします。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法及び標準伐期齢については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとします。

また、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の森林の更新を妨げないよう「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を考慮し伐採の方法等を決定することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

ア 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐は更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとします。

（*）更新とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地になること。

伐採方法	内 容 及 び 標 準 的 な 方 法
皆 伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続する様ないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。</p>
択 伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。</p>

イ 伐採における留意事項

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の事項に留意するものとします。

項目	留意すべき事項
1箇所当たりの伐採面積	a 保安林等法令により立木の伐採について制限がある森林（別表8参照）については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。 b 制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮して、1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに、伐採箇所についても分散を図るものとする。
林地の保全	生物多様性の保全に支障が生じないよう、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。
生物多様性の保全	森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努めるものとする。
伐採跡地の連続性の回避	森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする
伐採後の適確な更新の確保	a 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を画策し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、前生稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。 b 特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。
保護樹帯の設置	林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとする。
放射性物質の拡散抑制対策	放射性物質の拡散抑制対策に関するさまざまな知見等も踏まえながら、地域の実情や現場の状況等に応じた伐採・搬出方法とするものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画において定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

標準伐期齢は、次表に基づき平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して主要な樹種ごとに定めます。

その際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を別に区分します。

なお、特定苗木などの成長に優れた苗木については、知見や実証の成果等を収集し、その特性に対応した標準伐期齢の検討を進めるものとします。

<樹種別の立木の標準伐期齢>

単位 林齢：年

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
45	50	40	40	55	15	65	20

※ 広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

ア 林地残材の利用促進等

伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

イ その他

伐採作業を行うにあたり、空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

2 造林に関する事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び伐採跡地を更新する期間並びに植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

なお、造林に当たっては、多様な森林資源の整備に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を確保するため、確実な更新が図られるよう努めることとし、特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分に確認することなどにより適切な更新方法を選択することとします。また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとします。なお、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めることとします。

また、技術開発や知見の集積を図りながら、荒廃地や伐採跡地の速やかな更新による放射性物質の拡散抑制や地域の実情に応じた伐採・更新による森林再生を推進するものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して定めるものとします。

苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギ等の増加に努めるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められるものです。

(ア) 幅広い樹種の選択

地域における過去の施業状況から見て、一定の活着率や活着後の生育が確保される樹種とともに、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種も含む幅広い樹種が選定されるよう配慮するものとします。

(イ) 標準的な樹種以外の取り扱い

風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するよう、市町村森林整備計画に記載するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべきことを明らかにした上で樹種を定めるものとします。

<人工造林の対象樹種>

樹種名		備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法を勘案して定めるとともに、伐採からコンテナ苗を活用した造林まで連続した作業システムや低密度植栽の導入に努めるものとします。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数が適用されるよう配慮して定めるものとします。

a 樹下植栽本数

複層林化を図る場合の樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を市町村森林整備計画に記載するものとします。

b 標準的な植栽本数によらない場合の取り扱い

森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持、又は新たな施業技術の開発等により、標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとします。

また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、市町村森林整備計画に記載するとともに、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。

<標準的な植栽本数>

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	本表は、中仕立ての標準的な植栽本数です（アカマツ、クロマツを除く）。 樹種・植栽本数の決定に際しては、造林地の自然条件、過去の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとします。 なお、初期成長が期待できる樹種及び植栽方法で、地形や地質など自然的条件が良好であり成林が見込まれる場合は、低コスト造林として、標記の植栽本数より少ない植栽本数での実施も可能とします。
ヒノキ	中仕立て	3,000	
アカマツ	密仕立て	5,000	
クロマツ	密仕立て	10,000	
カラマツ	中仕立て	2,500	
広葉樹	中仕立て	6,000	

(イ) 人工造林の標準的な方法に関する指針

表5のとおり。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。

また、抾伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、次表に基づき、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

<天然更新の対象樹種>

樹種名	備考
針葉樹	アカマツ、モミ等
広葉樹	クヌギ、コナラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の確実な更新を図ることを旨として定めるものとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

(ア) 天然更新補助作業に関する指針

天然下種更新による場合はそれぞれの森林の状況に応じて、また、ぼう芽更新による場合にはぼう芽の発生状況等を考慮して、表5に示す天然更新補助作業を行うこととします。

(イ) 適確な天然更新の確保

天然更新による場合は、ウに定める天然更新をすべき期間内に天然更新の対象樹種が、立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

また、天然更新が困難であると判断される場合には、植込みなどの天然更新補助作業を行つか、更新の方法を人工造林に変更するなどして、確実な更新を図るものとします。

なお、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとします。

○立木度は、幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、1ha当たり10,000本を目安とする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況、病害虫及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できないものについては、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

(4) その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸防災林等の復旧に向けたマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し特定母樹等から生産した優良種苗の供給を推進します。

イ スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ないスギ種苗等の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとします。

ウ 森林の再生

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。

また、きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進します。

エ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進します。

オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林に関する届出制度の普及に努めます。

表5 人工造林及び天然更新の標準的な方法の指針

項目		標準的な方法の指針	
人工造林	地拵えの方法	<p>a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。</p> <p>b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</p> <p>c 傾斜角30°以上の傾斜地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</p>	
	植付けの方法	<p>a 植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</p> <p>b 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</p>	
	植栽時期	<p>a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、クロマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</p> <p>b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</p>	
天然更新補助作業	天然下種更新	地表処理の方法	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
		刈出しの方法	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
	天然下種更新及びぼう芽更新	植込みの方法	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
	ぼう芽更新	芽かきの方法	ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育の標準的な方法については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「間伐立木材積その他の伐採立木材積」並びに2の「間伐面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

間伐及び保育に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進や地球温暖化の防止に配慮し、必要な施業を適時・適切に行うとともに、高齢級林分においても間伐を推進するなど、健全な森林の育成が図られるよう努めるものとします。

また、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のある森林については、施業方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進するものとします。

なお、間伐等については、林床植生の成長促進を通じて放射性物質の拡散抑制効果もあることから、知見の集積を図り、地域の実情に応じた適正な施業に努めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に基づき、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとします。

また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、間伐を行う際の規範として定めるものとします。

ア 間伐の標準的な方法

樹 種	施 業 体 系 (植栽本数)	間 伐 時 期 (林齢)					間 伐 の 方 法
		初回	2回	3回	4回	5回	
ス ギ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	<ul style="list-style-type: none"> 選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。
ヒ ノ キ	3,000本/ha	19	25	32	40	-	<ul style="list-style-type: none"> 列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であつて、風雪害等気象害のおそれのない林分において実施すること。
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	<ul style="list-style-type: none"> 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。 施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。
カラマツ	2,500本/ha	16	21	26	31	40	

イ 間伐率の決定

林床植生の成長を促すため、一定の相対照度が確保できるよう間伐率を決定するとともに、樹冠がうつ閉することから、繰り返しの間伐を行うものとします。

ウ 表土の流出抑制、土壤の保全

林床植生が失われて土壌流出のおそれが高い箇所や、列状間伐で伐採幅が広くなる場合には、土砂流出を抑制する観点から、必要に応じ表土流出防止工や土壤保全措置を行うものとします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、次表に基づき、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、森林の保育を行う際の規範として定められるものです。

ア 保育の標準的な実施林齡及び回数

樹 種	保 育 の 種 類	実 施 林 齡 ・ 回 数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ス ギ	下刈り つる切り 除伐 枝打ち	○	◎	○	○	○	△	△		△	△	○	○	○	○	○				○	
ヒ ノ キ	下刈り つる切り 除伐 枝打ち	○	◎	○	○	○	△	△		△	△	○	○	○	○	○				○	
アカマツ	下刈り つる切り 除伐	○	○	○	○	○	△	△		△		○	○		△						
カラマツ	下刈り つる切り 除伐	○	○	○	○	○	△	△			○	○			△						

(注1)◎印は必要に応じ年2回実施するもの。

(注2)△印は必要に応じ実施するもの。

(注3)本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準表であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施年齢、回数は異なりますので、地域の実情に応じて適用することが必要になります。

イ 保育の標準的な方法

保育作業	保 育 の 方 法
下刈り	雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ、適切な時期及び作業方法により行うものとする。 また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。
つる切り	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。
除伐	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。
枝打ち	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行うものとする。

(3) その他必要な事項

ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、間伐や保育時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

イ その他

伐採作業を行うに当たり空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の整備については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「公益的機能別施業森林」という。）の区域は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下それぞれ「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」という。）に区分されます。

区域の設定に当たっては、第2の1（1）の「森林の整備及び保全の目標」を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限のある森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考にしながら、表6に基づき設定するものとします。

なお、この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

また、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、第2の1（2）の「森林整備及び保全の基本方針」や機能発揮に向けた育成单層林・育成複層林・天然生林ごとの誘導の考え方を踏まえつつ、市町村森林整備計画において、表6及び表7に基づき公益的機能別施業森林ごとに定めるものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材生産機能維持増進森林」という。）の区域の設定に当たっては、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、表6に基づき設定するものとします。

また、木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域についても表6に基づき設定するものとします。

この際、区域内において（1）の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

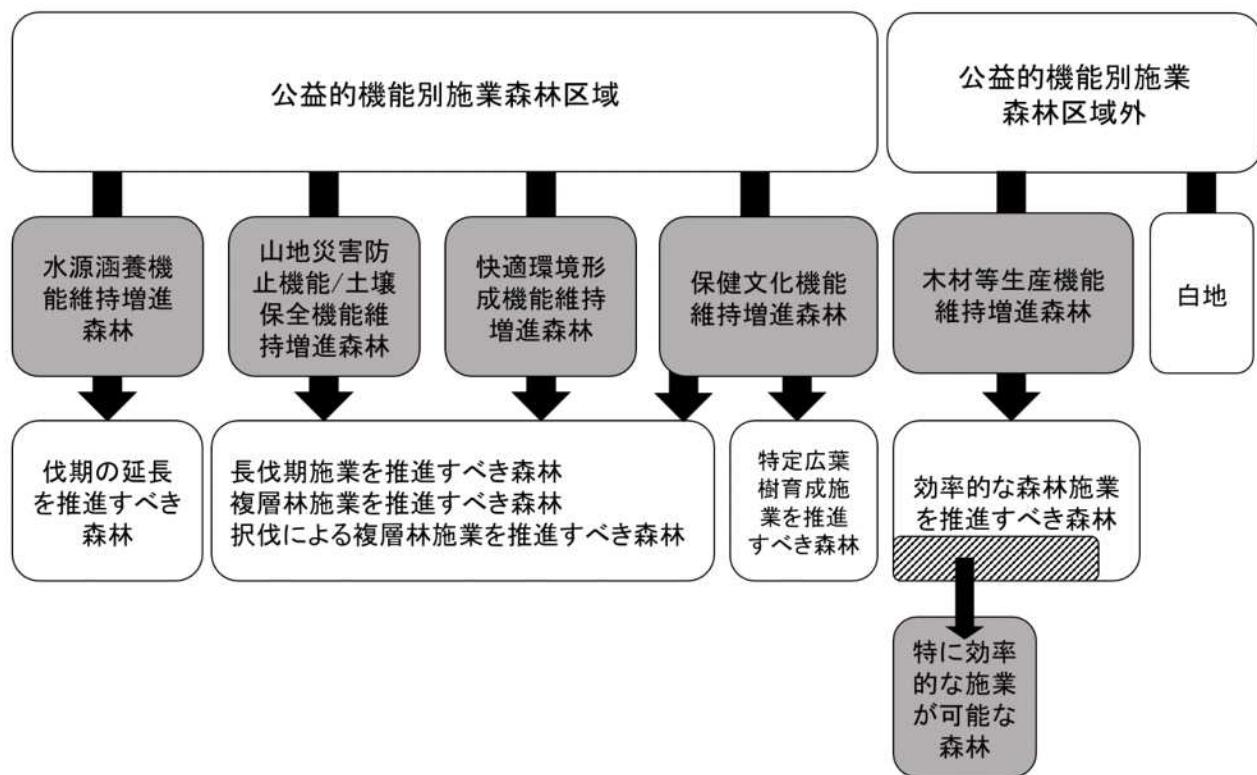
イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、表6のとおりとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施や森林施業の集約化等による効率的な森林整備を推進するものとします。

(3) その他必要な事項

特になし



(参考) 公益的機能別施業森林等の区分

表6 公益的機能別施業森林等における区域の基準と施業の方法に関する指針

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針								
水源涵養機能維持増進森林	①水源涵養保安林、干害防備保安林 ②ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ③地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等周辺の森林 ④水源涵養機能の評価が高い森林、等	1 伐期の延長を推進する。 2 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進する。(表7参照) 3 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。								
土地適応に係る環境の災害成形の防機止能及びは土壤保健の文化全機能	<table border="1"> <tr> <td>山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林</td><td> ①土砂流出及び土砂崩壊防備保安林、なだれ及び落石防止保安林 ②砂防指定地周辺の森林 ③山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ④山地災害防止機能の評価区分が高い森林、等 </td><td> 1 複層林施業推進 ①複層林施業を推進する。 ②これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進する。(表7参照) 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を行ったうえで皆伐することができる。その際には、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。 </td></tr> <tr> <td>快適環境形成機能維持増進森林</td><td> ①飛砂及び潮害防備保安林、防風・防霧・防雪・防火保安林 ②日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ③風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ④生活環境保全機能の評価区分が高い森林 ⑤放射性物質による生活圏への影響を踏まえ生活環境保全機能を回復すべき森林、等 </td><td> 3 特定広葉樹施業推進 保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。 4 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。 </td></tr> <tr> <td>保健文化機能維持増進森林</td><td> ①保健保安林、風致保安林 ②都市緑地法の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の森林 ③都市計画法の風致地区の森林 ④文化財保護法の史跡名勝天然記念物に係る森林 ⑤キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林 ⑥史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林 ⑦保健文化機能の評価区分が高い森林 ⑧放射性物質による入林者等への影響を踏まえ保健文化機能を回復すべき森林、等 </td><td> 5 快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ間伐等による放射性物質の拡散抑制対策を推進する。 6 労働者の安全で効率的な作業のため、路網の整備や機械化を推進する。 </td></tr> </table>	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	①土砂流出及び土砂崩壊防備保安林、なだれ及び落石防止保安林 ②砂防指定地周辺の森林 ③山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ④山地災害防止機能の評価区分が高い森林、等	1 複層林施業推進 ①複層林施業を推進する。 ②これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進する。(表7参照) 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を行ったうえで皆伐することができる。その際には、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。	快適環境形成機能維持増進森林	①飛砂及び潮害防備保安林、防風・防霧・防雪・防火保安林 ②日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ③風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ④生活環境保全機能の評価区分が高い森林 ⑤放射性物質による生活圏への影響を踏まえ生活環境保全機能を回復すべき森林、等	3 特定広葉樹施業推進 保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。 4 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。	保健文化機能維持増進森林	①保健保安林、風致保安林 ②都市緑地法の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の森林 ③都市計画法の風致地区の森林 ④文化財保護法の史跡名勝天然記念物に係る森林 ⑤キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林 ⑥史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林 ⑦保健文化機能の評価区分が高い森林 ⑧放射性物質による入林者等への影響を踏まえ保健文化機能を回復すべき森林、等	5 快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ間伐等による放射性物質の拡散抑制対策を推進する。 6 労働者の安全で効率的な作業のため、路網の整備や機械化を推進する。
山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	①土砂流出及び土砂崩壊防備保安林、なだれ及び落石防止保安林 ②砂防指定地周辺の森林 ③山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ④山地災害防止機能の評価区分が高い森林、等	1 複層林施業推進 ①複層林施業を推進する。 ②これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進する。(表7参照) 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を行ったうえで皆伐することができる。その際には、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。								
快適環境形成機能維持増進森林	①飛砂及び潮害防備保安林、防風・防霧・防雪・防火保安林 ②日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ③風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ④生活環境保全機能の評価区分が高い森林 ⑤放射性物質による生活圏への影響を踏まえ生活環境保全機能を回復すべき森林、等	3 特定広葉樹施業推進 保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。 4 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。								
保健文化機能維持増進森林	①保健保安林、風致保安林 ②都市緑地法の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の森林 ③都市計画法の風致地区の森林 ④文化財保護法の史跡名勝天然記念物に係る森林 ⑤キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林 ⑥史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林 ⑦保健文化機能の評価区分が高い森林 ⑧放射性物質による入林者等への影響を踏まえ保健文化機能を回復すべき森林、等	5 快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ間伐等による放射性物質の拡散抑制対策を推進する。 6 労働者の安全で効率的な作業のため、路網の整備や機械化を推進する。								

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産機能維持増進森林	自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる次の森林等 ①林木の生育に適した森林 ②林道等の開設状況等から効果的な施業が可能な森林 ③木材等生産機能の評価区分が高い森林	1 地域における森林資源の保続に配慮しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 2 放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	災害発生のおそれのある森林を除く人工林を中心とした林分構成である次の森林 ①林地生産力が高い森林 ②傾斜が比較的緩やかな森林 ③林道等や集落からの距離が近い森林	伐採後は原則、植栽による更新を行う。

表7 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

機能	区域の基準
①水源涵養機能 <small>かん</small>	<p>次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の間隔の拡大のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進</p> <p>(1) 地形 ア 標高の高い地域 イ 傾斜が急峻な地域 ウ 谷密度の大きい地域 エ 起伏量の大きい地域 オ 溪床又は河床勾配の急な地域 カ 掌状型集水区域</p> <p>(2) 気象 ア 年平均又は季節的降水量の多い地域 イ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</p> <p>(3) その他 ア 大面積の伐採が行われがちな地域</p>
②山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>(1) 地形 ア 傾斜が急な箇所 イ 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 ウ 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所</p> <p>(2) 地質 ア 基岩の風化が異常に進んだ箇所 イ 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 ウ 破碎帶又は断層線上にある箇所 エ 流れ盤となっている箇所</p> <p>(3) 土壌等 ア 火山灰地帯等で表土が粗じようで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 イ 土層内に異常な滯水層がある箇所 ウ 石礫地から成っている箇所 エ 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所</p>

機能	区域の基準
③快適環境形成機能	<p>次のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <p>ア 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 イ 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ウ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
④保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性機能	<p>次のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (エについては、択伐による複層林施業に限る。)</p> <p>ア 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 イ 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な展望点から望見されるもの ウ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 エ 希少な生物の保護のため必要な森林</p>

(注) ②から④までにあっては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道は、林業経営、森林管理にとって基幹となる施設であり、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、効率的な森林施業を実施する上で、不可欠な施設となっています。

また、森林整備と一体的に行う放射性物質対策を進めるとともに、建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマスなど県産材の安定供給を図るためにも、林内路網の整備を推進するものとします。

林道等の整備に当たっては、自然条件や事業量のまとり等地域の特性に応じて、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両も走行する「林道」と林業用車両が走行する「林業専用道」、林業機械が走行する「森林作業道」の適切な組合せによる路網整備（既設路網の改良を含む）を推進するとともに、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの整備とその普及・定着を図るものとします。

なお、計画期間内の林道（林業専用道も含む。以下同じ。）の開設量については、第6の4「林道の開設及び拡張に関する計画」のとおりです。

また、開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良好であり、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に森林の利用形態や地形・地質に応じて林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえながら、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に配慮し、整備を推進するものとします。

なお、森林整備と一体的に放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択、敷砂利やウッドチップなどによる路面洗掘防止等、土砂等流出の抑制措置を講じるものとします。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	506	1,081
うち林業専用道	4	4

（注）基幹路網とは、車道である林道及び林業専用道

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

（1）で記載した林道と森林作業道の適切な組合せによる路網整備の目安となる、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表8のとおりです。

また、傾斜に応じた伐採搬出方法や高性能林業機械の組み合わせ等の作業システムについては、6の（3）の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」のとおりです。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林施業の集約化により、低コストで効率的な森林施業を推進する「路網整備等推進区域」については、地形、地質、気象条件、森林の構成、木材生産機能、傾斜に応じた路網密度の水準（表8）等を勘案し、幹線となる林道の利用区域等を考慮しながら、市町村森林整備計画において区域を指定するものとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、県が定める「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」（平成23年1月25日22森第2412号農林水産部長通知）、「福島県森林作業道作設指針」（平成23年3月25日22森第2781号農林水産部長通知）に則り開設するものとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法に当たっては、林地保全に配慮した集材路や土場の配置・作設及び人家、道路、取水口周辺等での配慮、生物多様性と景観への配慮のため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を考慮し決定することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当無し

(6) その他必要な事項

特になし

表8 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（0～15°）	車両系	110以上	35以上
中傾斜地（15～30°）	車両系	85以上	25以上
	架線系	25以上	
急傾斜地（30～35°）	車両系	60〈50〉以上	15以上
	架線系	20〈15〉以上	
急峻地（35°～）	架線系	5以上	5以上

（注1）車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

（注2）架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

（注3）「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、以下の事項について地域の実情に応じ、計画的かつ総合的に推進するものとします。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとします。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。

その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとします。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林G I Sの効果的な活用、林地台帳の整備など、森林管理の適正化を図るものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の経営基盤の強化

林業従事者の養成及び確保を進めるためには、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の経営基盤や経営力の強化を図る必要があります。そのため林業経営体は、以下の点について条件整備を行うものとします。

- ①ICTを活用した生産管理手法の導入
- ②生産管理手法の導入や集約化等による年間を通じた事業量の安定的確保
- ③生産性の向上と収益性の確保
- ④林業経営体間の事業協力や共同組織化
- ⑤収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保
- ⑥通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化
- ⑦技能等の客観的評価の促進などによる待遇の改善

イ 林業従事者の養成及び確保

林業従事者を確保するために県や事業体は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業経営体の体質強化（上記ア参照）
- ②新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座の実施
- ③新規就業者を対象としたインターンシップや就業相談会
- ④林業従事者に対する知識・技術の取得のための計画的な研修の実施

⑤新たな森林整備の担い手として期待されるNPO、ボランティア等への支援

ウ 林業後継者の育成

林業後継者の養成のために県や林業経営体は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備
- ②林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援
- ③地域林業の中核となるリーダーの養成と後継者が育ちやすい環境の構築

エ 労働安全衛生対策の推進

林業従事者の労働安全を確保するために林業経営体や県・市町村等は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①作業現場への巡回指導やリスクアセスメントの推進
- ②安全衛生教育や新たな作業システムに対応した研修等の実施
- ③振動障害予防のための特殊健康診断や蜂アレルギー対策等の実施
- ④安全装備の配備や森林除染研修等による放射線障害防止対策の実施
- ⑤長袖、手袋、マスクの使用等による被ばく軽減対策の実施
- ⑥被ばく管理、作業上の措置、健康診断等除染電離則(*)の遵守

*(1)「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」
(2)「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能機械等の導入促進

林業生産性の向上と低コスト林業を推進し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、機械の自動化を含む高性能林業機械の開発や従来型機械の改良を進めるとともに、高性能林業機械の導入と稼働率の向上を促進するものとします

また、高性能林業機械等の導入及び効率的な利用を確保するため、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者や技能者の養成を計画的に推進するとともに、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備を推進するものとします。

なお、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、5 (2) の表8を目安として林道及び森林作業道を整備するものとします。

イ 伐出作業における機械作業システムの目標

区分		作業システム	作業内容
緩傾斜地	高性能	ハーベスター・フォワーダタイプ	ハーベスター → フォワーダ (伐木・造材) (短幹集材)
	改良在来	トラクタタイプ	チェンソー → トラクタ → チェンソー (伐木) (集材) (造材)
急傾斜地	高性能	タワーヤーダ・プロセッサタイプ	チェンソー → タワーヤーダ → プロセッサ (伐木) (全木集材) (造材)
	改良在来	集材機タイプ	チェンソー → 集材機 → チェンソー (伐木) (集材) (造材)

ウ 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとします。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大により、多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産、放射性物質検査によって安全性が確認された県産材の供給を促進し、県産材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、地域のネットワークを強化することにより、地域の木材の利用促進に努めるものとします。

その際、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

(6) その他必要な事項

ア 山村地域の生活環境の整備

林業及び木材産業の成長発展や森林空間の利用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進するものとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るために、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとします。

さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとします。

イ 国有林と民有林の連携

関東森林管理局と締結した「豊かな森林づくりに関する覚書」に基づき、民有林・国有林の枠を超えた関係者が連携して、福島県の豊かな森林づくりに取り組むこととします。

ウ 持続的な吸収源対策

持続的な吸収源対策に向けて、森林施業の集約化などによる効率的な間伐等の実施、エリートツリーの種苗生産体制の確立等に努めることとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、下記のとおりとします。

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源の涵養や土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林は、別表4のとおりです。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

- ア 調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとします。
- イ 土石の切取・盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。
なお、土砂の流出又は崩壊、水害等の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。
- ウ 林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うものとします。

(4) その他必要な事項

森林内の土壤が流出するおそれがある箇所には、表土の保全や放射性物質の拡散抑制の観点から、適切な間伐等の実施により植生の早期回復に努め、併せて、柵工等により土壤の移動や流出を防ぐ措置を適切に行うものとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配置状況等を踏まえ、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて、保安林の配置を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

本計画における保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、第6の5の(1)のとおりです。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、流域の地形、気象、土壤等自然条件、指定の目的、受益の対象等を勘案し、水源涵養又は災害の防備の目的のために、保安施設事業（森林の造成事業、又は、森林の造成若しくは維持に必要な事業）を行う必要があると認めたとき、その事業を行うために必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

阿武隈高地は、風化の進行した非常に脆弱な地質に代表される古期花崗閃緑岩が広く分布し、また、双葉断層や破碎帯が数多く発達しているため、山腹崩壊や渓岸崩壊、地滑りの発生が見られます。また、海岸付近は段丘が発達し、住宅地が密集している丘陵地の裾地には、山腹崩壊危険地が数多く存在しています。

治山事業については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関して、事前防災・減災の考え方方に立ち、保安林の整備、渓間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進し、住民生活の安全を確保することとします。また、流域治水の取組と連携し、浸透・保水機能の維持・向上や山地災害のおそれがある森林の巡視など安全確保に努め、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととします。

なお、計画区域内の河川延長は短く、中小の河川とため池が多いため、阿武隈山系の森林は各市町村の水源地域となっており、また、海岸沿いの森林は潮害、飛砂を防止する防災林として位置付けられていることから、水源涵養機能等、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るため森林整備を合わせて進めるとともに、被災した海岸防災林の復旧に当たっては、津波等に対して減災効果が十分に發揮されるよう林帯幅を拡大するなど、従来より災害に強い多機能な防災林の造成を図ります。

本計画における治山事業の種類別、箇所別数量については、第6の5の(3)のとおりです。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる「特定保安林」のうち、早急な施業を実施する必要がある森林を「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業方法や実施時期等を定めた上で、その実施の確保を図ることとします。

本計画における要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期については、第6の6のとおりです。

(5) その他必要な事項

特になし

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の設定等については、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域について設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

なお、ニホンジカによる顕著な森林被害は認められておりませんが、被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講じることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内での森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林病害虫や林野火災、気象災害等による森林被害は、林業経営上の損失ばかりでなく、森林の持つ公益的機能の低下をもたらすことから、それらの発生予防と拡大防止対策について、地域との連携を図りつつ総合的に推進するものとします。

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとします。

なお、避難指示区域内の保全すべき森林については現時点で立ち入り等の制限があります。本計画の計画期間（10年）内に行われる特定復興再生拠点の整備や区域の見直し等、状況の変化に即して、速やかに防除対策を講じていくこととします。

また、その他病害虫被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じていくこととします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等、健全な森林整備を推進していくこととします。

(3) 林野火災の予防の方針

地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然防止に努めていくこととします。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病害虫や気象害に強い抵抗性品種の導入等も進めていくこととします。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の整備については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第5条の2に基づき、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認める場合に、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

（1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情や利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適當であり、かつ、森林の有する保健機能を高度に發揮させるための森林施業を行う扱い手が存在するとともに、公衆の利用に供する森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定するものとします。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う水源涵養や県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、多様な施設の整備を行うものとし、施設の位置や規模、配置、構造等については、当該森林によって確保されている保健機能を損なうことがないよう十分に配慮するものとします。

また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び安全で円滑な交通の確保に留意するものとします。

第6 計画量等

本計画区における計画量を次のとおり計画しました。

なお、避難指示区域は現時点で立ち入り等の制限がありますが、本計画の計画期間（10年）内には除染の状況や区域の見直し等により状況が変化します。そこで、森林の有する多面的機能の高度発揮や放射性物質の拡散抑制対策を推進する観点から、状況の変化に即し速やかに対応するため、避難指示区域内であっても計画量を計上しております。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

計画期間内における伐採立木材積を次表のとおり定めます。

なお、市町村ごとの計画量については、別表1のとおりとしました。

単位 材積：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,375	4,136	238	2,856	2,617	238	1,519	1,519	—
うち前半5年分	2,201	2,057	144	1,445	1,301	144	756	756	—

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

2 間伐面積

間伐に係る伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案し、次のとおり計画しました。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総 数	22,612
うち前半5年分	11,297

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案して、次のとおり計画しました。

なお、市町村ごとの計画量については、造林の計画が伐採と連動していることから、伐採材積と同じく別表2のとおりとしました。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	6,273	3,918
うち前半5年分	3,067	2,577

4 林道の開設及び拡張に関する計画

計画期間内における開設又は拡張すべき林道の種類別の数量は、次のとおりとします。なお、市町村毎の数量等については、別表3のとおりです。

単位 延長：m

区分		路線数	延長
開設	新設	17	33,140
	改築	10	12,259
拡張	改良	50	(128) 23,470
	舗装	62	137,992

※()は箇所数

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考	
		うち前半5年分	
総数(実面積)	19,015	17,806	
水源涵養のための保安林	8,904	8,210	
災害防備のための保安林	10,030	9,531	
保健、風致の保存等のための保安林	1,417	1,401	

(注1)複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

(注2)「水源涵養のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。なお、保安林の種類については、別表8の別紙2参照。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等については、別表5のとおりです。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方 法の変更	皆伐面積 の変更	択伐率の 変更	間伐率の 変更	植栽の変 更
水源涵養のための保安林	—	744	4,795	4,827	2,694
災害防備のための保安林	—	829	5,493	6,235	1,618
保健、風致の保存等のため の保安林	—	—	35	71	—

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
特になし

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、林班（尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域）を単位として、別表6のとおり計画しました。

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表8のとおり定めます。

2 その他必要な事項

特になし

別 表

別表1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	合計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
総 数	4,374	4,136	238	2,855	2,617	238	1,519	1,519	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	170	158	12	105	93	12	65	65
	新地町	69	61	8	37	29	8	32	32
	南相馬市								
	飯館村								
	広野町								
	檜葉町								
	富岡町								
	川内村								
	大熊町								
	双葉町								
い わ き 農 林 事 務 所	浪江町								
	葛尾村								
計		1,893	1,763	130	1,161	1,031	130	732	732
									-
いわき市		2,481	2,373	108	1,694	1,586	108	787	787
計		2,481	2,373	108	1,694	1,586	108	787	787

(注)四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表2 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新	備考
総数	6,273	3,918	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	249	355
	新地町	53	43
	南相馬市		
	飯館村		
	広野町		
	楓葉町		
	富岡町		
	川内村	2,601	2,149
	大熊町		
	双葉町		
	浪江町		
	葛尾村		
計		2,903	2,547
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	3,370	1,371
	計	3,370	1,371

(注)四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表3 林道の開設及び拡張に関する計画

総括表

単位 延長:m

開設 拡張 別	種類	農林事務所	路線数	延長 及び 箇所数	備考
開設	新設	相双農林事務所	6	13,540	
		いわき農林事務所	11	19,600	
		計	17	33,140	
	改築	相双農林事務所	6	7,719	
		いわき農林事務所	4	4,540	
		計	10	12,259	
	計	相双農林事務所	12	21,259	
		いわき農林事務所	15	24,140	
	合計		27	45,399	
拡張	改良	相双農林事務所	17	4,422 62箇所数	
		いわき農林事務所	33	19,048 66箇所数	
		計	50	23,470 128箇所数	
	舗装	相双農林事務所	13	24,174	
		いわき農林事務所	49	113,818	
		計	62	137,992	
	計	相双農林事務所	30	28,596 62箇所数	
		いわき農林事務所	82	132,866 66箇所数	
	合計		112	161,462 128箇所数	

相双農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考 (路線番号)
開設 (新設)	自動 車道	林道	南相馬市	深沢	1,100	62		原町-1	その他 4027
				計 1	1,100				
			新地町	鈴山	1,400	64		1	その他 14569
				計 1	1,400				
			飯舘村	牧場長泥	3,200	60		1	その他 14782
				計 1	3,200				
		林業専用道	広野町	狼山叶沢	4,140	134	○	1	その他 24380
				計 1	4,140				
			川内村	平沢	2,500	75	○	1	その他 24391
				計 1	2,500				
			葛尾村	広谷地(支)		(110)			
				計 1	1,200	124		1	その他 3010
		合 計		6	13,540				
開設 (改築)	自動 車道	林道	相馬市			(380)			
				焼切	2,880	538		1	2001
			南相馬市		計 1	2,880			
				落葉松	2,100	305		鹿島-1	3005
			川内村		計 1	2,100			
				赤原遠山Ⅱ	500	566		2	2230
			大熊町		計 1	500			
				六郎沢	1,229	57		1	3021
			葛尾村	長沢	800	45		2	4062
				計 2	2,029				
			葛尾村	広谷地(支)	210	112		2	3010
				計 1	210				
		合 計		6	7,719				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	相馬市						4007
				牟都婆	1,000			局部改良	7
			南相馬市		14	138		2法面保全	7
				計 1	1,000				
			信田沢内城		14				
					30				4017
			東山信田沢		1	62		原町-2	法面保全 1
					60				4028
			銅屋坂		2	66		原町-3	橋梁改良 1 法面保全 1
					100				5485
			松落合		2	33		原町-4	法面保全 2
					500				4026
			深沢		2	362		原町-5	法面保全 2
					100				4027
			深野仲山		2	48		原町-6	法面保全 2
					100				4021
			社地神		3	62		原町-7	局部改良 3
					150	<53>			4022
					4	141		原町-8	法面保全 4

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

相双農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	南相馬市	落葉松	100 2	305		鹿島-2	3005 排水施設 2
				北の入横川	60 2	549		鹿島-3	12119 法面保全 2
				檜原小山田	550 3	138		鹿島-4	14277 局部改良 3
				柄窪大倉	100 2	(62) 585		鹿島-5	2132 排水施設 2
				計	1,850 25				
			川内村	滝ヶ谷	70 8	(67) 689		3	3018 局部改良 8
				南境川	100 2	<28> (52) 304		4	4780 法面保全 2
				小猿合万太郎	57 6	<32> (27) 663	○	5	2198 橋梁改良 6
				計	227 16				
				大熊町	100 2	56	○	6	5466 法面保全 2
			相馬市	望洋平	1,245 5	26		7	4059 局部改良 5
				道平	1,345				
				計	2	7			
			合 計		17	4,422 62			
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	相馬市	坂下新宿		(33) 5,457		3	4006
				計	1	5,457			
			南相馬市	社地神		<53> 4,011		原町-9	4022
				北の入横川		549		鹿島-6	12119
				柄窪大倉		(62) 1,000		鹿島-7	2132
				計	3	5,611			
			檜葉町	グダ水無		72		1	14246
				ハネ合センベイ		43		2	14247
				南作		61		3	5123
				袖山		12		4	11012
				石名坂1号		64		5	5147
				計	5	6,066			
			川内村	東小猿合		68		6	4043
				田ノ入		88		7	4924
				計	2	4,090			
			大熊町	湯ノ神		122		5	6314
				計	1	900			
			葛尾村	静田和		36		3	5463
				計	1	2,050			
			合 計		13	24,174			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち 前 半 5年分	対図 番号	備考 (路線番号)
開設 (新設)	自動 車道	林道 <small>林業専用道</small>	いわき市 (遠野)	御林	1,400	51		1	その他 4796
				洞坂	800	25	○	2	その他 6466
				計	2	2,200			
	林道 <small>林業専用道</small>	いわき市 (三和)	佐太郎	1,200	40			1	その他 5753
			合戸渡戸	3,700	180	○		2	その他 24392
			町頭	1,800	25	○		3	その他 6467
	林道	いわき市 (四倉)	計	3	6,700				
			玉山	1,200	168			1	その他 4094
			計	1	1,200				
	林道	いわき市 (川前)	矢久保宇津川	2,100	229			1	基幹 2214
			永井川前	900	814	○		2	基幹 2137
			永井川前(支)	2,800	56	○		3	その他 4945
			計	3	5,800				
開設 (改築)	自動 車道	林道	いわき市 (田人)	塩ノ平風越	1,200	516	○	1	基幹 2208
				計	1	1,200			
		いわき市 (大久)	芦沢	2,500	70			1	その他 4754
			計	1	2,500				
			合 計	11	19,600				
	林道	いわき市 (内郷)	広町白狐	540	26			1	その他 5202
			計	1	540				
		いわき市 (三和)	鶴石山	1,500	(723) 1,057			4	基幹 3379
			二本川	1,000	64			5	その他 5287
			日渡高野	1,500	395			6	その他 12134
			計	3	4,000				
			合 計	4	4,540				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	いわき市 (平)	大倉	2,000 3	291		1	法面保全 3037
				羊栖平	860 3	52			5260
				小鍛治	50 1	34		2	法面保全 2 局部改良 1
				藤ヶ岡	245 1	53		3	4790 法面保全 1
				計	3,155 8			4	6322 法面保全 1
				いわき市 (小名浜)	上神白御代	400 1	63	1	4616 局部改良 1
				計	400 1				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち 前 半 5年分	対図 番号	備考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	いわき市 (内郷)	板橋沼平	200 2	43		2	5709 法面保全 2
				広町入藪	25 1	229		3	4792 橋梁改良 1
				計	225 3				
			いわき市 (勿来)	松ノ下	50 1	11		1	6360 法面保全 1
				計	50 1				
			いわき市 (常磐)	川上	22 1	277	○	1	4113 橋梁改良 1
				計	22 1				
			いわき市 (遠野)	清道	1,018 4	57	○	3	14599 橋梁改良 1 局部改良 3
				西根	27 1	(126) 503	○	4	2126 橋梁改良 1
				計	1,045 2				
				弥太郎	1,300 2	(14) 592	○	2	3057 局部改良 2
			いわき市 (田人)	塩ノ平	100 2	68		3	4155 局部改良 2
				鮫川	141 4	136	○	4	2016 法面保全 2 橋梁改良 2
				藤の木沢	2,771 5	100	○	5	4675 橋梁改良 1 局部改良 4
			横川仏具	横川仏具	2,800 6	114	○	6	14592 局部改良 6
				江尻横川	22 1	(53) 103		7	4915 橋梁改良 1
				金子沢	21 1	45		8	5278 橋梁改良 1
			計	7	7,155 21				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち 前 半 5年分	対図 番号	備考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	いわき市 (小川)	高萩	400 1	40		1	3033 局部改良 1
				畠刈	200 2	(11) 39		2	4088 法面保全 1 幅員拡張 1
				計	600 3				
			いわき市 (三和)	浮矢	400 2	88		7	3050 局部改良 2
				細戸	600 2	276		8	13222 局部改良 2
				寺下	450 3	152		9	3226 法面保全 3
				坂下南山	21 1	34	○	10	5129 橋梁改良 1
				計	1,471 8				
			いわき市 (四倉)	薬王寺	400 1	30		2	4092 局部改良 1
				高倉	600 1	250		3	3034 局部改良 1
				藤四郎	65 2	31		4	6042 橋梁改良 1 法面保全 1
				計	1,065 4				
			いわき市 (川前)	小白井大日前II	500 1	158		4	14595 局部改良 1
				土橋大平	100 1	123		5	4130 局部改良 1
				計	600 2				
			いわき市 (大久)	足沢	800 3	103		2	4079 幅員拡張 3
				南沢	60 2	41		3	4082 橋梁改良 1 法面保全 1
				黒森大内	2,000 3	(172) 508		4	3029 局部改良 3

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び箇所数	利用区域面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動車道	林道	いわき市 (大久)		400	<17> (11)			3371
			五社山黒森大内		1	511		5	局部改良 1
				計	3,260				
					4	9			
			合計		19,048				
					66				
拡張 (舗装)	自動車道	林道	いわき市 (平)	下大越菅波	2,040	65		5	5682
			三滝堂		2,520	123		6	4927
			上荒川(支)		1,647	67		7	6043
			藤ヶ岡		900	53	○	8	6322
			計	4	7,107				
			いわき市 (常磐)	大滝		(30)			
					276	53		2	4114
			松久須根		1,046	58		3	14286
			計	2	1,322				
			いわき市 (小名浜)	上神白御代		1,758	63		4616
				計	1	1,758			
			いわき市 (内郷)	板橋沼平		1,271	43		5709
				門合折松			(1,179)		
					6,887	1,437		5	12133
				計	2	8,158			
			いわき市 (勿来)	大平		2,963	96		14590
				滝富士		1,996	76		14593
				佐倉大藪		1,600	89		4120
				長沢		1,410	65	○	4122
				山玉滝沢		1,834	77		14670
				計	5	9,803			
			いわき市 (遠野)	清道		1,935	57	○	14599
				皿貝		550	41		6047
				福井		955	71		4583
				計	3	3,440			
			いわき市 (田人)	鮫川		4,337	136	○	2016
				平草		947	31		5277
				石寄		2,496	217		3058
				藤の木沢		2,771	100	○	4675
				計	4	10,551			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

いわき農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用区 域面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考 (路線番号)
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	いわき市 (小川)	高崎釜ノ瀬	2,100	119	○	3	14662
				高萩	2,709	40		4	3033
				曲ブナ(支)	1,050	36		5	14292
				西小川	2,522	78		6	3225
						(48)			
				桐ヶ岡	3,660	228	○	7	4797
						(41)			
			いわき市 (三和)	柴原	2,933	235		8	3031
				計	6	14,974			
			いわき市 (四倉)	白石沢	1,140	45	○	11	5222
				日渡高野	5,392	395		12	12134
				滝ノ上	5,175	430		13	3054
				水田	2,518	144		14	4695
				羽生綱木	1,466	26		15	6194
				遼川掘ノ内	2,782	154		16	14681
				細戸	3,000	276	○	17	13222
				計	7	21,473			
			いわき市 (川前)	光平駒込	2,092	96		5	6331
						(25)			
				中島	1,100	137		6	4090
				長友古屋敷	2,792	94		7	5262
				計	3	5,984			
				志田名 I	4,451	93		6	4125
				土橋大平	1,226	123		7	4130
			いわき市 (大久)	中里	560	25		8	6032
				花畠	840	45		9	5151
				桜沢	1,400	57		10	4133
				会合松	1,455	113		11	4580
				花作	700	104		12	4123
				芹ヶ作	500	40		13	4127
				小白井大目前 II	3,835	158	○	14	24364
				岩の作将監小屋	8,195	460		15	3046
				計	10	23,162			
			いわき市 (足沢)	足沢	1,849	103		6	4079
				洞	4,237	197		7	4078
				計	2	6,086			
合 計					49	113,818			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

別表4 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)		
総 数		37,324.59	
相 双 事 務 所	相馬市	2,955.93	1 立木の伐採に当たっては、制限林の定められた施業方法によること。 2 立木の伐採に当たっては、水源かん養機能、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 3 土地の形質の変更是極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。
	南相馬市	4,845.10	
	(原町)	1,469.50	
	林班の全部	9, 22, 36-38, 48-50	
	林班の一部	1, 3-5, 10, 15, 19-21, 23, 27-29, 31, 34, 35, 39, 42, 43, 46, 47, 51, 52, 54-60, 65, 66, 70	
	(鹿島)	2,676.43	
	林班の全部	17, 20, 21, 25-29, 36, 37, 48-51, 54-56, 59, 60, 64-66	
	林班の一部	1, 3, 9, 14, 16, 22, 24, 30, 31, 33, 38-43, 45, 46, 52, 53, 57, 58, 61-63, 67, 74, 75, 77, 82, 84-86	
	(小高)	699.17	
	林班の全部	26, 37	
	林班の一部	1, 13, 14, 22, 27-29, 31, 33-36, 38, 39, 42, 44-46, 49-51	
広野町	林班の全部	18-20, 22-29, 34, 35	1,271.84
	林班の一部	1, 4, 7, 9, 11-15, 17, 21, 30, 32, 33, 36-38, 41-45	
檜葉町	林班の全部	9, 14	463.00
	林班の一部	1, 2, 5, 11-13, 15, 17, 20, 23, 25, 28-32	
富岡町	林班の全部	8, 10, 20, 24, 33	958.04
	林班の一部	4-7, 9, 12-14, 16, 18, 19, 21, 23, 25, 30, 31	
川内村	林班の全部	7-12, 27-29, 34, 35, 48, 54, 57, 58, 63, 64, 72-76	5,458.09
	林班の一部	3-6, 13, 19, 21, 23, 25, 26, 30, 32, 33, 36, 38, 39, 44-47, 49, 51, 53, 56, 59-61, 65-69, 71, 80, 82, 84, 85, 87, 88, 90	
大熊町	林班の全部	16-19, 23, 24, 28	1,075.72
	林班の一部	1, 2, 8, 9, 13, 15, 20, 21, 27, 30, 32	
双葉町	林班の全部	24, 28, 31, 45-47, 49, 53, 63	984.06
	林班の一部	1-3, 20, 23, 26, 33, 34, 37, 48, 55	
浪江町	林班の全部	3, 16, 20, 21, 23, 28, 29, 41, 62, 65	1,390.20
	林班の一部	2, 4, 9-11, 13-15, 17-19, 22, 24-26, 30, 31, 33, 35-40, 63, 64	
葛尾村	林班の全部	9	193.90
	林班の一部	3, 5, 6, 8, 10, 11	
新地町	林班の全部	2-5, 9, 14-20, 22-25	715.21
飯舘村	林班の全部	6, 15	664.85
	林班の一部	3, 9, 10, 13, 14, 16, 17, 24, 26, 28, 34, 36, 44, 45, 57, 62, 65, 73, 74	
計		20,975.94	

所 在			面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)			
いわき事務所	いわき市		16,348.65	
	(平)	林班の全部 林班の一部	4, 10, 44, 50-52, 54, 55, 63 2, 3, 8, 15, 18-22, 24, 28, 42, 49, 53, 56-58, 61, 62, 64-68, 70, 71, 74-77, 79, 81-85, 87, 88	1,342.21
	(常磐)	林班の全部 林班の一部	2, 9, 10, 21-23 1, 3, 5, 7, 17, 20, 24-32, 34, 36, 38, 40, 41	943.00
	(小名浜)	林班の全部 林班の一部	8, 10, 11, 13-16, 29, 34, 38, 39, 41, 57-63 1, 2, 12, 17-19, 23, 32, 51, 52, 68, 72	904.47
	(内郷)	林班の全部 林班の一部	8, 13, 22-24 2, 4, 5, 7, 9, 10, 16, 20, 25-27, 29, 30	585.92
	(勿来)	林班の全部 林班の一部	8, 9, 36, 37, 46, 58, 59, 92, 95 1, 7, 10, 29, 32, 34, 35, 40-45, 47-49, 55, 57, 60, 61, 64-66, 78, 89, 90, 94, 100-103	720.26
	(遠野)	林班の全部 林班の一部	9, 10, 18, 21, 23, 25, 38-40, 44, 51, 53-55, 64, 73-77 2-5, 7, 8, 11-15, 17, 19, 20, 24, 26, 34, 36, 46, 47, 50, 56, 58-60, 67, 69	1,728.32
	(田人)	林班の全部 林班の一部	1-8, 20, 23, 80-84 9, 12, 16, 19, 21, 22, 24-26, 40, 45-47, 55, 56, 58-60, 72, 76, 79, 87, 88, 90, 92	1,403.23
	(好間)	林班の全部 林班の一部	4-6, 11, 12, 19, 25 1, 3, 7, 9, 10, 13, 15, 17, 18, 20- 24, 26, 27	733.15
	(小川)	林班の全部 林班の一部	20, 21, 24, 25, 27, 28, 33 3-18, 22, 23, 26, 30-32, 34-39	1,373.25
	(三和)	林班の全部 林班の一部	9, 23-25, 31, 38, 48, 49, 64, 93 4, 5, 7, 8, 11, 12, 14, 17-19, 21, 22, 36, 37, 39-41, 43-47, 53, 62, 63, 65, 83, 87, 91, 92, 95-98, 104, 108, 111, 122, 138, 140, 141, 143, 144, 148-152, 154, 155	1,612.79
	(四倉)	林班の全部 林班の一部	1, 6, 11-13, 15, 17-23, 25-32, 43 2, 4, 7-10, 14, 24, 33-36, 38-42	1,675.89
	(川前)	林班の全部 林班の一部	1, 2, 32 3-7, 10, 11, 18, 19, 21, 26-31, 33, 35, 36, 38, 39	1,620.61
	(久之浜)	林班の全部 林班の一部	7, 9, 10 1, 2, 4-6, 8, 11, 14, 16	254.71
	(大久)	林班の全部 林班の一部	9, 11, 16-28, 30 5-8, 10, 12-15, 29, 31-33, 37	1,450.84
計			16,348.65	

(注) 1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は、
森林計画図に表示する森林とする。

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

総括表

指定/解除	種類	森林の所在	面積	うち前半5年分	備考
		農林事務所			
指定	水源かん養保安林	相 双	1,051	464	
		い わ き	119	12	
		計	1,170	476	
	土砂流出防備保安林	相 双	389	190	
		い わ き	269	16	
		計	658	206	
	土砂崩壊防備保安林	相 双	7	7	
		い わ き	25	4	
		計	32	11	
	潮害防備保安林	相 双	529	529	
		い わ き	1	1	
		計	530	530	
	干害防備保安林	相 双	52	25	
		い わ き	-	-	
		計	52	25	
	保健保安林	相 双	37	33	
		い わ き	12	-	
		計	49	33	
	合 計	相 双	2,065	1,248	
		い わ き	426	33	
		計	2,491	1,281	
解除	水源かん養保安林	相 双	1	1	
		い わ き	-	-	
		計	1	1	
	土砂流出防備保安林	相 双	3	3	
		い わ き	2	2	
		計	5	5	
	防風保安林	相 双	2	2	
		い わ き	-	-	
		計	2	2	
	水害防備保安林	相 双	-	-	
		い わ き	0	0	
		計	0	0	
	潮害防備保安林	相 双	9	8	
		い わ き	3	3	
		計	12	11	
	干害防備保安林	相 双	1	1	
		い わ き	-	-	
		計	1	1	
	保健保安林	相 双	4	4	
		い わ き	2	2	
		計	6	6	
	合 計	相 双	20	19	
		い わ き	7	7	
		計	27	26	

(注) 「-」は該当なしを示す。

相双農林事務所

単位 面積 : ha

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養 保 安 林	相馬市	46, 47, 112, 1 22, 125, 128, 129	100	50	水源の涵養 <small>かん</small>	
		南相馬市（原町）	35, 37	70	30		
		南相馬市（鹿島）	25, 26, 27, 28 , 29, 30, 57, 5 9	50	20		
		南相馬市（小高）	35, 36, 38, 39 , 40, 41, 42	50	20		
		新地町	5, 22	41	21		
		飯館村	8, 9, 10, 11, 1 2, 52, 53, 62, 70, 74, 79, 80	80	10		
		広野町	26, 27, 28, 30 , 31, 32, 35	40	23		
		檜葉町	13, 14, 15	50	25		
		富岡町	27, 28, 29, 30	60	26		
		川内村	19, 35, 36, 43	80	33		
		大熊町	14, 15, 16, 17 , 18	60	26		
		双葉町	24, 28, 31, 33	60	30		
		浪江町	20, 21, 22, 23 , 36, 37, 38, 3 9, 40, 41, 65	250	120		
		葛尾村	6, 7, 8, 9	60	30		
		小計		1, 051	464		
土砂流出 防備保安林	土砂流出 防備保安林	相馬市	46, 50, 51, 52 , 89, 92, 94, 1 24, 125, 137, 138	70	35	土砂の流出の防備	
		南相馬市（原町）	39, 46, 47, 48 , 51	30	15		
		南相馬市（鹿島）	31, 32, 33, 41 , 42, 50	44	22		
		南相馬市（小高）	42, 46, 49	18	9		
		新地町	4, 16, 17, 18	16	8		
		飯館村	3, 6, 13, 14, 1 5, 16, 28, 36, 57, 58	82	40		
		広野町	9, 11, 12, 38	12	6		
		檜葉町	17, 29	10	5		
		富岡町	9, 10, 23	31	13		
		川内村	21, 42, 60, 61 , 63	41	20		
		大熊町	23, 24, 28	6	3		
		双葉町	37, 38	11	5		
		浪江町	38, 63	12	6		
		葛尾村	3, 10	6	3		
		小計		389	190		
土砂崩壊 防備保安林	土砂崩壊 防備保安林	南相馬市（鹿島）	16	1	1	土砂の崩壊の防備	
		新地町	6	2	2		
		広野町	16	1	1		
		檜葉町	9	1	1		
		川内村	70	1	1		
		浪江町	34	1	1		
		小計		7	7		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

相双農林事務所

単位 面積 : ha

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
指定	潮害防備 保安林	相馬市	1, 3, 6, 13	101	101	潮害の防備	
		南相馬市（原町）	1, 4, 10, 65, 66	63	63		
		南相馬市（鹿島）	86	90	90		
		南相馬市（小高）	11, 14, 20, 26	124	124		
		檜葉町	28, 31, 32	29	29		
		富岡町	5	30	30		
		双葉町	63	20	20		
		浪江町	3, 9	72	72		
		小計		529	529		
	干害防備 保安林	相馬市	123	5	2	干害の防備	
		南相馬市（原町）	32	5	2		
		飯舘村	29	24	12		
		浪江町	23	18	9		
		小計		52	25		
	保健保安林	南相馬市（原町）	10	5	5	公衆の保健	
		南相馬市（鹿島）	48	8	4		
		南相馬市（小高）	26	1	1		
		飯舘村	29	1	1		
		広野町	38	1	1		
		川内村	7	1	1		
		双葉町	63	10	10		
		浪江町	1	10	10		
		小計		37	33		
合 計			2, 065	1, 248			

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

相双農林事務所

単位 面積 : ha

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考	
		市町村	区域		うち前半 5年分			
解除	水源かん養 保 安 林	相馬市	111	1	1	指定理由の消滅		
		小計		1	1			
土 砂 流 出 防 備 保 安 林		飯館村	14, 16	1	1	指定理由の消滅		
		富岡町	24	1	1			
		浪江町	21	1	1			
		小計		3	3			
防 風 保 安 林		檜葉町	32	1	1	指定理由の消滅		
		浪江町	9	1	1			
		小計		2	2			
潮 害 防 備 保 安 林		南相馬市（原町）	65	1	1	指定理由の消滅		
		南相馬市（小高）	27	2	2			
		広野町	38	2	1	道路用地		
		浪江町	3, 9	4	4	指定理由の消滅		
		小計		9	8			
保健保安林		南相馬市（原町）	65	1	1	指定理由の消滅		
		南相馬市（鹿島）	1	1	1			
		南相馬市（小高）	27	1	1			
		大熊町	8	1	1	道路用地		
		小計		4	4			
干 害 防 備 保 安 林		大熊町	8	1	1	道路用地		
		小計		1	1			
合 計				20	19			

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

いわき農林事務所

単位 面積 : ha

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養 保 安 林	いわき市 (小川)	2	25		水源の涵養 <small>かんよう</small>	
		(川前)	33, 35	89	7		
		(田人)	50	5	5		
		小計		119	12		
土砂流出 防備保安林	土砂流出 防備保安林	いわき市 (田人)	4, 5	75	3	土砂の流出の防備	
		(遠野)	1, 3	80			
		(三和)	39	69	13		
		(川前)	11, 14	45			
		小計		269	16		
土砂崩壊 防備保安林	土砂崩壊 防備保安林	いわき市 (平)	3, 13, 28	7	3	土砂の崩壊の防備	
		(三和)	144	1	1		
		(遠野)	4	17			
		小計		25	4		
潮害防備保安林	潮害防備保安林	いわき市 (平)	19	1	1	潮害の防備	
		小計		1	1		
保健保安林	保健保安林	いわき市 (平)	84	12		公衆の保健	
		小計		12			
合 計				426	33		
解除	土砂流出 防備保安林	いわき市 (平)	56	1	1	指定理由の消滅 道路用地	
		(遠野)	2, 55	1	1		
		(好間)	24	2	2		
		小計		2	2		
	水害防備 保 安 林	いわき市 (小川)	24	1	1	道路用地及び 河川堤防用地	
		小計		0	0		
	潮害防備 保 安 林	いわき市 (平)	77, 20	2	2	海岸保全施設用地 指定理由の消滅 道路用地 河川堤防用地	
		(勿来)	65, 90	1	1		
		(四倉)	2	1	1		
		小計		3	3		
保健保安林	保健保安林	いわき市 (平)	19, 20	2	2	海岸保全施設用地	
		小計		2	2		
合 計				7	7		

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4下のものは1で示している。しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表6 実施すべき治山事業の数量

相双農林事務所		単位 地区		
市町村	森林の所在 区域(林班)	治山事業 施行地区数		主な工種 備考
		うち前半 5年分		
相馬市	中州(13)	1	1	森林造成
	白谷(44,45)	2		渓間工・山腹工
	山上(79)	3	3	渓間工・山腹工
	柚木(23)	1		山腹工
	大洲(7,13)	2	1	森林造成等
	古磯部(2,3,4,6)	1	1	森林造成等
	立切南(1)	1	1	森林造成等
	小計	11	7	
南相馬市				
(原町)	社地神(51)	1		渓間工
	大原(52,54)	2		渓間工・本数調整伐
	下渋佐(10)	1		植栽工等
	北泉(65)	1	1	森林造成等
	金沢(65,66)	1		森林造成等
	萱浜(10)	1	1	森林造成等
	零(10)	1		森林造成等
	小浜(4)	1	1	森林造成等
	小沢(1)	1	1	森林造成等
	大谷(47)	1	1	渓間工
	高倉(39)	1	1	渓間工
	小計	12	6	
(鹿島)	上栃窪(50,51,56,57)	5	1	渓間工・山腹工
	栃窪(61,65,66)	4	1	渓間工・山腹工
	瀬ノ沢(54)	1		渓間工・本数調整伐
	小山田(30,31,33)	2		渓間工
	櫛原(36,38,39,41-43)	6		山腹工・渓間工・ 本数調整伐
	小池(16)	1		山腹工
	北海老(86)	1	1	森林造成等
	南海老(86)	1	1	森林造成等
	南右田(86)	1	1	森林造成等
	鳥崎(1)	1	1	森林造成等
	小計	23	6	
(小高)	村上(26)	2	1	山腹工・森林造成等
	大富(49)	1		渓間工
	大井(27)	1	1	森林造成等
	金谷(37)	2		山腹工・渓間工
	前谷地(14)	1	1	森林造成等
	浦尻(1,13)	1	1	森林造成等
	大田和(22)	1	1	渓間工
	小計	9	5	
計		44	17	

相双農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	うち前半 5年分	主な工種	備考
市町村	区域(林班)				
新地町	駒ヶ嶺(4,6)	2	1	山腹工	
	谷地小屋(18)	1		溪間工	
	一つ滝(23)	2	1	溪間工・山腹工	
	小計	5	2		
飯館村	木戸木(6)	1		溪間工	
	佐須(9)	1		溪間工	
	岩部(53)	1		溪間工	
	飯樋(58)	1	1	溪間工	
	大倉(3,16,17)	4	4	溪間工・山腹工	
	小計	8	5		
広野町	上浅見川(35)	1		溪間工	
	下浅見川(38)	1		山腹工・本数調整伐	
	上北迫(43)	1		山腹工	
	折木(12)	2	1	溪間工・山腹工	
	小計	5	1		
檜葉町	波倉(28,29)	2	1	山腹工・森林造成等	
	松倉(48)	1		溪間工	
	大坂(9)	1	1	山腹工	
	井出(31)	1	1	森林造成等	
	山田浜(32)	1	1	森林造成等	
	大谷(17)	1	1	溪間工	
	小計	7	5		
富岡町	上手岡(23)	2		溪間工・山腹工	
	赤木(19)	1		溪間工	
	岩井戸(10)	1		山腹工	
	毛萱(5)	1	1	森林造成等	
	小計	5	1		
川内村	下川内(38,46,70,71,81,82)	7	2	溪間工・山腹・ 本数調整伐	
	上川内(7,22,24,89,90)	5	3	溪間工・山腹工	
	小計	12	5		
大熊町	大川原(16)	1		溪間工	
	野上(28,29)	6		山腹工・溪間工	
	熊川(2)	1		森林造成	
	小計	8			

相双農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	主な工種	備考
市町村	区域(林班)			
双葉町	山田(23)	1	溪間工	
	石熊(26)	1	溪間工	
	松倉(48,49)	2	溪間工	
	上羽鳥(46,47,49)	4	溪間工・山腹工	
	中野(63)	5	植栽工・本数調整伐・ 防潮工・山腹工 森林造成等	
	中浜(63)	2	2	防潮工・森林造成等
	小計	15	5	
浪江町	室原(28)	1	溪間工	
	川房(37,64)	3	溪間工	
	大堀(20,24)	2	1	山腹工
	上貝ノハケ(24)	1	1	山腹工
	高倉(17)	1		山腹工
	井手(13)	1		溪間工
	川添(25)	1		山腹工
	棚塙(8,9)	1	1	森林造成等
	請戸(3)	2	2	森林造成等
葛尾村	小計	13	5	
	落合(9)	1		溪間工
	小計	1		
合 計		134	53	

いわき農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	主な工種	備考
市町村	区域(林班)			
いわき市				
(平)	新舞子(19,20,74,77)	1	1	下刈り、本数調整伐
	寺前(7)	1	1	山腹工
	南作(80)	1	1	山腹工
	脇ノ作(13)	2	2	山腹工
	吉野作(46)	1	1	山腹工
	小塚(3)	1	1	山腹工
	北茨(52)	1	1	本数調整伐
	後沢(54)	1		本数調整伐
	横道(55)	1		本数調整伐
	大平(56)	1		本数調整伐
小計		11	8	
(内郷)	平太郎(25)	1	1	山腹工
	小計	1	1	
(常磐)	湯ノ岳(28)	1	1	除伐
	小計	1	1	
(田人)	井戸沢(7,8)	2	2	本数調整伐
	大久保(76)	1		山腹工
	銭口(7)	1		山腹工
	宝坂(88)	1	1	山腹工、本数調整伐
	下毛(4)	2	2	山腹工、渓間工
	風越(46)	1	1	除伐
	小計	8	6	
(小川)	和具(9)	1	1	下刈り
	光平(24)	1	1	本数調整伐
	前林(25)	1	1	本数調整伐
	小計	3	3	
(三和)	細戸(5,6)	1		渓間工
	戸沢(144)	1	1	下刈り
	根小屋(97)	2	2	渓間工、下刈り
	小計	4	3	
(好間)	成沢(9,10)	1	1	地すべり防止工
	小計	1	1	

いわき農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数			主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分			
(四倉)	新舞子(1,2)	1	1	植栽工		
	玉山(32)	1		山腹工		
	中山(7)	1	1	山腹工		
	田戸(40)	1	1	山腹工		
	志津(41)	1	1	山腹工		
	小計	5	4			
(川前)	中ノ萱(2)	1	1	渓間工		
	芹ヶ作(26)	1	1	本数調整伐		
	柵棚(27)	1	1	本数調整伐		
	小計	3	3			
(久之浜)	金ヶ沢(6,8)	1		山腹工		
	小計	1				
(大久)	寺ノ作(12)	2	2	下刈り、除伐、山腹 工、渓間工		
	滝尻(37)	1	1	渓間工		
	小計	3	3			
	計	41	33			
合 計		41	33			

別表7 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期（磐城）

該当なし

別表8 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	相馬市	42-44, 54, 55, 67-69, 87, 88, 90, 91, 93, 94, 111-113, 119, 122, 125-129, 134, 135, 139	675.58	皆伐		68林班49.40ha 保健保安林と重複 68林班49.92ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 113林班4.72ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班15.25ha 土砂流出防備保安林と重複
		113, 122	0.28	択伐		113林班0.20ha 土砂流出防備保安林と重複
	南相馬市 (原町)	37	63.98	皆伐		
		35	38.83	択伐		35林班38.83ha 保健保安林と重複
	(鹿島)	49-52, 55-67, 74, 75	983.55	皆伐		65林班9.08ha 土砂流出防備保安林と重複
		51, 64-67	22.05	択伐		65林班0.03ha 土砂流出防備保安林と重複
	広野町	19-25, 29	449.59	皆伐		24林班2.10ha 土砂流出防備保安林と重複
		19-24, 26	72.81	択伐		22林班2.31ha 保健保安林と重複 23林班13.77ha 保健保安林と重複 26林班18.94ha 保健保安林と重複
	富岡町	13, 14, 19, 20, 23, 24, 33	370.38	皆伐		13林班1.54ha その他と重複 14林班6.55ha その他と重複
		19, 23	3.67	択伐		
	川内村	6, 7, 9-13, 19, 27-29, 34-36, 59-61, 63, 73-76	2,289.48	皆伐		7林班147.44ha 保健保安林と重複 7林班99.64ha 県立自然公園普通地域と重複 9林班15.17ha 県立自然公園普通地域と重複 27林班0.89ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 28林班111.25ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 29林班6.23ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
		6, 34, 36	17.61	択伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
いわき市 (平)	大熊町	1, 15	94.97	皆伐		1林班1.52ha その他と重複
		15, 32	101.20	択伐		32林班63.73ha 保健保安林と重複
	新地町	3, 5, 18, 22, 23	235.87	皆伐		3林班18.92ha 土砂流出防備保安林と重複
		3	4.56	択伐		3林班4.56ha 土砂流出防備保安林と重複
	飯舘村	74	15.53	皆伐		
		74	4.55	択伐		
	いわき市 (平)	54, 55, 82, 83	176.97	皆伐		54林班56.63ha 県立自然公園普通地域と重複 55林班112.91ha 県立自然公園普通地域と重複 82林班0.14ha 保健保安林と重複 83林班7.29ha 保健保安林と重複
		53, 82, 83	76.32	択伐		53林班1.77ha 県立自然公園普通地域と重複 82林班6.06ha 保健保安林と重複 83林班68.49ha 保健保安林と重複
		24-30, 38	206.93	皆伐		25林班6.65ha 保健保安林と重複
		24, 25, 27, 28, 30	20.81	択伐		25林班9.19ha 保健保安林と重複
	25		3.45	禁伐		25林班3.45ha 保健保安林と重複
(内郷)	2, 7-10	180.76	皆伐			
	9	0.10	禁伐			
(田人)	22-24	156.40	皆伐			
	22	6.22	択伐			
(小川)	37	0.80	択伐			
(三和)	7-9, 17-19, 21, 43, 44, 46, 47, 64, 65	337.42	皆伐			43林班41.80ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 43林班7.04ha 県立自然公園普通地域と重複 44林班20.85ha 県立自然公園普通地域と重複 46林班19.66ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 46林班12.77ha 県立自然公園普通地域と重複 47林班6.22ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 47林班3.91ha 県立自然公園普通地域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		9, 17-19, 21, 43	123.07	択伐		43林班12.56ha 県立自然公園普通地域と重複
		(四倉) 28-30	95.92	皆伐		
		28	0.62	択伐		
		(川前) 19, 30-33	535.15	皆伐		
		30, 32	8.84	択伐		
		(大久) 24-26	268.26	皆伐		
	計		7,642.53			
	土砂流出防備保安林					
	相馬市	32, 39, 40, 45-47, 49-53, 58-60, 77-80, 82, 83, 89, 91-93, 113, 121, 137-139	594.05	皆伐		50林班0.17ha 砂防指定地と重複 83林班0.65ha 砂防指定地と重複 113林班4.72ha 水源かん養保安林と重複 139林班15.25ha 水源かん養保安林と重複
		25, 32, 40, 42, 44, 46, 47, 50, 51, 58, 77, 80, 81, 83, 84, 88-90, 92, 113, 117, 122-125, 128	108.56	択伐		113林班0.20ha 水源かん養保安林と重複
	南相馬市 (原町)	27-29, 31, 35, 37-39, 42, 46-52, 54, 56	455.64	皆伐		
		4, 19-22, 28, 29, 31, 35, 42, 43, 46-48, 50, 51, 54-58	94.98	択伐		
		48	0.04	禁伐		
	(鹿島)	21, 25, 27, 29-31, 33, 36, 38-43, 45, 50-52, 54, 55, 57, 59, 60, 63-67	599.05	皆伐		45林班7.72ha 県自然環境保全地域普通地区と重複 65林班9.08ha 水源かん養保安林と重複
		3, 9, 14, 20, 21, 29, 33, 36-38, 40, 42, 48, 50, 52-54, 59-61, 64, 65	259.02	択伐		42林班1.16ha 砂防指定地と重複 48林班63.72ha 保健保安林と重複 65林班0.03ha 水源かん養保安林と重複
	(小高)	22, 34, 35, 37, 42, 46, 50	150.88	皆伐		35林班0.59ha 砂防指定地と重複
		22, 31, 33-35, 46, 50, 51	10.01	択伐		
	広野町	11, 18, 24, 32-34, 42, 44	56.22	皆伐		11林班2.22ha その他と重複 24林班2.10ha 水源かん養保安林と重複
		1, 9, 11, 12, 15, 17, 18, 21, 22, 33, 37, 42-45	70.01	択伐		18林班18.03ha 保健保安林と重複
	檜葉町	15, 17, 25	39.76	皆伐		
		14, 17, 20, 23, 25, 29, 30	13.80	択伐		23林班0.09ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	富岡町	10, 18, 20, 21, 23, 24, 30	35.58	皆伐		
		9, 10, 18, 20, 21, 23, 24, 30	113.38	択伐		
	川内村	3, 26, 36, 39, 45-47, 49, 53, 54, 56-58, 60, 61, 63-66, 69, 80, 82, 84, 88, 90	787.02	皆伐		47林班0.85ha 砂防指定地と重複 64林班0.88ha 砂防指定地と重複
		3, 5, 38, 39, 47, 60, 64, 67, 69, 82, 84, 85, 90	65.22	択伐		82林班12.67ha 保健保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	大熊町	19, 21	11.40	皆伐		
		19, 21, 23, 24, 28	56.92	択伐		
	双葉町	20, 23, 24, 26, 28, 33, 45-49, 53	473.25	皆伐		45林班0.97ha その他と重複
		23, 28, 33, 37, 49	104.37	択伐		
	浪江町	4, 13, 20, 21, 24, 28, 36, 38, 40, 63, 65	94.93	皆伐		13林班2.10ha 砂防指定地と重複 21林班0.57ha 砂防指定地と重複
		13, 18, 20, 21, 24-26, 28, 29, 63-65	60.25	択伐		18林班3.69ha 砂防指定地と重複 20林班0.14ha 砂防指定地と重複 21林班0.38ha 砂防指定地と重複
	葛尾村	3, 5, 9	36.04	皆伐		
		3, 6, 10	13.20	択伐		
		5	1.04	禁伐		
	新地町	3, 4, 16-18, 22	157.16	皆伐		3林班18.92ha 水源かん養保安林と重複
		2-5, 16, 17	51.48	択伐		3林班4.56ha 水源かん養保安林と重複 16林班31.16ha 保健保安林と重複
	飯舘村	3, 6, 9, 13, 14, 16, 17, 36, 44, 45, 57, 62	250.24	皆伐		
		3, 6, 9, 10, 13, 15, 16, 28, 45, 65	15.83	択伐		
	いわき市 (平)	15, 44, 49, 50, 52, 56, 57, 61-65, 67, 74, 79, 83	258.95	皆伐		50林班0.41ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 52林班3.03ha 県立自然公園普通地域と重複 56林班0.50ha 県立自然公園普通地域と重複
		42, 44, 56-58, 74, 84	10.48	択伐		74林班1.18ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	(常磐)	2, 23, 26	19.75	皆伐		2林班7.47ha 保健保安林と重複
		2, 3, 20, 25, 26	44.92	択伐		2林班37.77ha 保健保安林と重複 3林班2.35ha 保健保安林と重複
	(小名浜)	17, 34, 57, 60	45.36	皆伐		
		57	0.03	択伐		
	(内郷)	22-24, 27	6.13	皆伐		
		24, 27	18.20	択伐		
	(勿来)	9, 40, 44-48, 59, 61, 66	118.37	皆伐		
		32, 40, 41, 43, 44, 47, 57-60, 89	29.97	択伐		
	(遠野)	2, 3, 44, 46, 50, 55, 56, 58, 59, 64, 67, 69, 75, 77	200.50	皆伐		3林班7.97ha 保健保安林と重複 56林班12.44ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
		2, 3, 11, 12, 26, 44, 50, 58, 64, 69	37.66	択伐		3林班4.33ha 保健保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
(田人)	(田人)	2-5, 7, 8, 45, 46, 79-81, 92	196.46	皆伐		7林班0.46ha 保健保安林と重複 81林班6.01ha その他と重複
		1-5, 7, 8, 56, 58, 83, 87, 92	78.42	択伐		7林班3.41ha 保健保安林と重複 7林班3.63ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 8林班8.32ha 保健保安林と重複 8林班8.32ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
		76	0.03	禁伐		
	(好間)	3, 6, 7, 9-12, 18, 20, 21, 24, 26	169.18	皆伐		9林班5.33ha 砂防指定地と重複 11林班0.25ha 砂防指定地と重複 11林班0.25ha 県立自然公園普通地域と重複 12林班29.70ha 県立自然公園普通地域と重複 21林班3.61ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 21林班4.53ha 県自然環境保全地域普通地区と重複
		1, 3, 6, 7, 9-12, 17, 18, 20, 24-27	115.06	択伐		9林班2.94ha 砂防指定地と重複 10林班9.68ha 砂防指定地と重複 11林班19.89ha 砂防指定地と重複 11林班19.89ha 県立自然公園普通地域と重複 17林班5.68ha 県自然環境保全地域特別地区と重複 17林班14.50ha 県自然環境保全地域普通地区と重複
	(小川)	3-13, 15-18, 21, 22, 24-28, 32-39	626.38	皆伐		27林班12.41ha 県立自然公園普通地域と重複 33林班164.56ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 34林班1.30ha 砂防指定地と重複
		3, 4, 8, 14-18, 21, 22, 24-26, 35, 37	28.93	択伐		
(三和)	(三和)	12, 14, 19, 48, 62, 83, 87, 92, 95	63.92	皆伐		87林班7.39ha 保健保安林と重複
		4, 5, 19, 22, 48, 49, 83, 87, 91, 95, 98, 104, 108	104.66	択伐		87林班26.92ha 保健保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	(四倉)	7, 9, 13-15, 17-20, 33, 35, 40, 42	168.47	皆伐		
		7-10, 12-15, 17-20, 22, 23, 25, 31, 32, 35, 36, 39-42	205.09	択伐		23林班0.04ha 保健保安林と重複 25林班38.14ha 保健保安林と重複 31林班52.84ha 保健保安林と重複 32林班38.29ha 保健保安林と重複
	(川前)	1-3, 5, 18, 26-29, 38	390.00	皆伐		2林班7.99ha 保健保安林と重複
		1-7, 11, 21, 26-28, 30, 31, 33, 35, 36, 38, 39	102.13	択伐		2林班41.18ha 保健保安林と重複
	(久之浜)	5, 7, 8	9.92	皆伐		
		2, 5, 7, 8, 16	11.48	択伐		5林班0.58ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	(大久)	5, 8-10, 12-17, 20-23, 28-30	358.87	皆伐		
		5, 9, 10, 12-15, 21, 22, 27, 29, 32	176.78	択伐		22林班105.22ha 保健保安林と重複
	計		8,375.43			
土砂崩壊防備保安林	相馬市	23, 56, 88	3.65	択伐		
	(南相馬市 (原町))	23	0.23	皆伐		
		1, 23, 58	4.69	択伐		
	(鹿島)	58, 59	15.31	皆伐		
		16, 24, 77, 82	4.50	択伐		
	(小高)	22, 28, 29, 34, 44	10.70	択伐		
		26	0.39	禁伐		
	広野町	13	0.46	皆伐		
		7, 14, 38	2.71	択伐		
	檜葉町	31	0.68	皆伐		
		9, 11, 12, 20, 23, 25, 32	11.00	択伐		23林班0.09ha 土砂流出防備保安林と重複
		9	0.10	禁伐		
		富岡町	0.45	皆伐		
		5, 7, 16, 21, 23, 31	4.43	択伐		
	川内村	23, 71	1.88	皆伐		
		23, 36, 44, 85, 88	4.92	択伐		
	双葉町	26	0.21	皆伐		
		23, 26, 55	1.78	択伐		
	浪江町	24, 31, 37	1.86	皆伐		
		10, 14, 16, 17, 31, 33, 35	14.32	択伐		
	葛尾村	3	0.05	皆伐		
		9, 10	1.57	択伐		
	飯舘村	24, 26	2.72	択伐		
	いわき市 (平)	3, 19, 57, 65, 66, 76, 79	4.49	皆伐		
		2, 3, 18, 19, 22, 65, 67, 68, 74, 76, 79, 85, 87, 88	22.60	択伐		2林班1.34ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 22林班0.39ha 砂防指定地と重複 74林班1.18ha 土砂流出防備保安林と重複
		68, 75	0.69	禁伐		
		34	0.09	皆伐		
	(常磐)	3, 5, 7, 34	2.00	択伐		
		11, 15, 18, 32, 52, 72	2.74	皆伐		
		2, 10, 11, 13, 19, 23, 51, 52, 72	12.86	択伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
(内郷)	(内郷)	16 22, 25, 26, 29	0.05 6.40	皆伐 抾伐		
	(勿来)	1, 7, 10, 35, 47, 64, 103	3.83	抾伐		103林班0.98ha 県立自然公園普通地域と重複
	(遠野)	13	1.81	皆伐		
	(田人)	40 26, 47, 56, 58, 59, 72, 88	2.63 19.91	皆伐 抾伐		
	(好間)	27 24, 27	0.07 2.72	皆伐 抾伐		
	(小川)	9, 24, 26, 31 4, 9, 14, 24, 27, 31	1.50 8.93	皆伐 抾伐		4林班3.23ha 干害防備保安林と重複 27林班1.82ha 県立自然公園普通地域と重複
	(三和)	31, 36, 111, 140 31, 37, 38, 111, 144, 149,	3.77 8.11	皆伐 抾伐		
	(四倉)	7, 38, 39 41	12.20	抾伐 禁伐		38林班0.39ha 航行目標保安林と重複 38林班0.39ha 保健保安林と重複 41林班0.89ha 航行目標保安林と重複 41林班0.89ha 県立自然公園普通地域と重複
	(川前)	11 29	0.18 0.59	皆伐 抾伐		
	(久之浜)	5, 11	1.11	抾伐		
	(大久)	32, 37 9, 37 37	2.02 4.08 0.80	皆伐 抾伐 禁伐		
	計		215.68			
防風保安林	南相馬市 (原町)	1, 3, 10	11.55	抾伐		1林班4.91ha 保健保安林と重複 3林班0.22ha 保健保安林と重複
	(鹿島)	86	0.48	抾伐		86林班0.48ha 保健保安林と重複
	檜葉町	1, 32	0.53	抾伐		
	富岡町	4	0.14	皆伐		
		4	2.64	抾伐		
	大熊町	2	0.18	皆伐		
	双葉町	2, 3, 63	7.30	抾伐		63林班2.71ha 保健保安林と重複
	浪江町	3, 9	3.22	抾伐		3林班0.18ha 保健保安林と重複 9林班2.10ha 保健保安林と重複
	新地町	9	0.03	抾伐		
	いわき市 (平)	20	1.52	皆伐		
		20, 77	1.79	抾伐		
	(勿来)	65	0.23	抾伐		
	(久之浜)	8, 16 5, 6, 8, 16	20.57 16.68	皆伐 抾伐		5林班1.60ha 潮害防備保安林と重複 6林班6.33ha 潮害防備保安林と重複 16林班7.63ha 潮害防備保安林と重複
	計		66.86			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水害防備保安林	相馬市	36, 95	1.64	抾伐		
	南相馬市 (原町)	35	15.92	皆伐		
		47	0.76	抾伐		
	(鹿島)	61	0.18	抾伐		
	浪江町	24	0.39	皆伐		
		24	0.18	抾伐		
	いわき市 (平)	24	0.63	抾伐		
	(小川)	24, 35	4.10	抾伐		
	計		23.80			
潮害防備保安林	相馬市	3, 6, 12	7.80	皆伐		
		3, 13, 104	51.09	抾伐		13林班45.74ha 保健保安林と重複 13林班45.74ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 104林班0.08ha 保健保安林と重複 104林班4.05ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
		13	2.20	禁伐		13林班2.16ha 保健保安林と重複 13林班2.20ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	南相馬市 (原町)	10	0.76	皆伐		
		1, 10, 65, 66	10.88	抾伐		65林班2.85ha 保健保安林と重複 66林班1.47ha 保健保安林と重複
	(鹿島)	1, 85, 86	15.53	抾伐		1林班1.57ha 保健保安林と重複 85林班4.86ha 保健保安林と重複 86林班6.87ha 保健保安林と重複 86林班0.11ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	(小高)	1, 13, 14	7.07	皆伐		
		1, 14, 26, 27	24.13	抾伐		26林班8.70ha 保健保安林と重複
	楓葉町	28	0.31	皆伐		
		1, 29, 31	7.21	抾伐		1林班1.67ha 保健保安林と重複 29林班0.54ha 保健保安林と重複 31林班3.41ha 保健保安林と重複
	富岡町	5, 6	0.58	抾伐		
	大熊町	2	0.06	皆伐		
	双葉町	1, 2, 63	9.89	抾伐		1林班1.66ha 保健保安林と重複 2林班0.59ha 保健保安林と重複 63林班0.11ha 保健保安林と重複
	浪江町	3, 9	5.37	抾伐		9林班3.87ha 保健保安林と重複
	新地町	14	0.06	抾伐		
	いわき市 (平)	20	0.34	皆伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		2, 19, 20, 77	28.37	抾伐		2林班3.37ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 20林班18.34ha 保健保安林と重複
		19	3.80	禁伐		19林班2.22ha 保健保安林と重複 19林班3.80ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	(小名浜)	13, 41	2.96	抾伐		41林班1.79ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	(勿来)	90, 92, 100, 101	4.36	抾伐		90林班1.34ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	(四倉)	1, 2	5.72	抾伐		1林班3.11ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	(久之浜)	4-6, 8, 16	17.16	抾伐		4林班0.02ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 5林班1.60ha 防風保安林と重複 6林班6.33ha 防風保安林と重複 16林班7.63ha 防風保安林と重複
	計		205.65			
干害防備保安林	相馬市	3	0.10	皆伐		
	南相馬市 (原町)	37	19.29	皆伐		
	(鹿島)	45, 46	31.61	皆伐		
	大熊町	8, 9	1.32	皆伐		8林班1.17ha 保健保安林と重複 9林班0.15ha 保健保安林と重複
		8, 9	17.77	抾伐		8林班13.00ha 保健保安林と重複 9林班4.77ha 保健保安林と重複
	浪江町	10, 64, 65	46.83	皆伐		
		10, 11, 63	17.95	抾伐		10林班11.87ha 保健保安林と重複 11林班0.35ha 保健保安林と重複
	新地町	15, 16, 19	7.15	皆伐		
	いわき市 (小川)	4	3.23	抾伐		4林班3.23ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	(三和)	148, 149, 151, 152, 154, 155	51.25	皆伐		
	計		196.50			
魚つき保安林	相馬市	13	1.02	抾伐		13林班1.02ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	南相馬市 (原町)	65, 66	0.97	抾伐		
	新地町	14	0.83	抾伐		
	計		2.82			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
航行目標保安林	いわき市 (四倉)	38	0.39	抾伐		38林班0.39ha 土砂崩壊防備保安林と重複 38林班0.39ha 保健保安林と重複
		38, 41	2.34	禁伐		38林班0.07ha 保健保安林と重複 41林班0.89ha 土砂崩壊防備保安林と重複 41林班1.31ha 保健保安林と重複 41林班2.20ha 県立自然公園普通地域と重複
	(久之浜)	1	0.79	抾伐		1林班0.79ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
		1	0.12	禁伐		
	計		3.64			
保健保安林	相馬市	68	49.40	皆伐		68林班49.40ha 水源かん養保安林と重複 68林班49.40ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
		13, 104	50.17	抾伐		13林班45.74ha 潮害防備保安林と重複 13林班50.09ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 104林班0.08ha 潮害防備保安林と重複 104林班0.08ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
		13	12.12	禁伐		13林班2.16ha 潮害防備保安林と重複 13林班12.12ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	南相馬市 (原町)	1, 3, 35, 65, 66	48.28	抾伐		1林班4.91ha 防風保安林と重複 3林班0.22ha 防風保安林と重複 35林班38.83ha 水源かん養保安林と重複 65林班2.85ha 潮害防備保安林と重複 66林班1.47ha 潮害防備保安林と重複
		(鹿島)	78.00	抾伐		1林班1.57ha 潮害防備保安林と重複 48林班63.72ha 土砂流出防備保安林と重複 85林班4.86ha 潮害防備保安林と重複 86林班0.48ha 防風保安林と重複 86林班6.87ha 潮害防備保安林と重複
	(小高)	26	8.70	抾伐		26林班8.70ha 潮害防備保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	広野町	18, 22, 23, 26	53.05	抾伐		18林班18.03ha 土砂流出防備保安林と重複 22林班2.31ha 水源かん養保安林と重複 23林班13.77ha 水源かん養保安林と重複 26林班18.94ha 水源かん養保安林と重複
	檜葉町	1, 29, 31	7.17	抾伐		1林班1.67ha 潮害防備保安林と重複 29林班0.54ha 潮害防備保安林と重複 31林班3.41ha 潮害防備保安林と重複
	川内村	7	201.04	皆伐		7林班147.44ha 水源かん養保安林と重複 7林班127.87ha 県立自然公園普通地域と重複
		82	12.67	抾伐		82林班12.67ha 土砂流出防備保安林と重複
	大熊町	8, 9	1.32	皆伐		8林班1.17ha 干害防備保安林と重複 9林班0.15ha 干害防備保安林と重複
		8, 9, 32	81.50	抾伐		8林班13.00ha 干害防備保安林と重複 9林班4.77ha 干害防備保安林と重複 32林班63.73ha 水源かん養保安林と重複
	双葉町	1, 2, 63	6.66	抾伐		1林班1.66ha 潮害防備保安林と重複 2林班0.59ha 潮害防備保安林と重複 63林班2.71ha 防風保安林と重複 63林班0.11ha 潮害防備保安林と重複
		63	0.25	禁伐		
	浪江町	3, 9-11	18.44	抾伐		3林班0.18ha 防風保安林と重複 9林班2.10ha 防風保安林と重複 9林班3.87ha 潮害防備保安林と重複 10林班11.87ha 干害防備保安林と重複 11林班0.35ha 干害防備保安林と重複
	新地町	16	31.16	抾伐		16林班31.16ha 土砂流出防備保安林と重複
	いわき市 (平)	82, 83	7.43	皆伐		82林班0.14ha 水源かん養保安林と重複 83林班7.29ha 水源かん養保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
(常磐)		2, 20, 82, 83	96.72	抾伐		2林班3.49ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 20林班18.34ha 潮害防備保安林と重複 82林班6.06ha 水源かん養保安林と重複 83林班68.49ha 水源かん養保安林と重複
		19	2.22	禁伐		19林班2.22ha 潮害防備保安林と重複 19林班2.22ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	(常磐)	2, 25	14.12	皆伐		2林班7.47ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班6.65ha 水源かん養保安林と重複
	(遠野)	2, 3, 25	49.31	抾伐		2林班37.77ha 土砂流出防備保安林と重複 3林班2.35ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班9.19ha 水源かん養保安林と重複
		25	3.45	禁伐		25林班3.45ha 水源かん養保安林と重複
		3	7.97	皆伐		3林班7.97ha 土砂流出防備保安林と重複
	(田人)	3	4.33	抾伐		3林班4.33ha 土砂流出防備保安林と重複
		7	0.46	皆伐		7林班0.46ha 土砂流出防備保安林と重複
	(好間)	7, 8	11.73	抾伐		7林班3.41ha 土砂流出防備保安林と重複 7林班3.13ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 8林班8.32ha 土砂流出防備保安林と重複 8林班8.32ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
		25	14.35	抾伐		
		87	7.39	皆伐		87林班7.39ha 土砂流出防備保安林と重複
	87	26.92	抾伐			87林班26.92ha 土砂流出防備保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	(四倉)	23, 25, 31, 32, 38	129.70	抾伐		23林班0.04ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班38.14ha 土砂流出防備保安林と重複 31林班52.84ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班38.29ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班0.39ha 土砂崩壊防備保安林と重複 38林班0.39ha 航行目標保安林と重複
		38, 41	2.22	禁伐		38林班0.07ha 航行目標保安林と重複 41林班1.31ha 航行目標保安林と重複 41林班1.31ha 県立自然公園普通地域と重複
	(川前)	2	7.99	皆伐		2林班7.99ha 土砂流出防備保安林と重複
		2	41.18	抾伐		2林班41.18ha 土砂流出防備保安林と重複
	(大久)	22	105.22	抾伐		22林班105.22ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		1,192.64			
風致保安林	いわき市 (平)	50	0.20	皆伐		50林班0.20ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
		50, 51	17.16	禁伐		50林班16.42ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 51林班0.74ha 県立自然公園普通地域と重複
	計		17.36			
保安施設地区	南相馬市 (原町)	54	0.01	抾伐		
		28, 54	0.04	禁伐		
	いわき市 (内郷)	7	0.07	禁伐		
	(勿来)	61, 65	3.05	禁伐		
	(四倉)	14	0.11	禁伐		
	計		3.28			
砂防指定地	相馬市	38, 49, 50, 69, 83, 92, 94	38.01	皆伐		50林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 83林班0.65ha 土砂流出防備保安林と重複
		69	0.10	抾伐		
	南相馬市 (原町)	34, 50	3.54	皆伐		
	(鹿島)	42, 43	27.43	皆伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
		42	1.33	抾伐		42林班1.16ha 土砂流出防備保安林と重複
	(小高)	35, 49	2.04	皆伐		35林班0.59ha 土砂流出防備保安林と重複
	広野町	21, 35, 36, 41	3.77	皆伐		
	川内村	30, 47, 64, 85, 87, 88, 90	71.52	皆伐		47林班0.85ha 土砂流出防備保安林と重複 64林班0.88ha 土砂流出防備保安林と重複
	大熊町	13, 16, 18	1.51	皆伐		
	双葉町	33	1.89	皆伐		
		33	0.39	抾伐		
	浪江町	13, 17, 18, 20, 21, 29, 39, 40	66.83	皆伐		13林班2.10ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班0.71ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 21林班0.57ha 土砂流出防備保安林と重複
		13, 18, 20, 21, 40	11.93	抾伐		18林班3.69ha 土砂流出防備保安林と重複 20林班0.14ha 土砂流出防備保安林と重複 21林班0.38ha 土砂流出防備保安林と重複
	葛尾村	8, 9, 11	12.90	皆伐		11林班0.16ha 県立自然公園普通地域と重複
		11	0.25	抾伐		
	新地町	3, 4	0.61	皆伐		
	飯舘村	65	5.11	皆伐		
	いわき市(平)	4, 81	1.87	皆伐		
		22	0.40	抾伐		22林班0.39ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	(常盤)	25, 31, 32	2.97	皆伐		
	(小名浜)	68	2.21	皆伐		
	(内郷)	4, 5, 20, 23, 29	19.29	皆伐		
		22	1.88	禁伐		
	(勿来)	78, 95	4.68	皆伐		
	(遠野)	4, 5, 7, 11, 13-15, 17, 19-21, 23, 24, 47, 54, 60	15.28	皆伐		
	(田人)	55, 59, 60, 83	29.26	皆伐		
	(好間)	6, 9-11, 13, 15	92.90	皆伐		9林班5.33ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班0.25ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班0.25ha 県立自然公園普通地域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
(小川)		9-11	32.51	抾伐		9林班2.94ha 土砂流出防備保安林と重複 10林班9.68ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班19.89ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班19.89ha 県立自然公園普通地域と重複
	(小川)	14, 34	6.37	皆伐		34林班1.30ha 土砂流出防備保安林と重複
		30	0.14	抾伐		
		30	1.13	禁伐		
	(三和)	11, 38-41, 43, 53, 62, 63, 83, 96-98, 122	28.82	皆伐		43林班1.16ha 県立自然公園普通地域と重複
		83, 97, 122	1.01	抾伐		
	(四倉)	4, 6, 7, 14, 18, 21, 23	16.33	皆伐		
		4, 6, 21, 23	0.25	抾伐		
	(川前)	5, 6, 28, 39	7.64	皆伐		39林班0.08ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 39林班0.08ha その他と重複
		39	0.17	抾伐		
(大久)		6, 16, 31-33	7.42	皆伐		
		6	0.05	抾伐		
計			521.74			
地すべり防止法によるぼた山崩壊防止地区	いわき市(好間)	22	2.04	皆伐		22林班2.04ha その他と重複
	計		2.04			
急傾斜地崩壊危険区域	広野町	4	0.89	皆伐		4林班0.89ha その他と重複
	いわき市(平)	10	2.27	皆伐		10林班2.27ha その他と重複
		70	0.06	抾伐		70林班0.06ha その他と重複
		28, 70	1.63	禁伐		28林班1.48ha その他と重複 70林班0.15ha その他と重複
	(常磐)	40, 41	0.83	皆伐		40林班0.54ha その他と重複 41林班0.29ha その他と重複
		1	0.01	禁伐		1林班0.01ha その他と重複
	(内郷)	30	0.23	皆伐		30林班0.23ha その他と重複
		29	0.03	禁伐		29林班0.03ha その他と重複
	(勿来)	29	0.31	皆伐		29林班0.31ha その他と重複
		29	0.59	抾伐		29林班0.59ha その他と重複
		66, 95	0.64	禁伐		66林班0.30ha その他と重複 95林班0.34ha その他と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
(田人)	(田人)	56	1.23	禁伐		56林班1.23ha その他と重複
	(小川)	32	0.06	禁伐		32林班0.06ha その他と重複
	(川前)	39	0.99	皆伐		39林班0.08ha 砂防指定地と重複 39林班0.97ha その他と重複
		39	0.02	抾伐		
		計	9.79			
県立自然公園第一種特別地域	いわき市 (勿来)	102	7.39	禁伐		
		計	7.39			
県立自然公園第二種特別	相馬市	13	0.86	皆伐		
		13, 104	115.03	抾伐		13林班45.74ha 潮害防備保安林と重複 13林班1.02ha 魚つき保安林と重複 13林班50.09ha 保健保安林と重複 104林班4.05ha 潮害防備保安林と重複 104林班0.08ha 保健保安林と重複
		13	12.16	禁伐		13林班2.20ha 潮害防備保安林と重複 13林班12.12ha 保健保安林と重複
	南相馬市 (鹿島)	86	0.11	抾伐		86林班0.11ha 潮害防備保安林と重複
	浪江町	18	0.37	皆伐		
		18	3.73	抾伐		
	いわき市 (平)	2, 3	1.97	皆伐		
		2-4, 19, 51	56.65	抾伐		2林班1.34ha 土砂崩壊防備保安林と重複 2林班3.37ha 潮害防備保安林と重複 2林班3.49ha 保健保安林と重複
		19	4.04	禁伐		19林班3.80ha 潮害防備保安林と重複 19林班2.22ha 保健保安林と重複
	(小名浜)	41	0.41	皆伐		
		41	6.60	抾伐		41林班1.79ha 潮害防備保安林と重複
	(勿来)	65, 90, 92, 103	1.05	皆伐		
		90, 92, 102, 103	23.77	抾伐		90林班1.34ha 潮害防備保安林と重複
	(田人)	7, 8	11.95	抾伐		7林班3.63ha 土砂流出防備保安林と重複 7林班3.13ha 保健保安林と重複 8林班8.32ha 土砂流出防備保安林と重複 8林班8.32ha 保健保安林と重複
	(小川)	14	0.07	皆伐		
		14	4.62	抾伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	(四倉)	1	4.32	抾伐		1林班3.11ha 潮害防備保安林と重複
	(久之浜)	1, 4, 5	11.71	抾伐		1林班0.79ha 航行目標保安林と重複 1林班3.79ha 文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林と重複 4林班0.02ha 潮害防備保安林と重複 5林班0.58ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		259.42			
県立自然公園第三種特別地域	相馬市	68	51.35	皆伐		68林班49.92ha 水源かん養保安林と重複 68林班49.40ha 保健保安林と重複
	浪江町	17-19	62.67	皆伐		18林班0.71ha 砂防指定地と重複
	いわき市 (平)	50, 51	68.29	皆伐		50林班0.41ha 土砂流出防備保安林と重複 50林班0.20ha 風致保安林と重複
		50	0.65	抾伐		
		50	16.47	禁伐		50林班16.42ha 風致保安林と重複
	(勿来)	90, 92, 102, 103	29.88	皆伐		
		92, 102	0.70	抾伐		
	(小川)	33	164.56	皆伐		33林班164.56ha 土砂流出防備保安林と重複
	(三和)	43, 45-47	174.72	皆伐		43林班41.80ha 水源かん養保安林と重複 46林班19.66ha 水源かん養保安林と重複 47林班6.22ha 水源かん養保安林と重複
	計		569.29			
県立自然公園普通地域	川内村	7, 9	168.41	皆伐		7林班99.64ha 水源かん養保安林と重複 7林班127.87ha 保健保安林と重複 9林班15.17ha 水源かん養保安林と重複
	葛尾村	11	0.16	皆伐		11林班0.16ha 砂防指定地と重複
	いわき市 (平)	52, 54-56	173.07	皆伐		52林班3.03ha 土砂流出防備保安林と重複 54林班56.63ha 水源かん養保安林と重複 55林班112.91ha 水源かん養保安林と重複 56林班0.50ha 土砂流出防備保安林と重複
		53	1.77	抾伐		53林班1.77ha 水源かん養保安林と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
(勿来)		51	0.74	禁伐		51林班0.74ha 風致保安林と重複
	(勿来)	103	0.98	抾伐		103林班0.98ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	(好間)	11, 12	29.95	皆伐		11林班0.25ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班0.25ha 砂防指定地と重複 12林班29.70ha 土砂流出防備保安林と重複
		11	19.89	抾伐		11林班19.89ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班19.89ha 砂防指定地と重複
	(小川)	27	12.41	皆伐		27林班12.41ha 土砂流出防備保安林と重複
		27	1.82	抾伐		27林班1.82ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	(三和)	43, 44, 46, 47	45.73	皆伐		43林班7.04ha 水源かん養保安林と重複 43林班1.16ha 砂防指定地と重複 44林班20.85ha 水源かん養保安林と重複 46林班12.77ha 水源かん養保安林と重複 47林班3.91ha 水源かん養保安林と重複
		43	12.56	抾伐		43林班12.56ha 水源かん養保安林と重複
		41	2.20	禁伐		41林班0.89ha 土砂崩壊防備保安林と重複 41林班2.20ha 航行目標保安林と重複 41林班1.31ha 保健保安林と重複
	計		469.69			
鳥獣保護区特別保護地区	広野町	26	78.36	皆伐		
	川内村	27-29	121.77	皆伐		27林班0.89ha 水源かん養保安林と重複 28林班111.25ha 水源かん養保安林と重複 29林班6.23ha 水源かん養保安林と重複
	いわき市 (遠野)	56	14.72	皆伐		56林班12.44ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		214.85			
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林	南相馬市 (原町)	70	0.02	皆伐		
	(小高)	1, 33	1.57	皆伐		
	いわき市 (平)	21	5.17	皆伐		
	(内郷)	24	10.10	抾伐		
	(勿来)	90	0.41	禁伐		

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
	(久之浜)	1	3.79	抾伐		1林班3.79ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	計		21.06			
県自然環境保全地域特別地区	いわき市(田人)	59	20.47	抾伐		
	(好間)	21	3.61	皆伐		21林班3.61ha 土砂流出防備保安林と重複
		17	5.68	抾伐		17林班5.68ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		29.76			
県自然環境保全地域普通地区	南相馬市(鹿島)	45	7.72	皆伐		45林班7.72ha 土砂流出防備保安林と重複
	いわき市(好間)	21	4.53	皆伐		21林班4.53ha 土砂流出防備保安林と重複
		17	14.50	抾伐		17林班14.50ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		26.75			
その他	広野町	4, 11	3.11	皆伐		4林班0.89ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 11林班2.22ha 土砂流出防備保安林と重複
	富岡町	13, 14	8.09	皆伐		13林班1.54ha 水源かん養保安林と重複 14林班6.55ha 水源かん養保安林と重複
	大熊町	1	1.52	皆伐		1林班1.52ha 水源かん養保安林と重複
	双葉町	45	0.97	皆伐		45林班0.97ha 土砂流出防備保安林と重複
	いわき市(平)	10	2.27	皆伐		10林班2.27ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
		70	0.06	抾伐		70林班0.06ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
		28, 70	1.63	禁伐		28林班1.48ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 70林班0.15ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
(常磐)	(常磐)	40, 41	0.83	皆伐		40林班0.54ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 41林班0.29ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
		1	0.01	禁伐		1林班0.01ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
	(内郷)	30	0.23	皆伐		30林班0.23ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
		29	0.03	禁伐		29林班0.03ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
	(勿来)	29	0.31	皆伐		29林班0.31ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
		29	0.59	択伐		29林班0.59ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
		66, 95	0.64	禁伐		66林班0.30ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複 95林班0.34ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
	(田人)	81	6.01	皆伐		81林班6.01ha 土砂流出防備保安林と重複
		56	1.23	禁伐		56林班1.23ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
(好間)	22	2.04	皆伐			22林班2.04ha 地すべり防止法によるぼた山崩壊防止地区と重複
(小川)	32	0.06	禁伐			32林班0.06ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
(川前)	39	0.97	皆伐			39林班0.08ha 砂防指定地と重複 39林班0.97ha 急傾斜地崩壊危険区域と重複
計			30.60			

別記 1 (砂防指定地の作業方法)

伐採に当たっては、福島県砂防指定地等管理条例に基づき知事の許可が必要である。

別記 2 (急傾斜地崩壊危険区域の施業方法)

伐採に当たっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事の許可が必要である。

別記 3 (県立自然公園第一種特別地域の施業方法)

ア 伐採に当たっては、知事の許可が必要である。原則として禁伐とする。ただし風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐によることができる。

イ 単木択伐の伐期齢は本計画区で定める標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。

ウ 択伐率は、現在材積の10%以内とする。

別記 4 (県立自然公園第二種特別地域の施業方法)

ア 伐採に当たっては、知事の許可が必要である。伐採の方法は択伐によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐によることができる。

イ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

ウ 森林の最小区分ごとに択伐率を算定し、その率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。

エ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。

(ア) 一伐区の面積は2ha以内とし、保残木を極力残すように努めること。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

(イ) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区は努めて分散させなければならない。

オ 知事は許可に際し、風致上特に必要と認める場合は、伐区、樹種、林型の変更をする場合がある。

カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。

別記 5 (県立公園第三種特別地域の施業方法)

伐採に当たっては知事の許可が必要である。全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別記 6 (鳥獣保護区特別保護地区の施業方法)

ア 伐採に当たっては、知事の許可を必要とする。伐採種は、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、他の森林にあっては、伐採種は定めない。

イ 地域森林計画の初年度以降5年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除した面積の5倍とする。

ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

別記7 (文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林の施業方法)
伐採に当たっては、あらかじめ文化財保護法に基づく許可を要する。

別記8 (県自然環境保全地域特別地区の施業方法)

- ア 伐採に当たっては、知事の許可が必要である。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び人為によって影響を受けやすい野生動植物保護地区又は極相の状態を厳正に維持する必要のあるもの等特に学術的価値の高い森林については禁伐。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在材積の10%以内）を行うことができる。
- イ 上記以外の地域においては択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1伐区の面積は2ha以内、伐区は努めて分散させる）を行うことができる。
- ウ 保安林の指定されている地域においては、崩壊地の周辺で放置すれば崩壊の拡大が予想される場合等保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する必要が現に生じている場合又は10年以内に生ずると見込まれる場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、上記アの単木択伐（択伐率現在蓄積の10%以内）を森林法施行規則第22条の3に規定する択伐率による択伐（均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ha未満とすること）とすることができるものとする。

別紙1 保安林の指定施業要件

事項	基準
1 伐採の方法	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては原則として、伐採を禁止する。</p> <p>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちのその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p>

	<p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満一年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別紙2 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林 (1号)	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土砂流出 防備保安林 (2号)	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
土砂崩壊 防備保安林 (3号)	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
飛砂防備保安林 (4号)	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
防風保安林 防霧保安林 (5号)	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防雪保安林 (5号)	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
干害防備保安林 (5号)	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。

保安林の種類	伐採の方法
なだれ防止保安林 落石防止保安林 (6号)	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれ が比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐 2 その他の森林にあっては、禁伐
防火保安林 (7号)	禁伐
魚つき保安林 (8号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあっては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては、伐 採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
航行目標保安林 (9号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐
保健保安林 (10号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあっては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施 設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めな い。 3 その他の森林にあっては、択伐
風致保安林 (11号)	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、 禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐

(注) 保安林の種類覧の()書きは、森林法第25条第1項の目的の号数。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha 比率:%

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/(①×100)	備考
		総数②	国有林	民有林		
総 数	297,117	203,882	86,316	117,566	69	
相双農林事務所	相馬市	19,779	10,123	2,751	7,372	51
	南相馬市	39,858	21,847	8,890	12,957	55
	新地町	4,670	1,538	3	1,535	33
	飯舘村	23,013	17,557	10,219	7,338	76
	広野町	5,869	4,322	1,552	2,770	74
	檜葉町	10,364	7,851	5,886	1,965	76
	富岡町	6,839	4,049	1,352	2,697	59
	川内村	19,735	17,570	5,608	11,962	89
	大熊町	7,871	4,655	2,318	2,337	59
	双葉町	5,142	2,872	332	2,540	56
	浪江町	22,314	16,310	11,850	4,460	73
	葛尾村	8,437	6,945	4,963	1,982	82
	計	173,891	115,639	55,724	59,915	67
いわき農林事務所	いわき市	123,226	88,243	30,592	57,651	72
	計	123,226	88,243	30,592	57,651	72

(注) 区域面積:令和4年版福島県勢要覧(全国都道府県市町村別面積調(国土地理院))

国有林:磐城国有林の地域別の森林計画書(関東森林管理局)、森林計画課資料(林野庁所管外分)

民有林:令和4年度地域森林計画編成調査(森林計画課)

※四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温(°C)			年間 降水量 (mm)	最深 積雪量 (cm)	主風の 方 向	備 考
	最高	最低	年平均				
相馬	28.2	-2.5	12.7	1,381.2	—	—	
飯館	27.7	-6.0	10.3	1,367.4	—	—	
広野	27.7	-1.3	13.2	1,600.3	—	—	
川内	27.9	-5.3	10.6	1,484.1	—	—	
浪江	28.5	-3.0	12.7	1,539.7	—	—	
小名浜	27.9	-0.1	13.8	1,440.7	—	北北西	

(注)気象統計情報(気象庁)

※平年値(統計期間1991年～2020年)

イ 地勢

「I 計画の大綱 1森林計画区の概況 (2)自然的背景」のとおり

ウ 地質、土壤等

「I 計画の大綱 1森林計画区の概況 (2)自然的背景」のとおり

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区分	総数	森林	農地			その他		
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地	
総 数	297,117	203,882	13,010	11,248	1,632	80,225	14,728	
相双農林事務所	相馬市	19,779	10,123	2,495	2,154	301	7,161	1,301
	南相馬市	39,858	21,847	4,058	3,629	406	13,953	2,267
	新地町	4,670	1,538	961	754	183	2,171	510
	飯舘村	23,013	17,557	113	62	49	5,343	149
	広野町	5,869	4,322	185	173	12	1,362	227
	檜葉町	10,364	7,851	215	170	45	2,298	389
	富岡町	6,839	4,049	12	12	1	2,778	465
	川内村	19,735	17,570	366	272	94	1,799	114
	大熊町	7,871	4,655	-	-	-	3,216	508
	双葉町	5,142	2,872	-	-	-	2,270	239
	浪江町	22,314	16,310	-	-	-	6,004	592
	葛尾村	8,437	6,945	36	28	9	1,456	65
	計	173,891	115,639	8,441	7,254	1,100	49,811	6,826
いわき農林事務所	いわき市	123,226	88,243	4,569	3,994	532	30,414	7,902
	計	123,226	88,243	4,569	3,994	532	30,414	7,902

(注) 農地:2020年農林業センサス

東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成31年2月1日時点の避難指示区域であり、大熊町、双葉町。)内については、調査を実施できなかったため、調査結果には含まれていない。

宅地:第136回福島県統計年鑑2020(固定資産概要調書(土地))

※四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

※農地総数には樹園地が含まれるので、田と畠の計とは一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額: 百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		総額	農業	林業	水産業			
総 数	2,374,369	16,992	10,267	2,179	4,454	915,770	1,435,325	
相双農林事務所	相馬市	252,841	2,054	1,753	63	237	154,508	95,610
	南相馬市	330,741	1,780	1,607	129	44	65,625	262,461
	新地町	64,237	1,032	988	14	30	21,874	41,161
	飯館村	11,494	140	138	2	0	6,771	4,552
	広野町	85,805	179	140	39	0	11,447	73,952
	檜葉町	32,219	195	184	11	0	18,059	13,880
	富岡町	23,052	14	13	0	2	14,908	8,068
	川内村	8,501	486	269	205	11	2,459	5,534
	大熊町	106,347	3	3	0	0	101,689	4,373
	双葉町	61,971	0	0	0	0	59,397	2,410
	浪江町	34,144	28	18	0	10	20,899	13,127
	葛尾村	5,245	45	26	19	0	3,050	2,135
計		1,016,597	5,956	5,139	482	334	480,686	527,263
いわき農林事務所	いわき市	1,357,772	11,036	5,128	1,697	4,120	435,084	908,062
計		1,357,772	11,036	5,128	1,697	4,120	435,084	908,062

(注)福島県市町村民経済計算年報(令和元(2019)年度版、福島県統計課)

※総生産額は帰属利子等を控除した額なので内訳とは一致しない。

※四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数:人

区分	人口	就業者総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			計	農業	林業	水産業		
総 数	440,222	204,996	7,487	6,059	401	1,027	62,873	128,492
相双農林事務所	相馬市	33,982	17,146	1,317	830	34	453	5,524 9,487
	南相馬市	57,512	26,786	1,461	1,318	46	97	8,544 16,098
	新地町	7,787	3,960	413	336	5	72	1,288 2,189
	飯舘村	936	527	122	108	14	-	157 186
	広野町	5,367	2,686	96	94	1	1	1,048 1,494
	檜葉町	3,586	1,680	67	60	4	3	472 1,086
	富岡町	1,530	1,338	34	29	2	3	534 727
	川内村	1,906	914	129	110	18	1	232 486
	大熊町	-	747	14	14	-	-	13 718
	双葉町	-	-	-	-	-	-	-
	浪江町	901	1,058	63	54	-	9	-
	葛尾村	360	242	67	66	1	-	52 115
計		113,867	57,084	3,783	3,019	125	639	17,864 32,586
いわき農林事務所	いわき市	326,355	147,912	3,704	3,040	276	388	45,009 95,906
	計	326,355	147,912	3,704	3,040	276	388	45,009 95,906

(注) 人口:福島県現住人口調査月報(R4.8.1、福島県統計課)

産業別人口:令和2年国勢調査

※分類不能の産業があるので総数と内訳は必ずしも一致しない。

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

立天			木然林地								
総 数			育成單層林			育成複層林			天然生林		
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
53,102.20	8,729.26	44,372.94	2.71	0.00	2.71	1,354.60	23.22	1,331.38	51,744.89	8,706.04	43,038.85
8,084,009	2,486,904	5,597,105	170	0	170	199,755	6,238	193,517	7,884,084	2,480,666	5,403,418
65,904	15,466	50,438	1	0	1	1,098	44	1,054	64,805	15,422	49,383
170.99	15.30	155.69	1.36	0.00	1.36	0.84	0.00	0.84	168.79	15.30	153.49
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
686.55	26.52	660.03	0.06	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	686.49	26.52	659.97
7606	0	7606	0	0	0	0	0	0	7606	0	7606
1163	0	1163	0	0	0	0	0	0	1163	0	1163
652.85	29.82	623.03	0.25	0.00	0.25	2.59	0.00	2.59	650.01	29.82	620.19
21351	1784	19567	1	0	1	101	0	101	21249	1784	19465
2232	257	1975	0	0	0	8	0	8	2224	257	1967
1,272.76	16.61	1,256.15	0.00	0.00	0.00	6.74	0.00	6.74	1,266.02	16.61	1,249.41
68286	1585	66701	0	0	0	391	0	391	67895	1585	66310
4730	108	4622	0	0	0	27	0	27	4703	108	4595
716.37	11.11	705.26	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	716.37	11.11	705.26
50460	1160	49300	0	0	0	0	0	0	50460	1160	49300
2307	66	2241	0	0	0	0	0	0	2307	66	2241
895.49	22.99	872.50	0.00	0.00	0.00	6.01	0.00	6.01	889.48	22.99	866.49
78193	3450	74743	0	0	0	462	0	462	77731	3450	74281
2187	134	2053	0	0	0	12	0	12	2175	134	2041
2,176.41	51.48	2,124.93	0.00	0.00	0.00	13.80	1.47	12.33	2,162.61	50.01	2,112.60
218701	9526	209175	0	0	0	1559	250	1309	217142	9276	207866
4395	269	4126	0	0	0	34	7	27	4361	262	4099
2,481.29	91.12	2,390.17	0.03	0.00	0.03	24.44	0.28	24.16	2,456.82	90.84	2,365.98
279387	18769	260618	4	0	4	2973	26	2947	276410	18743	257667
4893	448	4445	0	0	0	46	0	46	4847	448	4399
1,932.16	133.79	1,798.37	0.07	0.00	0.07	32.17	1.61	30.56	1,899.92	132.18	1,767.74
237731	30138	207593	3	0	3	4495	467	4028	233233	29671	203562
2887	497	2390	0	0	0	59	6	53	2828	491	2337
1,752.54	114.93	1,637.61	0.00	0.00	0.00	31.55	0.27	31.28	1,720.99	114.66	1,606.33
234565	27792	206773	0	0	0	4213	13	4200	230352	27779	202573
2251	445	1806	0	0	0	38	0	38	2213	445	1768
2,116.08	266.48	1,849.60	0.00	0.00	0.00	43.14	2.69	40.45	2,072.94	263.79	1,809.15
302185	69353	232832	0	0	0	5948	477	5471	296237	68876	227361
2283	815	1468	0	0	0	32	4	28	2251	811	1440
5,131.77	669.04	4,462.73	0.94	0.00	0.94	124.04	3.20	120.84	5,006.79	665.84	4,340.95
775446	184257	591189	162	0	162	19169	1053	18116	756115	183204	572911
5434	1869	3565	1	0	1	96	9	87	5337	1860	3477
10,956.34	1,222.48	9,733.86	0.00	0.00	0.00	357.73	3.26	354.47	10,598.61	1,219.22	9,379.39
1679559	341173	1338386	0	0	0	49872	884	48988	1629687	340289	1289398
10714	3049	7665	0	0	0	251	8	243	10463	3041	7422
11,576.58	1,856.26	9,720.32	0.00	0.00	0.00	404.89	1.34	403.55	11,171.69	1,854.92	9,316.77
1908613	529333	1379280	0	0	0	61617	410	61207	1846996	528923	1318073
11117	3266	7851	0	0	0	270	2	268	10847	3264	7583
5,124.25	1,131.23	3,993.02	0.00	0.00	0.00	172.87	0.53	172.34	4,951.38	1,130.70	3,820.68
915,915	334,783	581,132	0	0	0	26,613	107	26,506	889,302	334,676	554,626
4,957	1,816	3,141	0	0	0	109	0	109	4,848	1,816	3,032

(注)森林計画課資料

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表 その2

区分				立木地					
	総数			人			工林		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
16齢級	面積	2,909.24	1,789.73	1,119.51	1,059.79	1,055.45	4.34	1,029.78	1,025.44
	材積	1,120,629	953,398	167,231	731,686	731,094	592	707,117	706,525
	成長量	3,837	2,983	854	1,981	1,978	3	1,924	1,921
17齢級	面積	2,017.06	1,335.39	681.67	700.53	699.78	0.75	690.42	689.67
	材積	814,263	700,914	113,349	510,450	510,354	96	502,195	502,099
	成長量	1,922	1,327	595	877	877	0	869	869
18齢級	面積	1,283.27	1,047.63	235.64	517.43	517.08	0.35	504.59	504.24
	材積	568,299	532,904	35,395	369,052	369,001	51	358,309	358,258
	成長量	1,026	846	180	518	518	0	504	504
19齢級	面積	835.45	709.91	125.54	323.24	322.62	0.62	319.40	318.78
	材積	379,909	360,161	19,748	245,161	245,097	64	242,144	242,080
	成長量	634	528	106	324	323	1	322	321
20齢級	面積	583.66	522.13	61.53	227.12	227.12	0.00	224.10	224.10
	材積	269,684	259,319	10,365	167,098	167,098	0	164,583	164,583
	成長量	376	327	49	174	174	0	174	174
21齢級	面積	397.07	353.22	43.85	130.03	129.88	0.15	128.02	127.87
	材積	169,171	162,948	6,223	94,698	94,677	21	93,249	93,228
	成長量	230	205	25	76	76	0	74	74
22齢級	面積	212.45	169.13	43.32	81.85	81.67	0.18	80.79	80.79
	材積	94,534	87,973	6,561	59,001	58,967	34	58,192	58,192
	成長量	140	98	42	54	54	0	53	53
23齢級	面積	146.42	142.82	3.60	43.80	43.80	0.00	43.67	43.67
	材積	63,759	63,330	429	32,710	32,710	0	32,596	32,596
	成長量	100	98	2	28	28	0	28	28
24齢級	面積	55.01	43.11	11.90	15.34	15.34	0.00	15.34	15.34
	材積	21,484	19,394	2,090	11,666	11,666	0	11,666	11,666
	成長量	34	23	11	7	7	0	7	7
25齢級	面積	39.28	19.70	19.58	7.63	7.63	0.00	7.63	7.63
	材積	12,498	9,107	3,391	6,065	6,065	0	6,065	6,065
	成長量	24	6	18	3	3	0	3	3
26齢級	面積	16.30	15.40	0.90	4.73	4.73	0.00	4.73	4.73
	材積	5,947	5,825	122	2,818	2,818	0	2,818	2,818
	成長量	11	10	1	5	5	0	5	5
27齢級	面積	25.80	8.88	16.92	5.53	5.53	0.00	5.53	5.53
	材積	7,709	4,520	3,189	3,427	3,427	0	3,427	3,427
	成長量	22	5	17	4	4	0	4	4
28齢級	面積	14.80	5.52	9.28	3.16	3.16	0.00	3.16	3.16
	材積	5,212	3,472	1,740	2,722	2,722	0	2,722	2,722
	成長量	12	3	9	2	2	0	2	2
29齢級	面積	2.46	2.21	0.25	1.35	1.35	0.00	1.35	1.35
	材積	1,285	1,250	35	952	952	0	952	952
	成長量	0	0	0	0	0	0	0	0
30齢級	面積	25.17	7.77	17.40	4.10	4.10	0.00	4.10	4.10
	材積	5,545	3,121	2,424	2,167	2,167	0	2,167	2,167
	成長量	25	8	17	5	5	0	5	5
31齢級	面積	32.65	27.48	5.17	10.69	10.69	0.00	10.69	10.69
	材積	11,603	10,827	776	5,847	5,847	0	5,847	5,847
	成長量	29	24	5	10	10	0	10	10

竹林	無立木地	更新困難地	森林合計					
面積	束数	総数	伐採跡地	未立木地	面積	面積	材積	成長量
354.89	283,912	732.82	479.71	253.11	1,518.04	117,566.14	39,825,637	375,156

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

立天			木然			地林			
総数		育成單層林			育成複層林		天然生林		
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
1,849.45	734.28	1,115.17	0.00	0.00	0.00	30.03	0.70	29.33	
388943	222304	166639	0	0	0	4776	275	4501	
1856	1005	851	0	0	0	19	1	18	
1,316.53	635.61	680.92	0.00	0.00	0.00	48.31	0.15	48.16	
303813	190560	113253	0	0	0	7880	47	7833	
1045	450	595	0	0	0	44	0	44	
765.84	530.55	235.29	0.00	0.00	0.00	15.81	4.12	11.69	
199247	163903	35344	0	0	0	2989	1394	1595	
508	328	180	0	0	0	17	5	12	
512.21	387.29	124.92	0.00	0.00	0.00	16.66	0.00	16.66	
134748	115064	19684	0	0	0	2494	0	2494	
310	205	105	0	0	0	15	0	15	
356.54	295.01	61.53	0.00	0.00	0.00	4.42	0.00	4.42	
102586	92221	10365	0	0	0	619	0	619	
202	153	49	0	0	0	5	0	5	
267.04	223.34	43.70	0.00	0.00	0.00	1.31	1.17	0.14	
74473	68271	6202	0	0	0	437	410	27	
154	129	25	0	0	0	1	1	0	
130.60	87.46	43.14	0.00	0.00	0.00	0.33	0.00	0.33	
35533	29006	6527	0	0	0	46	0	46	
86	44	42	0	0	0	0	0	86	
102.62	99.02	3.60	0.00	0.00	0.00	0.19	0.00	0.19	
31049	30620	429	0	0	0	20	0	20	
72	70	2	0	0	0	0	0	72	
39.67	27.77	11.90	0.00	0.00	0.00	2.88	2.43	0.45	
9818	7728	2090	0	0	0	493	425	68	
27	16	11	0	0	0	1	1	0	
31.65	12.07	19.58	0.00	0.00	0.00	4.33	0.00	4.33	
6433	3042	3391	0	0	0	823	0	823	
21	3	18	0	0	0	4	0	4	
11.57	10.67	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.57	
3129	3007	122	0	0	0	0	0	3129	
6	5	1	0	0	0	0	0	6	
20.27	3.35	16.92	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	20.27	
4282	1093	3189	0	0	0	0	0	4282	
18	1	17	0	0	0	0	0	18	
11.64	2.36	9.28	0.00	0.00	0.00	8.66	0.00	8.66	
2490	750	1740	0	0	0	1645	0	1645	
10	1	9	0	0	0	9	0	9	
1.11	0.86	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.11	
333	298	35	0	0	0	0	0	333	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21.07	3.67	17.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	21.07	
3378	954	2424	0	0	0	0	0	3378	
20	3	17	0	0	0	0	0	20	
21.96	16.79	5.17	0.00	0.00	0.00	0.86	0.00	0.86	
5756	4980	776	0	0	0	120	0	120	
19	14	5	0	0	0	1	0	1	
								18	
								14	
								4	

(注)森林計画課資料

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数		
		面 積	材 積	成 長 量
総 数		117,566.14	39,825,637	375,156
木地	立人	針葉樹	69,987.02	34,175,466
		広葉樹	44,973.37	5,650,171
		総 数	114,960.39	39,825,637
	人工林	針葉樹	61,257.76	31,688,562
		広葉樹	600.43	53,066
		総 数	61,858.19	31,741,628
	育成单層林	針葉樹	59,478.20	30,506,367
		広葉樹	587.81	51,659
		総 数	60,066.01	30,558,026
	育成複層林	針葉樹	1,779.56	1,182,195
		広葉樹	12.62	1,407
		総 数	1,792.18	1,183,602
	天然林	針葉樹	8,729.26	2,486,904
		広葉樹	44,372.94	5,597,105
		総 数	53,102.20	8,084,009
	育成单層林	針葉樹	0.00	0
		広葉樹	2.71	170
		総 数	2.71	170
	育成複層林	針葉樹	23.22	6,238
		広葉樹	1,331.38	193,517
		総 数	1,354.60	199,755
	天然生林	針葉樹	8,706.04	2,480,666
		広葉樹	43,038.85	5,403,418
		総 数	51,744.89	7,884,084
竹 林		354.89	283,912	0
無立木地	総 数		732.82	0
	伐採跡地		479.71	0
	未立木地		253.11	0
更 新 困 難 地		1,518.04	0	0

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

普通林			制限林		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
99,756.40	33,801,612	311,963	17,809.74	6,024,025	63,193
58,461.08	29,015,319	267,389	11,525.94	5,160,147	56,210
38,834.88	4,786,293	44,574	6,138.49	863,878	6,983
97,295.96	33,801,612	311,963	17,664.43	6,024,025	63,193
50,560.65	26,785,481	253,465	10,697.11	4,903,081	54,668
467.37	39,612	832	133.06	13,454	287
51,028.02	26,825,093	254,297	10,830.17	4,916,535	54,955
48,922.13	25,683,301	244,095	10,556.07	4,823,066	53,861
458.22	38,607	806	129.59	13,052	282
49,380.35	25,721,908	244,901	10,685.66	4,836,118	54,143
1,638.52	1,102,180	9,370	141.04	80,015	807
9.15	1,005	26	3.47	402	5
1,647.67	1,103,185	9,396	144.51	80,417	812
7,900.43	2,229,838	13,924	828.83	257,066	1,542
38,367.51	4,746,681	43,742	6,005.43	850,424	6,696
46,267.94	6,976,519	57,666	6,834.26	1,107,490	8,238
0.00	0	0	0.00	0	0
2.71	170	1	0.00	0	0
2.71	170	1	0.00	0	0
18.07	4,748	37	5.15	1,490	7
815.33	116,666	572	516.05	76,851	482
833.40	121,414	609	521.20	78,341	489
7,882.36	2,225,090	13,887	823.68	255,576	1,535
37,549.47	4,629,845	43,169	5,489.38	773,573	6,214
45,431.83	6,854,935	57,056	6,313.06	1,029,149	7,749
344.20	275,360	0	10.69	8,552	0
654.66	0	0	78.16	0	0
457.33	0	0	22.38	0	0
197.33	0	0	55.78	0	0
1,461.58	0	0	56.46	0	0

(注)森林計画課資料

(3) 市町村別森林資源表 その1

区分		立木地												
		総数			人工林						育成単層林			
					総数			育成複層林			育成複層林			
総数	面積	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	
	面積	114,960.39	69,987.02	44,973.37	61,858.19	61,257.76	600.43	60,066.01	59,478.20	587.81	1,792.18	1,779.56	12.62	
	材積	39,825,637	34,175,466	5,650,171	31,741,628	31,688,562	53,066	30,558,026	30,506,367	51,659	1,183,602	1,182,195	1,407	
相双農林事務所	総数	面積	58,482.61	34,798.18	23,684.43	29,123.99	28,788.29	335.70	28,773.13	28,444.19	328.94	350.86	344.10	6.76
	面積	16,768,006	13,930,731	2,837,275	12,300,350	12,275,879	24,471	12,138,234	12,114,647	23,587	162,116	161,232	884	
	相馬市	面積	7,188.48	3,186.57	4,001.91	2,269.90	2,251.88	18.02	2,255.14	2,238.90	16.24	14.76	12.98	1.78
	面積	1,747,991	1,325,462	422,529	1,097,682	1,096,167	1,515	1,092,567	1,091,283	1,284	5,115	4,884	231	
	南相馬市	面積	12,504.66	7,604.47	4,900.19	5,259.53	5,181.16	78.37	5,246.88	5,169.98	76.90	12.65	11.18	1.47
	面積	3,809,926	3,164,492	645,434	2,509,762	2,504,859	4,903	2,506,823	2,502,128	4,695	2,939	2,731	208	
	(原町)	面積	4,497.12	2,889.44	1,607.68	2,024.23	1,995.44	28.79	2,023.16	1,994.37	28.79	1.07	1.07	0.00
	面積	1,412,877	1,200,558	212,319	956,072	955,082	990	955,682	954,692	990	390	390	0	
	(鹿島)	面積	4,755.56	2,556.60	2,198.96	1,859.61	1,830.61	29.00	1,852.98	1,825.29	27.69	6.63	5.32	1.31
	面積	1,380,034	1,089,282	290,752	914,846	912,000	2,846	913,640	910,973	2,667	1,206	1,027	179	
	(小高)	面積	3,251.98	2,158.43	1,093.55	1,375.69	1,355.11	20.58	1,370.74	1,350.32	20.42	4.95	4.79	0.16
	面積	1,017,015	874,652	142,363	638,844	637,777	1,067	637,501	636,463	1,038	1,343	1,314	29	
	広野町	面積	2,683.47	1,957.41	726.06	1,753.63	1,746.93	6.70	1,742.56	1,736.01	6.55	11.07	10.92	0.15
	面積	845,541	748,124	97,417	684,046	683,483	563	678,826	678,282	544	5,220	5,201	19	
	檜葉町	面積	1,895.26	1,329.99	565.27	1,285.67	1,274.52	11.15	1,280.11	1,268.96	11.15	5.56	5.56	0.00
	面積	616,825	554,937	61,888	539,292	538,465	827	537,281	536,454	827	2,011	2,011	0	
	富岡町	面積	2,584.73	1,724.87	859.86	1,513.80	1,496.75	17.05	1,492.38	1,475.33	17.05	21.42	21.42	0.00
	面積	862,897	753,605	109,292	695,688	693,730	1,958	681,579	679,621	1,958	14,109	14,109	0	
	川内村	面積	11,888.49	8,949.22	2,939.27	8,733.04	8,685.49	47.55	8,708.45	8,660.90	47.55	24.59	24.59	0.00
	面積	3,504,346	3,140,706	363,640	3,072,365	3,067,106	5,259	3,060,091	3,054,832	5,259	12,274	12,274	0	
	大熊町	面積	2,243.44	1,187.87	1,055.57	1,018.57	1,008.65	9.92	947.08	937.18	9.90	71.49	71.47	0.02
	面積	635,897	496,213	139,684	453,207	451,718	1,489	415,236	413,749	1,487	37,971	37,969	2	
	双葉町	面積	2,435.45	1,624.26	811.19	1,069.77	1,068.63	1.14	1,064.86	1,063.72	1.14	4.91	4.91	0.00
	面積	794,809	688,946	105,863	525,246	525,160	86	522,717	522,631	86	2,529	2,529	0	
	浪江町	面積	4,383.39	2,493.04	1,890.35	2,066.87	2,052.68	14.19	1,961.39	1,949.75	11.64	105.48	102.93	2.55
	面積	1,411,049	1,175,550	235,499	1,043,069	1,041,456	1,613	990,699	989,432	1,267	52,370	52,024	346	
	葛尾村	面積	1,973.71	911.42	1,062.29	765.58	761.40	4.18	724.45	720.27	4.18	41.13	41.13	0.00
	面積	474,481	355,404	119,077	308,994	308,603	391	291,510	291,119	391	17,484	17,484	0	
	新地町	面積	1,442.22	744.11	698.11	562.28	547.67	14.61	562.28	547.67	14.61	0.00	0.00	0.00
	面積	482,435	388,891	93,544	327,796	326,331	1,465	327,796	326,331	1,465	0	0	0	
	飯館村	面積	7,259.31	3,084.95	4,174.36	2,825.35	2,712.53	112.82	2,787.55	2,675.52	112.03	37.80	37.01	0.79
	面積	1,581,809	1,138,401	443,408	1,043,203	1,038,801	4,402	1,033,109	1,028,785	4,324	10,094	10,016	78	

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

天然林												竹林	無立木地			更新困難地
総数		育成单層林			育成複層林			天然生林					総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
53,102.20	8,729.26	44,372.94	2.71	0.00	2.71	1,354.60	23.22	1,331.38	51,744.89	8,706.04	43,038.85	354.89	732.82	479.71	253.11	1,518.04
8,084,009	2,486,904	5,597,105	170	0	170	199,755	6,238	193,517	7,884,084	2,480,666	5,403,418	283,912	0	0	0	0
29,358.62	6,009.89	23,348.73	0.00	0.00	0.00	399.69	17.68	382.01	28,958.93	5,992.21	22,966.72	141.19	378.21	206.97	171.24	912.72
4,467,656	1,654,852	2,812,804	0	0	0	59,142	4,568	54,574	4,408,514	1,650,284	2,758,230	112,952	0	0	0	0
4,918.58	934.69	3,983.89	0.00	0.00	0.00	63.50	4.62	58.88	4,855.08	930.07	3,925.01	9.42	60.96	11.95	49.01	113.40
650,309	229,295	421,014	0	0	0	8,284	1,086	7,198	642,025	228,209	413,816	7,536	0			
7,245.13	2,423.31	4,821.82	0.00	0.00	0.00	100.66	4.47	96.19	7,144.47	2,418.84	4,725.63	36.42	141.12	66.60	74.52	274.30
1,300,164	659,633	640,531	0	0	0	15,297	1,126	14,171	1,284,867	658,507	626,360	29,136	0			
2,472.89	894.00	1,578.89	0.00	0.00	0.00	13.52	2.66	10.86	2,459.37	891.34	1,568.03	22.32	68.96	42.87	26.09	164.88
456,805	245,476	211,329	0	0	0	1,922	478	1,444	454,883	244,998	209,885	17,856	0			
2,895.95	725.99	2,169.96	0.00	0.00	0.00	16.06	0.55	15.51	2,879.89	725.44	2,154.45	5.61	27.58	6.16	21.42	39.66
465,188	177,282	287,906	0	0	0	2,084	160	1,924	463,104	177,122	285,982	4,488	0			
1,876.29	803.32	1,072.97	0.00	0.00	0.00	71.08	1.26	69.82	1,805.21	802.06	1,003.15	8.49	44.58	17.57	27.01	69.76
378,171	236,875	141,296	0	0	0	11,291	488	10,803	366,880	236,387	130,493	6,792	0			
929.84	210.48	719.36	0.00	0.00	0.00	45.38	1.08	44.30	884.46	209.40	675.06	7.69	10.10	7.30	2.80	68.39
161,495	64,641	96,854	0	0	0	7,137	290	6,847	154,358	64,351	90,007	6,152	0			
609.59	55.47	554.12	0.00	0.00	0.00	3.99	0.00	3.99	605.60	55.47	550.13	3.43	14.53	10.16	4.37	51.87
77,533	16,472	61,061	0	0	0	689	0	689	76,844	16,472	60,372	2,744	0			
1,070.93	228.12	842.81	0.00	0.00	0.00	26.04	5.62	20.42	1,044.89	222.50	822.39	20.09	40.64	32.03	8.61	51.96
167,209	59,875	107,334	0	0	0	5,191	1,906	3,285	162,018	57,969	104,049	16,072	0			
3,155.45	263.73	2,891.72	0.00	0.00	0.00	77.02	0.00	77.02	3,078.43	263.73	2,814.70	1.62	23.33	22.95	0.38	48.36
431,981	73,600	358,381	0	0	0	10,021	0	10,021	421,960	73,600	348,360	1,296	0			
1,224.87	179.22	1,045.65	0.00	0.00	0.00	18.59	0.00	18.59	1,206.28	179.22	1,027.06	9.98	12.67	6.80	5.87	71.26
182,690	44,495	138,195	0	0	0	2,644	0	2,644	180,046	44,495	135,551	7,984	0			
1,365.68	555.63	810.05	0.00	0.00	0.00	1.18	0.11	1.07	1,364.50	555.52	808.98	27.43	18.31	9.74	8.57	59.14
269,563	163,786	105,777	0	0	0	213	34	179	269,350	163,752	105,598	21,944	0			
2,316.52	440.36	1,876.16	0.00	0.00	0.00	24.58	0.00	24.58	2,291.94	440.36	1,851.58	16.83	26.17	19.27	6.90	33.39
367,980	134,094	233,886	0	0	0	3,816	0	3,816	364,164	134,094	230,070	13,464	0			
1,208.13	150.02	1,058.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,208.13	150.02	1,058.11	2.61	1.42	1.16	0.26	4.07
165,487	46,801	118,686	0	0	0	0	0	0	165,487	46,801	118,686	2,088	0			
879.94	196.44	683.50	0.00	0.00	0.00	25.55	0.00	25.55	854.39	196.44	657.95	5.31	17.22	7.78	9.44	69.70
154,639	62,560	92,079	0	0	0	4,363	0	4,363	150,276	62,560	87,716	4,248	0			
4,433.96	372.42	4,061.54	0.00	0.00	0.00	13.20	1.78	11.42	4,420.76	370.64	4,050.12	0.36	11.74	11.23	0.51	66.88
538,606	99,600	439,006	0	0	0	1,487	126	1,361	537,119	99,474	437,645	288	0			

(注)森林計画課資料

(3) 市町村別森林資源表 その2

区分			立木地											
			総数			人工林								
						総数	針	広	育成単層林	育成複層林	育成複層林	総数	針	広
面積	針	広	面積	針	広	面積	針	広	面積	針	広	面積	針	広
いわき農林事務所	総 数	面積	56,477.78	35,188.84	21,288.94	32,734.20	32,469.47	264.73	31,292.88	31,034.01	258.87	1,441.32	1,435.46	5.86
		材積	23,057.631	20,244.735	2,812,896	19,441,278	19,412,683	28,595	18,419,792	18,391,720	28,072	1,021,486	1,020,963	523
	いわき市	面積	56,477.78	35,188.84	21,288.94	32,734.20	32,469.47	264.73	31,292.88	31,034.01	258.87	1,441.32	1,435.46	5.86
		材積	23,057.631	20,244.735	2,812,896	19,441,278	19,412,683	28,595	18,419,792	18,391,720	28,072	1,021,486	1,020,963	523
	(平)	面積	4,663.26	2,631.92	2,031.34	2,090.86	2,036.62	54.24	2,090.10	2,035.90	54.20	0.76	0.72	0.04
		材積	1,432,910	1,188,362	244,548	1,012,650	1,005,416	7,234	1,012,214	1,004,986	7,228	436	430	6
	(常磐)	面積	2,364.93	1,096.70	1,268.23	1,070.16	1,057.68	12.48	1,065.81	1,053.33	12.48	4.35	4.35	0.00
		材積	839,638	673,562	166,076	661,177	659,958	1,219	657,687	656,468	1,219	3,490	3,490	0
	(小名浜)	面積	3,074.33	1,352.58	1,721.75	1,059.51	1,056.65	2.86	1,058.45	1,055.59	2.86	1.06	1.06	0.00
		材積	890,098	670,177	219,921	576,678	576,352	326	576,318	575,992	326	360	360	0
	(内郷)	面積	1,736.06	859.04	877.02	817.43	812.78	4.65	817.43	812.78	4.65	0.00	0.00	0.00
		材積	583,531	478,720	104,811	467,569	467,058	511	467,569	467,058	511	0	0	0
	(勿来)	面積	4,530.75	2,915.65	1,615.10	2,625.06	2,618.77	6.29	2,546.17	2,539.88	6.29	78.89	78.89	0.00
		材積	1,917,366	1,713,462	203,904	1,630,084	1,629,399	685	1,567,895	1,567,210	685	62,189	62,189	0
	(遠野)	面積	5,156.32	3,215.25	1,941.07	3,105.63	3,101.15	4.48	3,091.39	3,087.19	4.20	14.24	13.96	0.28
		材積	2,321,569	2,041,239	280,330	2,002,950	2,002,503	447	1,995,922	1,995,503	419	7,028	7,000	28
	(田人)	面積	6,217.74	4,414.44	1,803.30	4,406.41	4,388.98	17.43	4,323.77	4,306.34	17.43	82.64	82.64	0.00
		材積	3,404,097	3,145,520	258,577	3,137,049	3,135,334	1,715	3,093,010	3,091,295	1,715	44,039	44,039	0
	(好間)	面積	1,314.42	628.86	685.56	576.78	573.88	2.90	575.23	572.33	2.90	1.55	1.55	0.00
		材積	392,673	307,800	84,873	291,222	290,925	297	290,534	290,237	297	688	688	0
	(小川)	面積	3,582.35	1,930.41	1,651.94	1,577.97	1,559.38	18.59	1,575.46	1,557.43	18.03	2.51	1.95	0.56
		材積	974,720	771,334	203,386	656,086	654,167	1,919	655,303	653,412	1,891	783	755	28
	(三和)	面積	11,819.96	8,175.57	3,644.39	8,100.19	8,037.14	63.05	7,052.90	6,994.65	58.25	1,047.29	1,042.49	4.80
		材積	6,114,244	5,590,493	523,751	5,552,572	5,546,617	5,955	4,777,227	4,771,719	5,508	775,345	774,898	447
	(四倉)	面積	2,460.64	1,655.88	804.76	1,209.71	1,207.30	2.41	1,208.97	1,206.56	2.41	0.74	0.74	0.00
		材積	837,275	732,495	104,780	588,831	588,590	241	588,645	588,404	241	186	186	0
	(川前)	面積	6,187.32	3,879.35	2,307.97	3,846.98	3,830.87	16.11	3,642.56	3,626.63	15.93	204.42	204.24	0.18
		材積	2,227,164	1,919,588	307,576	1,908,135	1,907,010	1,125	1,782,205	1,781,094	1,111	125,930	125,916	14
	(久之浜)	面積	850.11	580.14	269.97	448.36	443.94	4.42	447.97	443.55	4.42	0.39	0.39	0.00
		材積	196,185	173,199	22,986	144,948	144,546	402	144,807	144,405	402	141	141	0
	(大久)	面積	2,519.59	1,853.05	666.54	1,799.15	1,744.33	54.82	1,796.67	1,741.85	54.82	2.48	2.48	0.00
		材積	926,161	838,784	87,377	811,327	804,808	6,519	810,456	803,937	6,519	871	871	0

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

天然林												竹林	無立木地			更新困難地
総数			育成单層林			育成複層林			天然生林				総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
23,743.58	2,719.37	21,024.21	2.71	0.00	2.71	954.91	5.54	949.37	22,785.96	2,713.83	20,072.13	213.70	354.61	272.74	81.87	605.32
3,616,353	832,052	2,784,301	170	0	170	140,613	1,670	138,943	3,475,570	830,382	2,645,188	170,960	0	0	0	0
23,743.58	2,719.37	21,024.21	2.71	0.00	2.71	954.91	5.54	949.37	22,785.96	2,713.83	20,072.13	213.70	354.61	272.74	81.87	605.32
3,616,353	832,052	2,784,301	170	0	170	140,613	1,670	138,943	3,475,570	830,382	2,645,188	170,960	0			
2,572.40	595.30	1,977.10	0.00	0.00	0.00	101.06	0.14	100.92	2,471.34	595.16	1,876.18	44.11	8.83	4.77	4.06	21.14
420,260	182,946	237,314	0	0	0	13,069	31	13,038	407,191	182,915	224,276	35,288	0			
1,294.77	39.02	1,255.75	0.00	0.00	0.00	60.82	0.00	60.82	1,233.95	39.02	1,194.93	15.52	20.33	19.93	0.40	17.88
178,461	13,604	164,857	0	0	0	8,954	0	8,954	169,507	13,604	155,903	12,416	0			
2,014.82	295.93	1,718.89	0.00	0.00	0.00	71.45	0.99	70.46	1,943.37	294.94	1,648.43	18.03	12.60	4.34	8.26	41.62
313,420	93,825	219,595	0	0	0	10,228	279	9,949	303,192	93,546	209,646	14,424	0			
918.63	46.26	872.37	1.36	0.00	1.36	25.83	0.00	25.83	891.44	46.26	845.18	3.04	4.72	3.19	1.53	40.40
115,962	11,662	104,300	0	0	0	3,146	0	3,146	112,816	11,662	101,154	2,432	0			
1,905.69	296.88	1,608.81	0.00	0.00	0.00	123.89	0.59	123.30	1,781.80	296.29	1,485.51	17.89	58.02	49.87	8.15	79.90
287,282	84,063	203,219	0	0	0	17,234	343	16,891	270,048	83,720	186,328	14,312	0			
2,050.69	114.10	1,936.59	1.00	0.00	1.00	101.28	0.52	100.76	1,948.41	113.58	1,834.83	19.92	61.00	59.30	1.70	38.76
318,619	38,736	279,883	162	0	162	17,249	38	17,211	301,208	38,698	262,510	15,936	0			
1,811.33	25.46	1,785.87	0.00	0.00	0.00	88.21	0.00	88.21	1,723.12	25.46	1,697.66	8.86	49.57	46.80	2.77	6.93
267,048	10,186	256,862	0	0	0	14,954	0	14,954	252,094	10,186	241,908	7,088	0			
737.64	54.98	682.66	0.00	0.00	0.00	65.58	0.71	64.87	672.06	54.27	617.79	5.36	0.71	0.57	0.14	35.69
101,451	16,875	84,576	0	0	0	9,188	194	8,994	92,263	16,681	75,582	4,288	0			
2,004.38	371.03	1,633.35	0.10	0.00	0.10	20.98	0.00	20.98	1,983.30	371.03	1,612.27	34.29	16.01	8.06	7.95	66.47
318,634	117,167	201,467	7	0	7	3,003	0	3,003	315,624	117,167	198,457	27,432	0			
3,719.77	138.43	3,581.34	0.00	0.00	0.00	98.75	0.48	98.27	3,621.02	137.95	3,483.07	9.64	48.35	35.09	13.26	35.76
561,672	43,876	517,796	0	0	0	16,058	339	15,719	545,614	43,537	502,077	7,712	0			
1,250.93	448.58	802.35	0.25	0.00	0.25	62.96	0.00	62.96	1,187.72	448.58	739.14	14.89	21.24	11.31	9.93	28.03
248,444	143,905	104,539	1	0	1	7,989	0	7,989	240,454	143,905	96,549	11,912	0			
2,340.34	48.48	2,291.86	0.00	0.00	0.00	59.49	2.11	57.38	2,280.85	46.37	2,234.48	5.60	25.52	9.24	16.28	42.32
319,029	12,578	306,451	0	0	0	7,936	446	7,490	311,093	12,132	298,961	4,480	0			
401.75	136.20	265.55	0.00	0.00	0.00	8.94	0.00	8.94	392.81	136.20	256.61	2.18	12.12	10.59	1.53	10.50
51,237	28,653	22,584	0	0	0	859	0	859	50,378	28,653	21,725	1,744	0			
720.44	108.72	611.72	0.00	0.00	0.00	65.67	0.00	65.67	654.77	108.72	546.05	14.37	15.59	9.68	5.91	139.92
114,834	33,976	80,858	0	0	0	10,746	0	10,746	104,088	33,976	70,112	11,496	0			

(注)森林計画課資料

（4）所有形態別森林資源表

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

区分	総面積	総数		人 工 林		天 然 林		地		無立木地	
		総数	金葉樹	広葉樹	総数	金葉樹	広葉樹	総数	金葉樹	広葉樹	総数
		総数	金葉樹	広葉樹	総数	金葉樹	広葉樹	総数	金葉樹	広葉樹	総数
総面積	117,566.14	114,960,39	69,987,02	44,973,37	61,658,19	61,257,76	600,43	60,066,01	58,7181	1,779,56	12,62
材積	38,825,637	34,171,637	34,171,638	5,650,171	31,688,582	30,588,026	30,586,367	51,659	1,183,602	1,182,95	1,407
個人面積	67,205,69	65,89,15	39,160,97	26,730,18	33,250,28	27,470,38	31,883,12	27,031	1,146,85	1,143,08	3,77
森林面積組合	67,205,69	65,89,15	39,160,97	26,730,18	33,250,28	27,470,38	31,883,12	27,031	1,146,85	1,143,08	3,77
会社面積	23,521,419	23,521,419	18,492,144	18,465,220	26,954	17,743,958	17,703,99	26,559	53,102,20	52,926	44,372,94
団体面積	1,386,75	1,371,85	781,29	593,56	762,23	753,82	750,14	3,98	12,41	12,41	6,184,77
学校面積	501,032	420,089	80,943	415,129	414,743	386	406,052	405,666	9,077	0	85,903
社寺面積	6,734,45	6,161,72	3,392,42	2,777,30	2,848,96	2,834,21	14,75	98,55	98,55	0	3,320,76
県有面積	1,880,511	1,880,511	1,545,156	335,355	1,403,426	1,402,207	1,219	1,342,866	1,341,647	1,219	60,560
市町村有面積	2,902,98	2,62,05	954,21	1,866,684	867,07	839,00	28,07	803,40	776,13	24,27	66,67
その他面積	744,703	744,703	500,597	244,106	471,510	469,045	2,485	424,138	422,047	2,091	47,372
市町村面積	125,85	91,61	34,24	93,12	91,56	91,56	1,56	93,12	91,56	0,00	0,00
学校面積	44,001	44,001	39,013	4,988	39,143	38,988	145	39,143	38,988	145	0
社寺面積	749,31	734,39	452,18	282,21	384,41	382,27	2,14	382,21	378,07	2,14	4,20
市町村有面積	248,289	248,289	212,904	35,395	191,884	191,670	214	189,224	189,010	214	2,660
財産区有面積	3,905,22	3,982,01	3,561,45	320,56	3,548,39	3,538,39	833	3,547,02	3,538,39	833	1,37
その他の面積	1,535,372	1,535,372	1,493,459	41,913	1,488,516	1,487,328	1,188	1,488,135	1,486,947	1,188	381
市町村有材積	11,335,50	11,046,05	8,94,48	3,153,57	8,176,38	7,988,71	187,37	8,116,00	7,928,43	187,37	60,28
財産区有材積	3,543,233	3,543,233	3,155,840	407,393	2,998,54	2,985,565	12,979	2,989,071	2,956,092	12,979	29,473
その他の面積	30,605	28,73	12,989	15,794	11,040	10,835	2,05	10,762	10,557	2,05	2,78
他公有面積	81,459	81,459	62,415	19,044	57,143	56,892	251	56,716	56,465	251	427
部落有材積	36,762	35,755	23,860	12,095	22,873	22,431	4,42	22,290	21,48	4,42	5,83
共有材積	16,715,50	16,459,89	8,481,99	7,968,80	7,362,67	7,300,91	61,76	7,156,18	7,098,47	56,71	20,44
センターマーク材積	688,98	685,537	657,74	281,13	648,22	647,79	0,43	643,22	647,79	0,43	3,75,80
公社材積	280,051	260,051	256,820	3,231	254,538	254,492	46	254,538	254,492	46	0
その他材積	11,369	11,369	10,832	537	10,832	10,832	0	10,832	10,832	0	537

(5)制限林の種類別面積(その1)

区分	保 安 林						
	水 か ん 保 安 林	源 養 林	土 砂 防 備	流 出 備	土 砂 崩 壊 備	そ の 他 の 保 安 林	計
総数	- 7,642.53	(54.86) 8,375.43		(1.27) 215.68	(1,121.82) 1,709.27	(1,177.95) 17,942.91	
相馬市	- 675.86	(20.17) 702.61		3.65	(97.38) 175.54	(117.55) 1,557.66	
南相馬市	- 1,108.41	(9.11) 1,569.62		35.82	(134.48) 274.11	(143.59) 2,987.96	
(原町)	- 102.81	550.66		4.92	(48.28) 108.41	(48.28) 766.80	
(鹿島)	- 1,005.60	(9.11) 858.07		19.81	(77.50) 125.80	(86.61) 2,009.28	
(小高)	- -	160.89		11.09	(8.70) 39.90	(8.70) 211.88	
新地町	- 240.43	(23.48) 208.64		-	(31.16) 39.23	(54.64) 488.30	
飯舘村	- 20.08	266.07		2.72	-	-	288.87
広野町	- 522.40	(2.10) 126.23		3.17	(53.05) 53.05	(55.15) 704.85	
楓葉町	- -	53.56		(0.09) 11.78	(5.62) 15.22	(5.71) 80.56	
富岡町	- 374.05	148.96		4.88	-	-	531.25
川内村	- 2,307.09	- 852.24		6.80	(160.11) 213.71	(160.11) 3,379.84	
大熊町	- 196.17	68.32		-	(82.82) 102.15	(82.82) 366.64	
双葉町	- -	577.62		1.99	(5.07) 24.10	(5.07) 603.71	
浪江町	- -	155.18		16.18	(18.37) 92.38	(18.37) 263.74	
葛尾村	- -	50.28		1.62	-	-	51.90
いわき農林事務所	総数 2,198.04	- 3,596.10	(1.18) 127.07	(533.76) 716.42	(534.94) 6,637.63		
いわき市	- 2,198.04	- 3,596.10	(1.18) 127.07	(533.76) 716.42	(534.94) 6,637.63		
(平)	- 253.29	- 269.43	(1.18) 27.78	(102.54) 160.18	(103.72) 710.68		
(常磐)	- 231.19	- 64.67	- 2.09	(66.88) 66.88	(66.88) 364.83		
(小名浜)	- -	- 45.39	- 15.60	- 2.96	- 63.95		
(内郷)	- 180.86	- 24.33	- 6.45	- -	- 211.64		
(勿来)	- -	- 148.34	- 3.83	- 4.59	- 156.76		
(遠野)	- -	- 238.16	- 1.81	- (12.30)	- 12.30	(12.30) 252.27	
(田人)	- 162.62	- 274.91	- 22.54	- (12.19)	- 12.19	(12.19) 472.26	
(好間)	- -	- 284.24	- 2.79	- 14.35	- 301.38		
(小川)	- 0.80	- 655.31	- 10.43	- 7.33	(3.23) 673.87	(3.23) 726.51	
(三和)	- 460.49	- 168.58	- 11.88	- 85.56	(34.31) 140.37	(34.31) 623.56	
(四倉)	- 96.54	- 373.56	- 13.09	- (132.36)	- 140.37	(132.36) 726.51	
(川前)	- 543.99	- 492.13	- 0.77	- (49.17)	- 49.17	(49.17) 1,086.06	
(久之浜)	- -	- 21.40	- 1.11	- 55.32	(15.56) 55.32	(15.56) 77.83	
(大久)	- 268.26	- 535.65	- 6.90	- 105.22	(105.22) 105.22	(105.22) 916.03	

(注)()内の面積は他制限林(該当制限林より左に記載してある制限林)との重複面積で、内数

(5)制限林の種類別面積(その2)

区分	自然公園					保 安 施 設 地 区	砂 防 指 定 地	ばた山崩壞 防止区域	急傾斜地 崩壊危険 区域				
	県立自然公園				計 836.10								
	第一種 特 別 地 域	第二種 特 別 地 域	第三種 特 別 地 域	小 計 836.10									
総数	- 7.39	(99.01) 259.42	(299.90) 569.29	(398.91) 836.10	(398.91) 836.10	- 3.28	(50.96) 521.74	- 2.04	(0.08) 9.79				
相双農林事務所	総数	- -	(67.43) 132.26	(50.63) 114.02	(118.06) 246.28	(118.06) 246.28	- 0.05	(11.18) 249.16	- -				
	相馬市	- -	(67.32) 128.05	(49.92) 51.35	(117.24) 179.40	(117.24) 179.40	- -	(0.82) 38.11	- -				
	南相馬市	- -	(0.11) 0.11	- -	(0.11) 0.11	(0.11) 0.11	- 0.05	(1.75) 34.34	- -				
	(原町)	- -	- -	- -	- -	- -	0.05	3.54	- -				
	(鹿島)	- -	(0.11) 0.11	- -	(0.11) 0.11	(0.11) 0.11	- -	(1.16) 28.76	- -				
	(小高)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(0.59) 2.04	- -				
	新地町	- -	- -	- -	- -	- -	- -	0.61	- -				
	飯館村	- -	- -	- -	- -	- -	- -	5.11	- -				
	広野町	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3.77	- 0.89				
	檜葉町	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -				
	富岡町	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -				
	川内村	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(1.73) 71.52	- -				
	大熊町	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1.51	- -				
	双葉町	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2.28	- -				
	浪江町	- -	(0.71) 4.10	(0.71) 62.67	(0.71) 66.77	(0.71) 66.77	- -	(6.88) 78.76	- -				
	葛尾村	- -	- -	- -	- -	- -	- -	13.15	- -				
いわき農林事務所	総数	- 7.39	(31.58) 127.16	(249.27) 455.27	(280.85) 589.82	(280.85) 589.82	- 3.23	(39.78) 272.58	- 2.04				
	いわき市	- 7.39	(31.58) 127.16	(249.27) 455.27	(280.85) 589.82	(280.85) 589.82	- 3.23	(39.78) 272.58	- 2.04				
	(平)	- -	(12.00) 62.66	(17.03) 85.41	(29.03) 148.07	(29.03) 148.07	- -	(0.39) 2.27	- 3.96				
	(常磐)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2.97	- 0.84				
	(小名浜)	- -	(1.79) 7.01	- 7.01	(1.79) 7.01	(1.79) 7.01	- -	- 2.21	- -				
	(内郷)	- -	- -	- -	- -	- -	0.07	21.17	- 0.26				
	(勿来)	- 7.39	(1.34) 24.82	- 30.58	(1.34) 62.79	(1.34) 62.79	- 3.05	- 4.68	- 1.54				
	(遠野)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	15.28	- -				
	(田人)	- -	(11.95) 11.95	- -	(11.95) 11.95	(11.95) 11.95	- -	- 29.26	- 1.23				
	(好間)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(38.09) 125.41	- 2.04				
	(小川)	- -	- 4.69	(164.56) 164.56	(164.56) 169.25	(164.56) 169.25	- -	(1.30) 7.64	- 0.06				
	(三和)	- -	- -	(67.68) 174.72	(67.68) 174.72	(67.68) 174.72	- -	- 29.83	- -				
	(四倉)	- -	(3.11) 4.32	- 4.32	(3.11) 4.32	(3.11) 4.32	- 0.11	- 16.58	- -				
	(川前)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	7.81	- (0.08) 1.01				
	(久之浜)	- -	(1.39) 11.71	- 11.71	(1.39) 11.71	(1.39) 11.71	- -	- -	- -				
	(大久)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	7.47	- -				

(注)()内の面積は他制限林(該当制限林より左に記載してある制限林)との重複面積で、内数

単位 面積:ha

鳥獣保護法による特別保護地区	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	都市緑地保全法による緑地保全地区	自然環境保全法による原生自然環境保全地域	自然環境保全法による自然環境保全地域の特別地区	県自然環境保全地域特別地区	合 計
(130.81) 214.85	-	-	(3.79) 21.06	-	-	-	(9.29) 29.76	(1,771.79) 19,581.53
(118.37) 200.13	-	-	- 1.59	-	-	-	-	(890.62) 12,003.38
-	-	-	-	-	-	-	-	(235.61) 1,775.17
-	-	-	- 1.59	-	-	-	-	(145.45) 3,024.05
-	-	-	0.02	-	-	-	-	(48.28) 770.41
-	-	-	-	-	-	-	-	(87.88) 2,038.15
-	-	-	1.57	-	-	-	-	(9.29) 215.49
-	-	-	-	-	-	-	-	(54.64) 488.91
-	-	-	-	-	-	-	-	- 293.98
78.36	-	-	-	-	-	-	-	(55.15) 787.87
-	-	-	-	-	-	-	-	(5.71) 80.56
-	-	-	-	-	-	-	-	- 531.25
(118.37) 121.77	-	-	-	-	-	-	-	(280.21) 3,573.13
-	-	-	-	-	-	-	-	(82.82) 368.15
-	-	-	-	-	-	-	-	(5.07) 605.99
-	-	-	-	-	-	-	-	(25.96) 409.27
-	-	-	-	-	-	-	-	- 65.05
(12.44) 14.72	-	-	(3.79) 19.47	-	-	-	(9.29) 29.76	(881.17) 7,578.15
(12.44) 14.72	-	-	(3.79) 19.47	-	-	-	(9.29) 29.76	(881.17) 7,578.15
-	-	-	5.17	-	-	-	-	(133.14) 870.15
-	-	-	-	-	-	-	-	(66.88) 368.64
-	-	-	-	-	-	-	-	(1.79) 73.17
-	-	-	10.10	-	-	-	-	- 243.24
-	-	-	0.41	-	-	-	-	(1.34) 229.23
(12.44) 14.72	-	-	-	-	-	-	-	(24.74) 282.27
-	-	-	-	-	-	-	-	(24.14) 535.17
-	-	-	-	-	-	-	-	(9.29) 9.29
-	-	-	-	-	-	-	-	(47.38) 438.12
-	-	-	-	-	-	-	-	(169.09) 850.82
-	-	-	-	-	-	-	-	(101.99) 931.06
-	-	-	-	-	-	-	-	(135.47) 644.57
-	-	-	-	-	-	-	-	(49.25) 1,094.88
-	-	-	(3.79) 3.79	-	-	-	-	(20.74) 93.33
-	-	-	-	-	-	-	-	(105.22) 923.50

森林計画課資料

(6)樹種別材積表

単位 材積:千m³

区 分	総 数	人工林	天然林
針葉樹	スギ	23,809	23,798
	ヒノキ	1,696	1,696
	アカマツ・クロマツ	8,477	6,034
	カラマツ	152	152
	ヒバ	11	—
	ヒメコマツ	—	—
	モミ	22	—
	その他	9	9
小 計		34,175	31,689
広葉樹	クリ	5	5
	クヌギ	106	17
	ブナ	—	—
	ナラ	28	—
	その他	5,481	1
	小 計	5,620	23
	特殊樹種	0	0
合 計		39,796	31,712
(注)森林計画課資料			

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積 : ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備 考	
	番号	面積				箇所数	面 積		
		総 数	人工林	天然林	その他				
大熊町	10	6	4	1	1			帰還困難区域	
	11	2		2				帰還困難区域	
双葉町	13	9		8	1			帰還困難区域	

(注) 森林保全課資料

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積 : ha

区分	荒廃林地			荒廃危険地 (概成)	計
	崩壊地	地すべり地	小計		
総数	1,270	166	1,436	929	2,365
相双農林事務所	相馬市	51	25	76	36
	南相馬市	143	61	204	66
	新地町	20		20	4
	飯舘村	84		84	34
	広野町	18		18	13
	檜葉町	67		67	11
	富岡町	51		51	15
	川内村	65		65	19
	大熊町	44	7	51	6
	双葉町	81		81	6
	浪江町	57	13	70	34
	葛尾村	11		11	21
事務所計		691	107	798	265
いわき農林事務所	いわき市	579	60	638	664
	事務所計	579	60	638	664
					1,302

(注) 森林保全課資料（令和3年度）

注1 「荒廃林地」とは、山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている渓流、及び地すべり地などの荒廃林地や、荒廃の兆しがある荒廃危険地をいう。

注2 「崩壊地」とは、台風や豪雨、地震、火山活動等により、崩壊が発生した山腹斜面、土石流などにより、渓岸が浸食されたり流出土砂が異常に堆積している渓流及び植生が衰退化したことによるはげ山などをいう。

注3 「地すべり地」とは、地下水が原因となり、山地や丘陵地の土地の一部がすべり面を境に移動する現象が発生している斜面をいう。

注4 「荒廃危険地」とは、台風や豪雨、地震、火山活動等により、荒廃の兆しが見られ、崩壊地に移行する恐れが高い箇所などをいう。

注5 「概成」とは、治山工事において荒廃地の復旧などを目的として計画した一連の工事が完了した場合をいう。

注6 四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

(9) 森林の被害

種類	風害			水害			雪害			干害			凍害		
年度	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
総数	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相双農林事務所	相馬市														
	南相馬市														
	新地町	1													
	飯舘村														
	広野町														
	檜葉町														
	富岡町														
	川内村														
	大熊町														
	双葉町														
	浪江町														
	葛尾村														
計		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
いわき農林事務所	いわき市														
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)森林保全課資料

注1 被害量は整数止め (0.5未満は0と表示)

注2 四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

単位 面積：ha 松くい虫、カシノナガキイムシ：m³

種類	松くい虫			カシノナガキイムシ			その他病虫獣害			林野火災			その他		
年度	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
総数	7,785	7,396	7,199	1,298	2,219	2,127	—	—	—	0	—	3	—	—	—
相双農林事務所	相馬市	94	28	84	68	41	1								
	南相馬市	34	34	34	938	814	522								
	新地町	31	28	27	39	7	30								
	飯舘村	57	2	1	29	93	5								
	広野町	32	22	5	1	126	37								
	檜葉町				32	136	9								
	富岡町	21	8	6	56	303	15								
	川内村		29	7		23	8								
	大熊町					85	2								
	双葉町					6									
	浪江町					43	1								
	葛尾村	5	5			3	2								
計		274	156	164	1,162	1,680	632	—	—	—	—	—	—	—	—
いわき農林事務所	いわき市	7,511	7,240	7,035	136	539	1,495				0		3		
	計	7,511	7,240	7,035	136	539	1,495	—	—	—	0	—	3	—	—

松くい虫及びカシノナガキイムシの被害量には、相双（富岡）管内の一部数値は含まない。

(10) 防火線等の整備状況

区分	予防資機材					初期消火機材					防 火 管 球 (m)
	自 動 音 警 報 機	予 防 立 看 板	標 板	警 報 旗	防 火 ポ 斯 ト	可 搬 式 消 火 ポンプ	水 の う 付 手動 ポンプ	背 負 式 消 火 消化器	携 帯 用 防 火 セ ッ ト	簡 防 用	
総数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
相 双 農 林 事 務 所	相 馬 市										
	南 相 馬 市										
	新 地 町										
	飯 館 村										
	広 野 町										
	檜 葉 町										
	富 岡 町										
	川 内 村										
	大 熊 町										
	双 葉 町										
	浪 江 町										
	葛 尾 村										
計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
い わ き 農 林 事 務 所	い わ き 市										
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 予防資機材、初期消火機材 (森林保全課資料(平成28年度))

防火管理道 (森林整備課資料(平成28年度))

3 林業の動向

(1) 林家数

単位 戸数：戸

区分	総数
総数	5,913
相双農林事務所	相馬市
	南相馬市
	新地町
	飯舘村
	広野町
	檜葉町
	富岡町
	川内村
	大熊町
	双葉町
	浪江町
	葛尾村
計	1,721
いわき農林事務所	いわき市
計	4,192

(注) 2020年農林業センサス

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 人数：人、面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	2,003	15,974	3	1,130	2,000	14,844	
相双農林事務所	相馬市	270	122		270	122	
	南相馬市	262	518	1	18	261	500
	新地町	—	—				
	飯舘村	(1)	540	(1)	540		
	広野町	—	—				
	檜葉町	—	—				
	富岡町	—	—				
	川内村	—	—				
	大熊町	—	—				
	双葉町	—	—				
いわき農林事務所	浪江町	—	—				
	葛尾村	—	—				
計		532	1,180	1	558	531	622
いわき農林事務所	いわき市	1,471	14,794	2(1)	572	1,469	14,222
	計	1,471	14,794	2(1)	572	1,469	14,222

(注) 森林計画課資料

令和4年3月31日現在

※人数は共同申請の場合、その森林所有者全員の人数

※長期受委託に基づく受託者の申請の場合、それを1人とカウント

※四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない

※公有林の人数の()は、複数市町村に跨がる同一者を()で表示

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積 : ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	1	3.38	0	0	
相双農林事務所	相馬市				
	南相馬市				
	新地町				
	飯館村				
	広野町				
	楓葉町				
	富岡町				
	川内村				
	大熊町				
	双葉町				
	浪江町				
	葛尾村				
	計	0	0	0	0
いわき農林事務所	いわき市	1	3.38		
	計	1	3.38	0	0

(注) 森林計画課資料

令和4年3月31日現在

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構 成

(森林組合)

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備 考
総 数	4	10,632	3	310,927	85,370	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	相馬地方	2,561	1	53,082	9,881
	南相馬市					
	新地町					
	飯舘村	飯舘村	987	0	59,000	4,743
	広野町					
	檜葉町					
	富岡町					
	川内村					
	大熊町	3,338	1	103,141	25,715	
	双葉町					
	浪江町					
	葛尾村					
計		3	6,886	2	215,223	40,339
いわき 農林事務所	いわき市	いわき市	3,746	1	95,704	45,031
計		1	3,746	1	95,704	45,031

(注) 令和3年度森林組合一斉調査（森林計画課）

(生産森林組合)

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
総 数		10	534	0	372,986	1,311	
相 双 農 林 事 務 所	相馬市	山上	24	0	8,568	81	
	富岡町	赤木山					休止中
	双葉町	山田第一					休止中
		山田第二					休止中
計		4	24	0	8,568	81	
い わ き 農 林 事 務 所	いわき市	赤井	117	0	21,051	151	
		大平					休止中
		高野	58	0	37,487	205	
		常磐湯ノ岳	97	0	160,195	306	
		西小川	116	0	137,912	451	
		下永井	122	0	7,773	117	
	計		6	510	364,418	1,230	

(注) 令和3年度森林組合一斉調査（森林計画課）

イ 事業内容及び活動状況等

計画区内の4森林組合は、森林整備事業（造林・保育・治山・林道等）のうち、保育事業を主として行っている。また、林産事業を行っている組合は1組合のみで、10,000m³以上を生産している。なお、原子力災害により、営林活動が制限されたり、事務所の移転を余儀なくされている組合がある。

(5) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業 (うち素材市売市場)	木材・木製品製造業		その他
				製造業	その他	
総 数	19	69	14 (2)	51	1	4
相双農林事務所	相馬市	1	2	2		
	南相馬市	2	12	1	16	
	新地町	×				
	飯館村		6	1		
	広野町	1	1		2	
	檜葉町		2		1	
	富岡町		3		1	
	川内村	1	4			
	大熊町			1	1	
	双葉町				1	
	浪江町		5	2	2	
	葛尾村	×	2			
	計	5	37	7	26	
いわき農林事務所	いわき市	14	32	7 (2)	25	1 4
	計	14	32	7 (2)	25	1 4

(注) 造林業 : 2020年農林業センサス (農林水産省)

「×」 … 調査経営体の秘密保護上秘匿とされているもの)

木材卸売業のうち素材市売市場 : 2019 (令和元) 年木材需給と木材工業の現況 (林業振興課)

素材生産業外 : 福島県木材業者等登録名簿 (平成29年3月末) (林業振興課)

(6) 林業労働力の概況

単位 人

区分	年 度	~19才	20才~	30才~	40才~	50才~	60才~	70才~	合 計	
総 数	平成22年	4	52	97	98	165	174	73	663	
	平成27年	2	35	59	65	118	110	47	436	
	令和2年	-	23	49	69	67	87	56	351	
相馬市	平成22年	-	4	7	8	8	10	6	43	
	平成27年	-	2	7	6	7	8	5	35	
	令和2年	-	1	4	6	5	6	6	28	
南相馬市	平成22年	-	9	17	7	23	25	6	87	
	平成27年	-	4	5	6	10	18	5	48	
	令和2年	-	4	5	10	4	10	8	41	
新地町	平成22年	-	-	-	-	4	-	-	4	
	平成27年	-	1	-	2	3	1	2	9	
	令和2年	-	-	-	-	-	4	1	5	
飯舘村	平成22年	1	3	4	8	11	19	3	49	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和2年	-	-	-	3	2	4	2	11	
広野町	平成22年	-	-	2	2	2	1	-	7	
	平成27年	-	-	-	-	1	-	1	2	
	令和2年	-	-	-	-	-	-	-	-	
相双農林事務所	平成22年	-	-	1	-	-	-	-	1	
	平成27年	-	-	1	-	-	-	-	1	
	令和2年	-	-	1	-	1	1	-	3	
富岡町	平成22年	-	5	3	-	1	3	4	16	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和2年	-	-	-	-	-	-	-	-	
川内村	平成22年	-	3	7	5	10	14	6	45	
	平成27年	-	-	2	2	4	9	1	18	
	令和2年	-	-	1	2	0	7	5	15	
大熊町	平成22年	-	1	-	1	3	-	-	5	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和2年	-	-	-	-	-	-	-	-	
双葉町	平成22年	-	-	1	-	2	-	-	3	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和2年	-	-	-	-	-	-	-	-	
浪江町	平成22年	-	2	6	9	10	17	6	50	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和2年	-	-	-	-	-	-	-	-	
葛尾村	平成22年	2	1	1	1	5	5	-	15	
	平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	令和2年	-	-	-	1	-	-	-	1	
計	平成22年	3	28	49	41	79	94	31	325	
	平成27年	-	7	15	16	25	36	14	113	
	令和2年	-	5	11	22	12	32	22	104	
いわき農林事務所	いわき市	平成22年	1	24	48	57	86	80	42	338
		平成27年	2	28	44	49	93	74	33	323
		令和2年	-	18	38	47	55	55	34	247
いわき農林事務所	計	平成22年	1	24	48	57	86	80	42	338
		平成27年	2	28	44	49	93	74	33	323
		令和2年	-	18	38	47	55	55	34	247

(注) 国勢調査

(7) 林業機械化の概況

ア 高性能林業機械

単位 台

区分	高性能林業機械							
	フェラバ ンチャー	プロセッ サ	フォワー ダ	スキッダ	タワー ヤーダ	スイング ヤーダ	ハーベス タ	その他
総 数	4	28	16	-	-	6	10	20
相双農林事務所	相馬市		1	1				1
	南相馬市	2	4	5		1	3	4
	新地町							
	飯舘村			1				2
	広野町							
	檜葉町	1						1
	富岡町			1				
	川内村	1	2				2	
	大熊町							
	双葉町							
いわき農林事務所	浪江町						1	
	葛尾村		2			1	1	
	計	4	9	8	-	-	2	8
いわき農林事務所	いわき市		19	8		4	3	12
	計	-	19	8	-	-	4	3
								12

(注) 森林計画課資料（令和2年度）

イ 林業機械

単位 台

区分	集材機	林内作業車	林業用トラクタ
総数	12	67	20
相双農林事務所	7	17	8
いわき農林事務所	5	50	12

(注) 森林計画課資料（令和2年度）

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 上段:路線数 下段:延長(m)

区分	合計	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	333 246,014	87 46,375	90 46,823	54 45,242	25 40,140	77 67,434
相双農林事務所	相馬市	62 34,391	44 14,720	8 6,263	7 9,918	1 780
	南相馬市	43 16,228	24 9,473	10 3,569	9 3,186	
	新地町	21 10,790		15 5,820	4 3,180	1 1,240
	飯館村	4 7,864				1 3,229
	広野町	10 25,755			5 14,402	3 5,230
	檜葉町	1 2,890				1 2,890
	富岡町	22 3,473				22 3,473
	川内村	18 48,245	3 5,146	3 6,724	4 9,859	4 4,571
	大熊町	— —				
	双葉町	— —				
	浪江町	1 1,306				1 1,306
	葛尾村	2 9,820				1 5,720
計		184 160,762	71 29,339	36 22,376	29 40,545	11 20,770
いわき農林事務所	いわき市	149 85,252	16 17,036	54 24,447	25 4,697	14 19,370
	計	149 85,252	16 17,036	54 24,447	25 4,697	14 19,370
(注) 福島県森林・林業統計書(平成28~令和2年度)						

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1,067	678	1,745	1,112	556	1,668	104.2	82.0	95.6
針葉樹	902	678	1,580	973	556	1,529	107.9	82.0	96.8
広葉樹	165	—	165	139	—	139	84.2	—	84.2

(注) 計画欄は、前計画の前半5ヵ年分 (H30～R4) に対応する計画量。

実行欄は、前計画の前半5ヵ年分 (H30～R4) の実行量。

ただし、本計画の樹立年度 (R4) の実行量については見込量。

四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

森林計画課資料

(2) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
12,157	5,094	41.9

(注) (1) の注に同じ

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
5,128	560	10.9	3,063	389	12.7	2,065	171	8.3

(注) (1) の注に同じ

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 拡張：箇所 実行歩合：%

	開設延長			拡張箇所		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	62.0	9.1	14.7	40	4	10.0
うち林業専用道	21.0	8.7	41	0	0	-

(注) (1) の注に同じ

森林整備課資料

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水 源 潫 養	464	5	1%	1	1	100%
災 害 防 備	770	113	15%	17	1	6%
保 健 ・ そ の 他	33	—	—	6	0.0346	1%

(注) 計画欄は、前計画の前半5カ年分(H30～R4)に対応する計画量。

実行欄は、前計画の前半5カ年分(H30～R4)の実行量。

ただし、本計画の樹立年度(R4)の実行量については見込量。

森林保全課資料

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計画	実行	実行歩合
—	—	—

(注) (5) アに同じ

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：カ所、実行歩合：%

種類	計画	実行	実行歩合
治山事業施行地区数	83	70	84%

(注) (5) アに同じ

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計画	実行	実行歩合
造林	総数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保育		—	—	—
伐採	総数	—	—	—
	主伐	—	—	—
	間伐	9.85	7.55	77%
その他		—	—	—

(注) (5) アに同じ

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積： h a

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
15	5	168	9	772	969

（注）面積欄には、前計画の前半5カ年に対応する異動面積を記載した。

農用地は、田、畑、樹園地とする。

四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積： h a

原野	農用地	その他	合計
0	0	220	220

（注）面積欄には、前計画の前半5カ年に対応する異動面積を記載した。

四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha、材積:千m³、延長:km

分期		I	II	III	IV
伐採立木材積	総数	総 数	2,028,598	2,025,933	2,358,400
		針葉樹	1,914,622	1,946,437	1,538,700
		広葉樹	113,976	79,496	819,700
	主伐	総 数	1,394,585	1,385,227	1,639,400
		針葉樹	1,280,609	1,305,731	819,700
		広葉樹	113,976	79,496	819,700
	間伐	総 数	634,013	640,706	719,000
		針葉樹	634,013	640,706	719,000
		広葉樹			
造林面積	総 数	5,137	4,283	6,654	6,654
	人工造林	3,067	3,206	3,332	3,332
	天然更新	2,070	1,077	3,322	3,322
林道開設延長		17	29	—	—

(注)森林計画樹立の翌年度から5年間を第Ⅰ分期、次の5年間を第Ⅱ分期、以下同様とする。

※四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない

森林計画課資料

(2) 分期別期首別資源表

単位 面積:ha、材積:千m³

区分		面 積											材積	
		総 数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級		
第Ⅰ分期	総 数		115,440	1,953	2,697	3,645	9,523	13,304	26,650	41,517	16,151	0	0	39,825
	人工林	総 数	61,858	617	771	2,033	4,865	9,619	19,403	18,983	5,567	0	0	31,742
		育成单層林	60,065	612	751	2,013	4,518	9,369	19,020	18,330	5,452	0	0	30,558
		育成複層林	1,793	5	20	20	347	250	383	653	115	0	0	1,184
	天然林	総 数	53,582	1,336	1,926	1,612	4,658	3,685	7,247	22,534	10,584	0	0	8,084
		育成单層林												
		育成複層林	1,356	1	10	6	38	64	167	763	307	0	0	200
	天 然 生 林		52,226	1,335	1,916	1,606	4,620	3,621	7,080	21,771	10,277	0	0	7,884
第Ⅱ分期	総 数		115,440	4,843	1,889	3,201	5,381	11,022	16,870	38,053	34,180	0	0	40,535
	人工林	総 数	62,246	2,965	549	1,356	2,917	7,096	13,010	21,990	12,362	0	0	32,306
		育成单層林	59,111	2,294	542	1,330	2,844	6,576	12,670	21,003	11,852	0	0	30,866
		育成複層林	3,135	671	7	26	73	520	340	987	511	0	0	1,440
	天然林	総 数	53,194	1,878	1,340	1,845	2,464	3,926	3,860	16,063	21,818	0	0	8,229
		育成单層林												
		育成複層林	1,994	193	3	7	20	63	95	582	1,031	0	0	313
	天 然 生 林		51,201	1,685	1,337	1,838	2,444	3,863	3,765	15,482	20,787	0	0	7,916
第Ⅲ分期	総 数		115,440	7,220	1,753	2,505	3,131	8,341	12,598	24,920	39,655	15,317	0	41,081
	人工林	総 数	62,652	5,249	616	771	2,033	4,859	8,922	17,725	17,380	5,097	0	32,567
		育成单層林	58,216	3,927	612	751	2,013	4,510	8,465	16,836	16,254	4,849	0	30,812
		育成複層林	4,436	1,322	4	20	20	349	457	889	1,126	249	0	1,755
	天然林	総 数	52,788	1,971	1,137	1,734	1,098	3,483	3,676	7,195	22,275	10,220	0	8,514
		育成单層林												
		育成複層林	2,325	290	2	10	6	41	84	242	1,010	640	0	372
	天 然 生 林		50,463	1,681	1,135	1,724	1,092	3,442	3,592	6,953	21,264	9,580	0	8,142
第Ⅳ分期	総 数		115,440	6,570	4,643	1,775	2,640	4,906	10,563	15,754	35,967	32,621	0	41,680
	人工林	総 数	63,067	5,192	2,965	549	1,356	2,915	6,644	11,919	20,182	11,344	0	32,943
		育成单層林	57,324	3,986	2,294	542	1,330	2,841	5,990	11,215	18,604	10,522	0	30,693
		育成複層林	5,743	1,206	671	7	26	74	653	704	1,579	822	0	2,250
	天然林	総 数	52,373	1,378	1,678	1,226	1,284	1,991	3,920	3,835	15,784	21,277	0	8,737
		育成单層林												
		育成複層林	2,764	231	193	3	7	22	78	120	704	1,406	0	481
	天 然 生 林		49,610	1,147	1,485	1,223	1,277	1,969	3,842	3,716	15,080	19,871	0	8,256
第Ⅴ分期	総 数		115,440	6,223	7,220	1,632	1,944	2,863	8,023	11,869	23,360	37,782	14,524	42,149
	人工林	総 数	63,484	5,022	5,249	616	771	2,032	4,545	8,213	16,325	16,022	4,689	33,275
		育成单層林	56,471	3,923	3,927	612	751	2,011	4,108	7,512	14,902	14,414	4,312	30,510
		育成複層林	7,013	1,100	1,322	4	20	21	438	701	1,423	1,609	377	2,765
	天然林	総 数	51,956	1,201	1,971	1,016	1,173	831	3,478	3,656	7,035	21,760	9,836	8,874
		育成单層林												
		育成複層林	3,167	252	290	2	10	7	52	102	308	1,222	921	584
	天 然 生 林		48,789	948	1,681	1,014	1,163	824	3,426	3,554	6,727	20,538	8,915	8,290

(注)森林計画課資料

※面積欄の齢級について、I・II 分期の「15・16齢級」は「15・16齢級以上」、III・IV 分期の「17・18齢級」は「17・18齢級以上」、

V 分期の「19・20齢級」は「19・20齢級以上」と読み替える。

※四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない

7 その他

(1)持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間) 単位 材積:千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
739

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	739	128	867
90	665		793
80	591		719
70	517		645
60	443		571
50	370		498
40	296		424
30	222		350
20	148		276
10	74		202